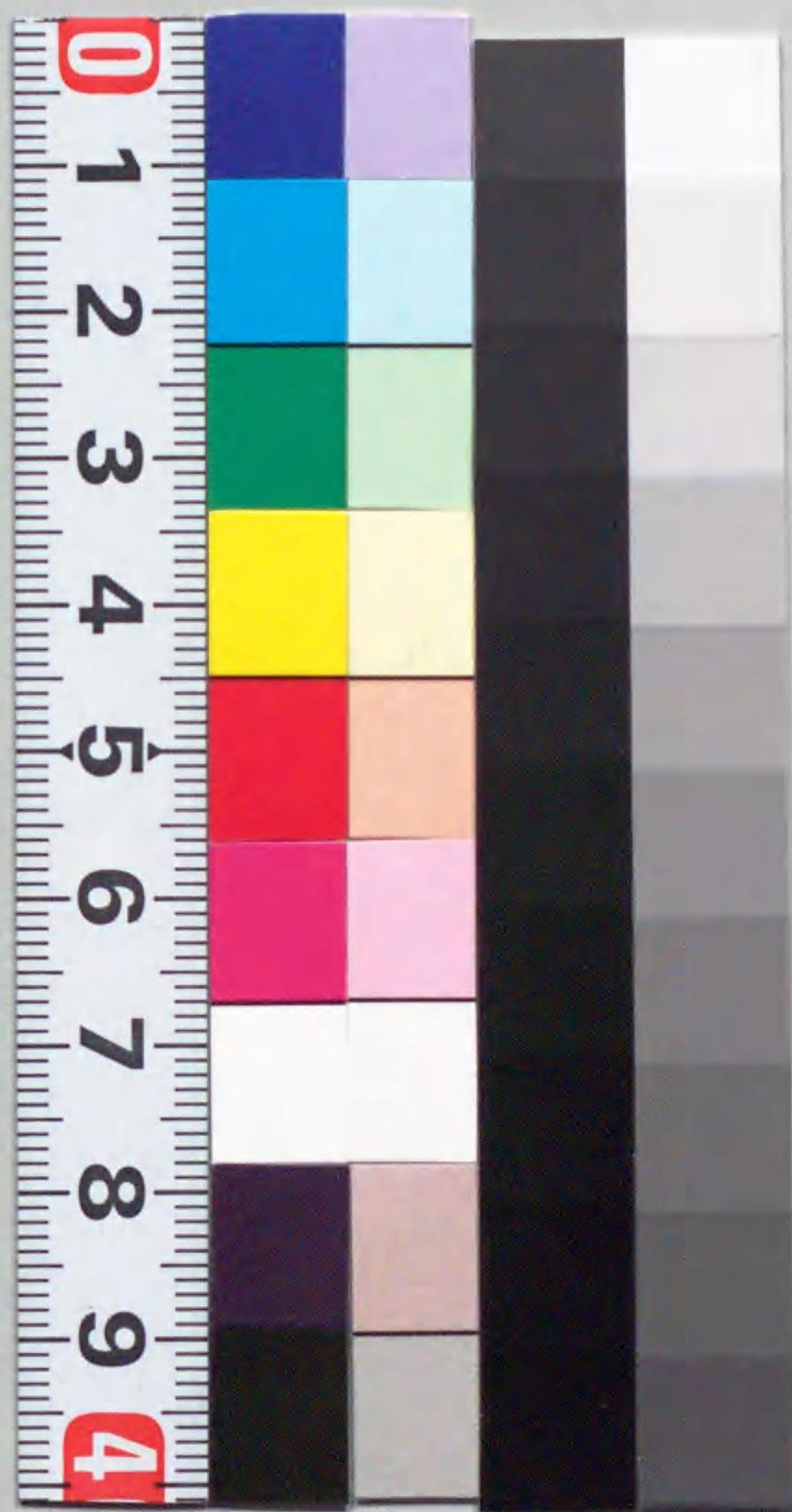





210.08
Ko5483



00712677



Handwritten text on a small paper tag at the bottom edge of the book cover.





文學士 矢野太郎編

國史叢書

浮世の有様 三

國史研究會藏版



文學士 矢野太郎編

國史叢書

浮世の有様 三

國史研究會藏版

210.08
K65483



712677

例言

- 一、本編には浮世の有様第五冊後、第六冊を採收す。
- 一、本書に載する所は天保七年より天保八年に到る雜録にして、就中天保七年の飢饉の事、同年の甲州一揆の事、同八年大鹽一揆始末、同年の肥後國小兒徒黨の事、攝州能勢一揆の事、同八年の將軍家齊の御代替の儀式及び家慶將軍宣下の儀式等の記事は最も詳密にして異彩あり、絶好の史料たるを疑はず。
- 一、一般の讀過に便ならしむるため、語尾を補ひ、文字を略一定し、普通耳馴れざる語或は難語には頭注を施し、又文中童蒙を苦しむる文字に振假名を施せる等既刊の諸書に同じ。



浮世の有様 卷之五(後)

目次

天保七年歳次……………一頁

五月大洪水……………二

七月大水……………四

八月大風の詳聞……………六

大坂の火災……………一〇

洒落文……………一六

天保八百年大小……………一七

播州の年柄……………一八

九州筋の豊年……………二〇

大坂を永く商業地とせんとす……………二四

目次

天保七年雜記……………二九

米價騰貴の制裁……………三一

酒造に付ての觸出……………三三

酒價の暴騰の停止……………三六

不正の商賣をなす者を誡む……………三八

唐産毛糸反物類賣買の取締……………四〇

貧窮人の調査の令……………四二

施行錢持寄高……………四七

江戸より雲州屋敷へ來候書付の
寫……………七〇

諸堂御寄附……………七一

鍋島一件……………七二

江戸より或屋敷へ申來る……………八二

將軍御宣下に付下祿……………九〇

目次

甲州騒動二件……………九二

浮世の有様 卷之六

天保八年雜記……………二二

大鹽の亂……………二四

米價騰貴と餓死人……………二九

越後柏崎一揆……………三五

六月の天候……………三六

七月の日記……………三九

八月の日記……………三〇

九月の日記……………三三

江戸より來狀の寫……………三四

遠州稗原村村上庄司より來狀の寫……………三四

目次終

大鹽騒動に關する落首……………二六三

大坂焼失後町人施行……………二六四

肥後小人徒黨……………三四〇

攝州能勢一揆の模様……………三四六

攝州川邊郡豊島郡能勢郡變事略記……………三四九

御代替(家齊)の儀式……………三六九

將軍宣下(家慶)御轉任御兼任の御規式書……………四〇六

雀鳩物語……………四二六

大坂警備の模様……………四三六



浮世の有様 卷之五(後)

天保七丙申年風水の天變ありて、世間一統騒々しき事なりし。元來去る癸巳の違作ありてより、米價下直なる時と雖も、百目以下八九十匁よりは下る事なかりしにぞ、米價の次第に高くなりて、糊口の患あらん事を恐れぬる處より、何國の人も同じき心にて、此年は外々の作物を減じて多くの麥を蒔きしといふ。されば當年に至りても、春よりして時候大に不順にして、三月の末より雨繁くて如何あらんと思ひしに、麥は大抵に實のりしかば、精麥一石にて直段銀四十匁位にて賣らんといひぬれ共、之を取合ふ商人もなき程の事なりしかば、米價も夫れにつれて、少々宛下落せる様子なりしかば、姦商惡農等が是迄一己の利を得んとて、密に買占めて之迄隠持てる米を追々に賣出せしかば、價も一と頃は餘程下直になれる勢なりしに、打續き風水の變ありて、暑中帷子を著する事稀にて、其上打續いて雨降りぬる事なれば、自ら

天保七年歲次

溝の悪穢なる物を流し、上よりしては日の早り付く事稀なりしかば、蚊の生ずる事も少くして、終に一度も蚊帳を垂れし事なかりし程の事なりしかば、姦商時を得て米價も下落せず、四十匁に賣らんといひし麥も六十匁にても手に入る、事難き様になりぬ。先づ當年の時候天變の有様左の如し。

當年の時候天變

正月元日・二日は天氣も穩なりしが、三日に至りて風雨烈しく少し雪降る。以後時々晴雨不定と雖も時候常の如し。二月十五日未明より雨、辰の刻より初更迄大風雨、諸國共海上大荒にて破船・人死數知れずといふ。廿日大風吹く。昨今の時候猛烈なる事嚴寒より堪難し。廿二・廿三兩日共江戸大火。三月十六日川崎驛に於て鍋島侯へ對し、一橋殿家來狼藉をなし御仕置となる。四月廿一日初更前、雨無くして雷鳴する事三聲。五月八日より十日迄北風烈しく寒氣堪へ難し。九日には尤大風雨にて洪水出づ。十九日洪水出で込水にて地形低き村々は、水家の床に至り田畠一面の水と成る。三十石船多く覆り人多く死す。淀川筋の通船十一日止、又連日の大雨にて六月七日洪水出る事一丈餘、村々下地の込水未だ引かざる處へ、又大に込水を増

五月大洪水

す、引續き雨降り込水愈増しぬる故、上福島の寺にて早鐘を撞く。市中にても西國橋・九條の橋落ちて九條村は申すに及ばず、攝・河・泉は申すに及ばず、所々の堤切込み、同日より三十石の船止まる事十二日。米價次第に上り、十八日頃には百目餘となり、廿六日頃には百二十匁位となる。當十一日の洪水は諸國共同様の事也。石州津和野にては十一日・十二日二日の間雨一滴も之なくし、^(てカ)大雷鳴止まず。兩日共鳴通しにて、十二日初更城邊の山崩れ、大水沸蕩し家を流す事四百餘。人死凡六百餘といふ。此節雲州も至つて洪水の由、同所にては海上を働く漁獵共三五日漁を止めて、石州より海上へ流來りし家財・雜具を拾取りしといふ。同日周防・長門も同様の洪水にて、家數百軒流亡し、人死其數知れず、田畠をも多流せしといふ。され共石・防・長共山川の事にて、海に近き故水は速に引去りしが、一時は水にて家根を隠す程なる洪水なりといふ。され其前にいへる如く、何れも海に近き事なれば、田畠の損じは大抵其川筋計りなりといふ。其外安藝備中・筑前筑後等至つて洪水なれ共、川筋計りの損じにて、何れも格別の事はなかりしといふ。何分にも三月下旬よ

り八月に至る迄も、至つて雨繁く度々の洪水なりし故、自ら山々も崩るゝ様に成りて、國々共大小山の崩れざる所とはなく、勝山領にても月田村といへる所の山崩れて、家三軒を押し流し人死あり。備中の親見領にても同様の事あり。其外五畿七道共、多少水の災なき國とはなかりしといふ。同月十四日松平周防守殿竹島の一件にて、當所小豆島・藝州・播州にて十人召捕られ、家老兩人切腹にて大變の事あり。七月朔日大風雨打續き雨降る。六日洪水・八日洪水にて、又々村々の水未だ引かざる上に水浸となり、大道の水人の腰を過ぐる程なれば、陸地を船にて往來す。

十三・神崎・森口・牧方・江口・山崎・八幡・高槻邊尤甚し。如此に雨繁き事なれば、盆前後の時候八月下旬の如し。十八日關東筋は申すに及ばず、奥羽・北國等迄大風雨にて大荒の由。八月三日大江橋に富家并に米屋等を打潰す由の張紙をなし、其後に至りても淀屋橋・老松町御奉行所の門坏へ、右様の張紙をなせしといふ。御奉行所よりは種々御心配にて、諸人の難澁を御救の御手當にて、御救米を下され、嚴しく堂島の米問屋其外小賣米屋等へ仰渡され、不正の商は申すに及ばず。聊にても米買占の

七月大水

者なき様に御糺之有り、酒屋等へも御觸渡にて、當年は酒の仕込三分一造りに仰出され、市場へも常に役人の出張之有り、不正の商は〔申す上〕及ばず、少しにても米を過分に買ふ者あれば忽に召捕らる。如此なれば聊の米たり共津留にて、他邦へ出す事を禁せらる。然るに是迄連日の雨天續きにて、川水終に常水に減る事もなき上に、十一日未の刻より雨頻に降出し、十三日の二更迄益を傾くるが如く、其上同日申の刻より大風吹出で、家を倒し樹木を折り甚しき事也。明る日に至り洪水九尺餘、在々の是迄水に漬りし上に、未だ下地の水も捌けざる上に、此度又もや大に漬りぬるにぞ、一統の困窮詞には述べ難し。十六日に至りて又一尺餘の水を増し、淀川筋通船なし。同日の事なりしが升の底に蠟を流し、糖をぬりて之を隠し、又板を入れて底を淺くし坏して、不正の商せし米屋共廿三人召捕られ入牢す。廿四日午の刻地震。如此天變續きなれば、稻は元來水にて生立つ物なれば、かなり延出で穂を生ずる様になりぬ。大仁村・梅田・十三邊にて聊消え果て、皆無の所少々あり。河内素より水患多き所なれば、皆無の場所多く、八幡・山崎・淀伏見坏にも多しといふ。如此なれば

諸地菜穀
の豊凶

畠物多く消失し、茄子・西瓜・冬瓜・綿杯の類、其外總て畠物拂底にて、青物の直段至つて高直の事なれ共、九州・中國・四國・北國共に稻作は相應に實のれる由。中にも四國・九州尤宜しく、中にも薩摩・出羽等は是迄になき豊作の趣なるに、何れの國々にも世間の様子を聞きて、他邦へ米を出す事なく、其國々にて悉く津止めする由なれば、大坂に限らず都會の地には米大に拂底になりて、其價益、上り京都にては米一升二百二十文位、大坂にては二百文、江戸にては百文に米二合八勺位なり。十三日の風諸國共に甚しく、樹木・家等を吹倒せし事大騒の事なり。北國にても越前杯は作物迄悉く吹切り、皆無の所多し。此風迄は近年になき豊作なり
とて諸人大に喜びしといふ 米一俵の直段平日廿二匁位、高き時と雖も廿五匁位の相場なるに、一俵の直段八十匁に至るといふ。又奥州は別て十三日の風大障りにて、國中大方の皆無にて餓死人多く、中にも南部領尤も甚しく、米一石の相場三百目といへる事にて、買人は澤山にあれ共、素より米不自由なれば賣人は一人もなし。下賤の者共は、小兒は生乍ら悉く川へ流捨て、老人は捨置きて餓死せしめ、其死の遅きをも厭ふといふ淺ましき事なり、又遠江邊は彼大風にて

八月十三日大風の詳聞

土州關を設けて米を他國に輸出さしめず

大磯出火

大坂大風雨

海より潮水を吹上げ、田島一面に潮水に漬り、悉く作物枯失ひしといふ。江戸往來の旅人旅宿代上分五百文、下賤の者と雖も三百二十文の旅籠代なりといふ。八月駿河に強訴あり。同月甲州郡内一揆、甲信の兩國餓死人多くありといふ。土州にては國中端々へ關を設けて、他國へとは米聊かも出す事なく、國中の相場一石六十匁の賣買に定めて、夫れより直上する事を禁ずといふ。紀州・勢州・因州等は一石百十匁位。九月五日の夜東海道大磯宿出火。折節濱風至つて烈しく、漸く人家一分計り残りて九分通り焼失。人死八十人餘、怪我人百餘人。折節松平周防守殿棚倉へ引越に付、此所へ大勢の家中・妻子共泊合ひ居候内、三十餘人死亡、四十餘人怪我をなし、防州の荷物六駄を焼失ひしといふ。大坂に於て同家の諸道具、先祖代々秘藏の品々迄價ある物は悉く賣拂ひぬ。雜具は定めて海上の運送ならん。さすれば六駄の荷物といへるは大切なる物にて、家に留置かざれば成難き物計りなるべきに、人道に背きたる天罰といふべし。六日初更松屋町御奉行所の北一丁計り焼失。十八日子の刻より曉迄大風雨大雷。米價百五十八匁となり、十九日又四匁上がる。麥

天保七年歲次

筑前の太
守の不實

一升百四十八文より六十文位、小豆一升百五六十文、空豆九十二文、琉球芋一貫目百六十文、大根一本八文位(○頭書綿一本三百目餘、一本の棉實金二兩、)米買占めの者共を打潰すの由諸々に張紙をなす。廿四日道頓堀二つ井戸邊の雜穀屋を打潰し、夫れよりして其近邊の米屋共十三軒を打潰す。八十餘人召捕られ入牢すといふ。同廿七日老松町へも張紙せしといふ。筑前の大守は不實なる仕法を立て、已に一昨年は迄館入の町人鴻池・加島屋を始め、藏元も銀主も悉く打倒し、自己の力にて何事も計ひしが、忽ち其年よりして大手支へとなり、困窮至極に相迫り、昨年来よりして下地の館入せし町人共へ、大誤りにあやまりて漸々と當冬に至りて、何れも了簡を付けて堪忍致し遣せしといふ。之に依つて米十萬石を差上せる由にて、十月中旬よりは追追に入津する様になりしかば、人氣も少し穩かになりて、同廿七日の頃には肥後米一石百三十七文位となりしに、十一月二日頃より又々直段引上り、百五十五文八分位となる。先達て酒造方三分一造と仰付けられしが、十一月六日二分半造に仰付けらる。去る巳の年には世間も至つて騒々しく、飢死・投身・縛死等の噂ありしか共、

盜賊流行

夫より打續いて米價高直にて、當時の有様なれ共、變死・飢死等の沙汰を聞かず。施行も先年の時に相應にありしか共、此度は御奉行所よりの御沙汰を蒙りて、大家の町人少々施行せし位の事にて、一向に目立ちたる施をなせる人ある事を聞かず。され共世間に小盗人至つて多く、所々にて物を盜取り、途中にて金錢を奪ひ衣服など剝取るといふ。下方の者之迄打續きたる米價の尊き事なれば、商も働も自ら少く、錢儲も乏しき事なるべき事なるに、高直の米を食して其命を全うする事、困苦に馴れて其取廻り宜しき事と思はる、奇特の事といふべし。同八日廣島米一萬石買ひし者兩人あり、召捕られ入牢す。之にて九日には米直段二三文下落す。京都にては先達て兩御奉行より、町々へ米二斗五升と錢二貫五百文宛下されしといふ。又當夏以來不如法の僧・平人に紛込める穢多・博奕・隱遊女等の御吟味厳しく、何れも仰山に召捕られ入牢す。至つて騒々しき有様なり。近江は深田多き國なるに、當年の雨續きにて植付も成難く、植付けぬるも水浸りになりて程よく成難く、其上湖水の水常よりも四五尺高くして、植出しも成難き上に、水溢れて近邊の田地を浸し、近年の

京都奉行
人民を救
恤す

近江の凶
作

嗟峨の強訴

凶作なりといふ。先立て甲州に一揆起りし頃、彦根領にも同様の催ありしか共、侯より領中へ千石の救米を出して、事なく納りしといふ。三十餘萬石の領中へ、僅か千石の救米位にて、一統に之を割付けせしとて、誠に聊の事なれ共、其仕様宜しかりし事と思はる。同十一月月上旬嗟峨に強訴起れり。此邊は御室・大覺寺・天龍寺釋迦堂・八幡御坊・阿野殿角倉等の領地入込みの場所なり。喧しき事なるべし。當年は困窮の諸侯平年よりも甚しき事なれば、豪家の町人一統に差支へ、出銀當惑の様子なり。同十日又御法度に背き、公義を恐れ奉らず、多くの米買取り候悪徒五六人入牢し、十一日米價又二三匁下りしが、又悪徒米一萬五千石計り買取り、江戸へ下し利を貪らんとして、十三日に兩人召捕られ入牢す。同上旬の事なりしが、中橋筋過書町邊の木戸へ、大坂三郷焼拂の由張紙せしといふ。同九日夜北濱邊り或家の門口へ捨文二通ありし由にて、奉行所へ差出せしといふ。十日夕には野田・福島邊の百姓一統年貢上納成り難きに付、寄せせしといふ。是迄は格別餓死の噂も聞かざりしが、近頃に至りては乞食の行倒れ、又は貧人の死人を葬る事も成り難くて、密に

大坂の災變

道路に持出し捨つる杯、少からざる由、又御城の堀に投身の者、數十人之ありしかば、嚴重に番人を増付けられしといふ。其外飢渴に迫り餓死せし死人を抱へ、一錢の貯もなければ、野送り成難しとて、家主へ合力を歎き出づる者もあり。斯かる様なれば、貧人の家賃拂へる者とは一圓に之なく、家を持てる者共も、大に困窮する事なりといふ。され共前にいへる如く、大家とても一統に金に詰りぬる由にて、施行する者もなく、大いに物淋しき有様なり。斯かる中にも公儀より津留の仰出されにて、他國へ米穀を賣出す事をば厳しき御禁なるに、一己の利を貪らんとて御法度に背き、大川町肥前屋徳兵衛といへる者、雜石一萬五千石を南部へ送らんとて船に積出し、忽ちに召捕られ入牢すといふ。酒中次共は溜桶の似せを拵へ、之を内分に年行司の計ひとして、似桶悉く取集め之を焼捨て、公儀へ訴へざりしかば、此事相顯れて大勢召捕られ、其中にて主たる者四五人入牢す。十八日午の刻地震あり。同廿五日灘邊の百姓百四五十人蓑笠にて、谷町御代官所へ、庄屋の私を訴へ出せし由、程なく御取上げありしにや、其日直に引取りしといふ。出羽庄内は至つて豊作の

出羽庄内及び雲州の凶作

米價暴騰
に付き大
坂の状況

由専ら噂せしか共、之も八月十三日の風大に障りて凶作となり、其上仙臺へ米を買
取られ、至つて米穀乏しくなりしとて、大坂へは一粒をも積登す事なく、雲州も至つ
て凶作故、來年迄の喰續きを案じ、食物を喰ひ延さんとて、草根・木皮杯を食に交へ
て喰ひぬる程の事なれば、之も米聊かも登す事なし。米穀拂底に付、前にもいへる
如く嚴重に津留仰渡されし事なれば、大坂三郷を離れし所へは、米穀を出す事成難
きに、在所々々は何れも年貢・飯米等差支へぬる程なれ共、之を買入るゝ手術もなく、
又市中續きの在領福島・北野・曾根崎新地・難波新地などの在町等は、市中よりは賣ら
ず、在々よりは出さざる事故、何れも米の手當むつかしく、多くの金銭貯へし身分に
ても困じ果てぬる由なれば、下々の困窮思ひやられぬる事共なり。先達て迄は行
倒の乞食日々十二三人になれると聞きぬるに、近き頃よりは日々四十人宛になれ
ぬる由、眞實の乞食は幼年の頃よりして飢渴・寒暑等にもよく／＼なれぬる事なれ
ば、飢死するも少くして、定めて貧人共の暴に乞食となれる者の、飢渴に苦しみ風寒
に犯されて、道路に倒死せるならんと思はる。憐れむべき事なり。惡黨なる眞實

京都に於
ける乞食
の處分

大坂出火

の乞食等は、餅・饅頭など商ふ家の店に立ちて、十人計りも一群になりて餅・饅頭杯
を取喰うて拂へ共去らず、打擲に遇へるをも覺悟にて斯かる業をなし、往來の人
の手に持てる風呂敷包杯をも奪取り、白晝に斯くの如き有様なれば、夜中の所行思
ひやるべし。京都にては十月の事なりしが、餘りに仰山なる乞食なる故、奉行所よ
り乞食調べ仰付けられ、乞食の國々を正し、錢三百文宛を與へ、其國々へ歸るべし
とて拂はれしに、大坂なりといへる者八分に至りしかば、皆夫々に三百文の錢を與
へ、三十石船に乗せて之等は病人又は老幼・不具類なり送出されしに、船五艘に及びしといふ。之にて
京都出生の乞食計りとなりし故、大に減少せしといふ。京都如此なれば、大坂に於
ては乞食至つて澤山の事共なり。廿七日の夜子の刻過より阿波座讚岐屋出火にて、
方一町計り焼失す。此邊は總て家並もあしく、多くは困窮人の住める所なれば、嘸
かし難澁する者の多くありぬべき様に思はる。憐むべき事なり。米價又もや高く、
肥後米百五十三匁位となる。麥一升百七十五匁位、乞食の死人多き日は百七十人
に及ぶといふ。如此事なれば御奉行所より御沙汰ありて、非人・乞食に相違無之に

京都の米價

於ては、檢使に及はず候間、下にて取片付致す様に、と仰出され候由なり。京都にては米一升二百五十文位、死人日々七十になるといふ。近江よりは凶作にて米を登す事なく、丹波よりも凡十萬石餘り年々入込みぬるに、今年は漸く二萬石位なりといふ。常には龜山計りにても二萬石は入込みぬる事なるに、當年は漸く五百二十石ならでは登る事なし、大坂より登れる米も至つて少なければ、困窮思ひやるべし。十二月三日、谷町筋八丁寺町念佛寺焼失。盜賊の業なる由後に聞けば此寺の小僧なり共いふ火罪となる同四日より六日迄日々微雪降りて、寒氣近年になき烈しき事なる故、來年は豊作ならんと諸人寒さの堪へ難きを悦びぬ。され共非人乞食は申すに及ばず、貧窮なる者共の、飢寒に苦しみて死せる者共は日々に多く、盜賊・押入・追剝等益、甚しくなりて、盜賊方の役人の辨當を奪取り、履物を盜取りし事杯ありと聞く。其外白晝雨替の店に到りて、金銀を擲取り走れる杯あり。斯かる様なれば巾著切又は往來にて人の手に持ち、脊に負ひぬる風呂敷包、又は赤飯餅の類を配り歩く丁兒・小女中の類をば、横面を張倒して、奪取るといふ騒々しき有様なり。太閤秀吉公當城を築き給ひし節の、石垣に

盜賊横行す

大坂築城残り石の處分

遣ひし石の餘り多くありて、上町・玉造邊の町屋の裏・庭先等に其儘積置かれ、御當代の始より折々御見分ありて、其所を動かす事なかりしに、當年柄にて役人一統に困窮なる中にも、玉造は別けて貧乏人の多き所なる故、御奉行より公儀に仰立てられて、右石を一所に取集め御見分の節にも、町々の煩ひ物入等之なき様に致し、又右石を一所に取集めぬる人夫をば、玉造の者計り男女老幼共に之を持運ばせ、其賃錢を下し置かるゝ様に仰付けられしかば、極老なる男女、四五歳の子供口至る迄、夫々に賃錢を下し置かるゝにぞ、一統に大に有難がりて、其日々々のに過をなすに至る。

貧人に布施す

同十八日川崎の御社倉、町家へ仰付けられし御圍米出されて、上より五合、圍米より五合宛都合米一升と、又町家より貧人救として差出せし鳥目三百文宛、貧人の當人へ下され、家内には一人前一升に百文宛下し置しかる。之に付き貧人を町毎に御調べ之ありて、夫々に下置かれしに、此節貧人の乞食に陥りし者、四千數百人ある由十月施行の節に御調べありし時、千數百人なりしといふ。哀なる有様なりといふ。斯かる世間の様子なるに富田・茨木其外近在にて、酒屋其外町人百姓杯に多くの米を買占め圍ひぬる奸惡の輩あ

りて、數十人召捕られて入牢す、悪むべき事なり。又京都は大坂よりも米一升に付六七十文の高き事なる故、當所にて買はんと思ひぬれ共、津留にて其事成難き故、行李・葛籠・鹽俵・風呂敷包等にして、一斗・二斗・五升・三升宛の米杯隠しつゝ忍びくりに買登せしに、後には此事露顯して八軒家其外船場々々にて取押へられ、數十人入牢せしといふ。斯く騒々しき中にも、種々の洒落文など作出せる者などあり。其一つを爰に記す。之も當時の有様を知らしむる爲なり。

洒落文その一

日本無性に 豊年順氣價六十四州

第一米の相場のぼせ引下げ、諸國の津留を緩め、人氣ををさめ、上は健かにして、下の痛をよく和らげ、借家のつかへ、家賃の滞なし。諸國買占せんきによし。

本家調納所

二百十日風雨いむ、其外さし合なし。京都一日に三升通諸國段々下る町

安井米穀

賣弘所

諸色次第に下る町

餅屋萬作

取次所

大方安堵寺町にて賣界筋

福吉屋喜多六

土用中夕立相添申候。

洒落文その二

高砂小謠

高米や、此浦くれば豊年や、麥諸共に出し穂の、民のあはれはしばらくや、お、お、なる程出来過ぎて、はや杉形につきにけり。

天保八酉年大小

大極正米ハ五斗ニ三十匁七分、

小九二付六十一匁四分、

天保八酉年大小

盜賊方與力斬らる

十二月十日頃の事なりしが、盜賊方の與力大勢を引連れて、難波橋を通りしに、四五人刀を抜連れて斬て懸かるにぞ、大に狼狽し、「我は町廻りの役人なり、如何するや」と聲を懸けしに、彼者共いへる様は、「役人なる事はよく承知の事なり。己等常我働きの邪魔をなす故、只今討果すなり」とて一様に斬込むにぞ、家來四ヶ所の者共は、散々に逃去りて數ヶ所の手疵を負ひ、ほうくの體にて逃歸りしが、養生覺束なしといへる噂なりしが、如何成行きし事やらん、其後死生の沙汰は聞かざりし。○〔頭註〕盜賊方の切られしことば或人中井七郎方にて語りしと云ふ。屋敷の土・柳川屋敷の土夜中に賊に出遇ひ、何れも判取られしと云ふ。

京都にては十二月初、兩奉行より米三升・鳥目二百文宛貧人共へ施行ある。龜山に

天保八酉年大小

ては度々救米出る。家中も夫々に上げ米をなして、之も救に出でしといふ。領分の中にも不作なる所は、千石の村にて漸、米七石取れし所などありといふ。斯かる有様なれば、草根・木皮、實はいふに及ばず、糠・藁の類迄食物とす。され共救ひかなりに行届き、家中への扶持米は六年米を渡さるといへり。全く奥平與三左衛門が功といふべし。

播州室津□者に出會せし故、同國の様子を尋ねしに、姫路領は八分の作にて水損の患もなく、米は百二十石の相場にて年貢上納し、領中難澁の者共へは百三十五石にて、來る酉三月晦日納にて下げ米ありしといふ。又城下にて紅屋何某とやらんいへる者は、米一升百文宛にて貧人へ賣遣すといふ。明石領は三萬石の田地水損にて、大小難澁の事なりといふ。龍野侯には銀札にて領中の麥を悉く買上げて、直に銀札を潰せしといふ、不仁甚しといふべし。後に至り一統に歎出し、一揆も起れる勢なりしかば、一匁札を一分宛渡す様になりしといふ。又同人が咄に作州勝山は御小身なれ共至て賢君にて、當年は凶作に付き、下方一統難澁の事なれば、一統

に年貢上納するに及ばずと仰出されしかば、領中一統有難く恐入り、冥加の爲なればせめて三步通りは上納すべしと申出しといふ。斯かる時節なれ共如此明君もありとて感心して咄しぬ。

南部・白河等は大坂にて米を買込み、當月の初船にて積出せしに、忽に引戻し仰付けられしかば、是非に及ばず其米を又賣拂ひしといふ。又米買込みの者共追々に召捕られ、關所・追放等數多なる由、斯様の響にや、世間一統金詰りの故にや、廿二日仕舞相場迄には少々宛下落し、肥後一石百五十三匁五分、長門米一石百四十四匁位となる。四年前の米高直なる時には角力・戲場等大はずみにて、其外物見・遊山等に浮かれぬる者共も至て多かりしに、當年は左様なる事に浮かれ歩行者とても、至て稀なる事にて、只打寄りさへする時は、何れも米價は申すに及ばず、總ての物の高直なると、變死・行倒・盜賊・追剝等の噂のみにして、大に陰氣なる事共なり。其中にても可笑しきは、或屋敷の留守居五六人の家來を引連れ、夜中玉江橋を通懸り、追剝に出會ひ丸裸にせられ、衣類・大小・懷中物に至る迄悉く奪取られしといふ可笑事なり。

九州中國
筋豊年

町家の男女、醫師の類、剝取らるゝ事是にて思ひ遣るべし。肥後にては白米一升七十
 五文にて、米國中に充滿すといふ。總て九州・中國筋何國も多く、米を貯へ乍ら、何
 れも津留にて米を他國へ出す事なしといふ。され共右の如くに澤山なる米なれば、
 何れに賣拂はぬ事のあるべき。來年に至り三月の末より四五月の頃には、必定仰
 山なる米を大坂目當に積登せぬ事ならんと思はる。然るに如此に多くの米を占
 圍ひぬるは、諸人の咽占をなして一己の利を得んと思へるもあるべし。又來年
 の作物を案じて用意するもあるべし。又近年至て騒々しく、所々に一揆等の起れ
 る事あるを見聞て、不意に備へんとて圍ひぬるもあるべし。され共何分にも澤山
 にある米の様子なれば、來年は必ず諸人安心するに至るべしと思ひ侍る。伊豫は
 銅山の邊は白米一升六十文、其餘少々違あれ共、國中大抵百文位といふ。土佐讚
 岐・阿波等も米至て澤山にして、價も高からずといふ。實に難澁なるは關東筋より
 甲信の邊なりといふ。奥羽も凶作といへる中にも大に甲乙ありて、國中悉く飢餓
 すといふにはあらず。北國迎も同様の事なる由。

凶年は關
東筋のみ
なり

米價下落

昨年の上まひ相場越年米の書付を見しに、凡百二十萬俵なりしに、當年は漸、五十
 萬俵に足らず。され共斯かる騒々しき年柄なれば、中人以上は何れも來年の飯米
 を、手當せぬ物はあるまじく覺ゆれば、諸藏屋敷にある所の越年米少しとて、來年
 五月迄の喰ひ續け出來ぬ事はあるまじく思はる。諸國より夫迄には、圍米の蟲喰
 に至らぬ先に賣拂はんとて、追々に米を積登せる様になりて、米穀思ひの外に澤山
 にあるべき事に思はるれば、さのみ恐れぬる事もあらず。只よく、心を責め身
 を慎み行を顧みて、儉約を守れる事専らにすべし。さある時自ら天地の冥慮に叶
 ひて、飢餓の患を免るゝに至るべし。斯様なる年に當りて、相應なる祿を有てる身
 にして、飢に苦しみ又下々の患を救助する事能ざるは、全く平常に敖に長じ、分に過
 ぎたる行ひに金錢を費し、聊の米穀をも貯る事克はずして、大に恥を曝すに至るべ
 し。少しく心あらば恥思ふべき事なり。十二月下旬錢相場近來下直に付、下方の
 者共困窮に及び候に付、兩替其外豪商共に錢買入申すべき由仰付けられしかば、直
 に相場上りて、廿八九日頃には錢百文と銀一匁と同様になる。然るに米穀其外の

錢相場の
下落

寒氣強し

賣物錢商ひ致候者共、諸色の附札を改めずして、下地の通りなる故、附札を相減じ候様御沙汰之ある。當冬は近年に覚えぬ程の寒氣にて、寒に入り候ては益、烈しく、雪も折々降りて麥の芽さへも至て宜しく、其上前にもいへる如く桃島・菜種島等迄悉く麥を蒔きし事なれば、來年は定て豊なる事ならんと、之を頼に諸人思へるのみなり。當年萬物の價高き事は前にも略いひぬれ共、尙聞きし儘再び爰に記置く者なり。

米一升 大坂にては百八十五文位、江戸にては二百五十分位、京都にては下米二匁一分、上二匁五分位、甲州にては四百文、奥州南部邊同斷。

糠一升三十二文

大根一本 大坂にては大六十四文、至て小なる處にて十五文位、近江にては百文

米洗汁一升北近江にては十六文の由

樗實一升但馬奥・丹波邊にては八十文位

綿は至て高價なりしが銘々食物に困窮し、夜具・衣類等を賣拂ふのみにて、買人は稀なる上、江戸大手支にて、大坂より積下せし綿を大方は積返しぬる故、後には餘程下落する様になりぬ。紙類 常よりは三割も高し 其外萬物安き物なし。只安き物とは端端の古家と古道具類なり。され共之を買ふ人なし。至て物淋しき事共なり。

若州飢饉の有様

大坂近在の者用事之有り、若州小濱に到り、宿をとらんと思へ共、何れの宿屋にても斷りて泊むる事なきにぞ、大に困り果てしが、漸と或宿屋にて「泊むる事は安けれ共、何も食物とてはなし。只泊る計りにても苦しからずば、兎も角もし給へ」といへるにぞ、大に力を得て漸、安心するに至る。斯かる時節なれば元より米の用意してありし故、一升計り取出し之をたきてよとて渡せしかば、男女打寄り米を久振りにて見しといひしとぞ 若狭は別けて飢饉にて麥米の糠、海草等にて漸、命を繋ぐといふ 飯も出來しかば、家内にも分與へぬ。此家に七歳の女子と三歳の男子あれ共、食はす物なければ二階なる長持へ二人共打込み、外より締めて死次第になしてある由を聞きしかば、餘り不便の事なれば、我は食せず共苦しからざれば、此所へ連來り、我が食物を與へよ」といひしか共、夫婦の者諾はず。今御蔭にて一飯を與ふる共、此後與ふべき者なし。故に今連出し哀れなる姿を見るも物憂き事にあればとて、固く辭しぬるにぞ、然らば我に其子供を開得さすべし。連歸りなん」といひしかば、夫婦大に悦び、直に二階なる長持の蓋を開きしに、二人の子供きやつと一聲叫びて飛上りしが、三歳の男子は其儘に死す。姉

の方は息も絶々なりしに、薬を與へ湯を飲ませ杯して、漸々に救助けて之を貰受けて連歸りしといふ。

斯かる年を飢ゑず凍えず暮しぬるは實に有難き幸ところ思へ

あめつちのめぐみに漏れし飢ゑる人は常の備の悪しきとぞ知れ

シツ相通テツホウトヨムベシ
天保の飢饉もはげしきふたつ玉を己申す人へと記し置きぬる

下略ニテキトヨムベシ

一、當表の儀は國々取引の都會にて、諸色の元立て、金銀融通は勿論繁榮の儀、無雙の土地にて之有り、御府内入用の諸色も多分當表より積廻し、銘々安堵の致渡世候段、御國恩難有可奉存候にて候。元來國々より相廻り候諸色引受仕切等の取扱、差滞りの儀無之、手廣に賣捌相成候故、荷主船頭其氣受宜く可有之候。畢竟國々より諸色相廻り候に付、商賣向及繁多、金銀融通も宜しき儀に有之處、當表へは是非共相廻し可申儀にて、見込荷主の渡方に勝手の儘に取計候やにて、荷主船頭の氣受を損じ候に付、近來は兵庫堺貝塚等へ相廻し致商、内々向も有之哉、右箇所繁昌に及び候由、相聞く者澤山に無之候にては、其土地衰微に及び商賣人共を始、金銀

大坂を永
く商業の
中心地た
らしめんとす

融通向も行詰り、手狭の筋に成行不容易事に候、大都の當表を除き、脇外へ諸色持込候姿にては、外聞實儀欲々浦山敷カ事無之や、外々へ相廻り來候品をも、當地へ持込候様仕成候こそ、土地の繁榮銘々の家業永續の心掛て候筋在之候間、一分の利欲のみ不抱、兎角に荷主船頭の氣向に不障様平準の取引如何にも深切を一言可申事に候。尤取引先により、前貸銀不勘定又は不束の仕方有之者迄も同様可取扱而申聞之儀とは毛頭無之候。夫は別段の儀無遠慮相當の應對可致候。物澤山候へば土地及繁榮、自ら銘々商賣向も手廣く相成、國々荷主共も辨利宜雙方安堵之渡世可致事に候。國々より諸色不持込候ては商賣難出來を心得、致取引候へば、於荷主も當表の仕成を致會得、我一に取引向相進候道理にて、雙方合體の處より諸色も澤山に相成り、高直の品も下直に推移候は、諸民の助にも彌、取引及繁多、土地の賑ひ無此上事に候。銘々心得も可有之候得共、中には心得違一分利徳に掛り、相當の直段より下直に買落候ては、遙々海上積登り候品故乍迷惑任其意候向も有之候へば、再度積登り候節は、直合に寄り脇外へ持込候様覺悟致し候やに

相聞。さ候ては土地の景氣にも關り候事に付、前條の意味厚く相辨、可成丈け取引先を大切に心得、他國へ廻り候品も、當表へ持込候人氣に歸伏致候様の懸引專要の事に候。然る上は土地彌増、及繁榮銘々渡世も永續可致候條、右之趣國々取引の商賣人共、猶更の儀一向相心得、誠實の懸引可致事に候。

一、廻船安くば川船等所々より註文を受け、當地に於て造立て候節、代銀の外筒建又は船卸杯と唱へ、誂主より祝儀銀貰受來り候由、然る處近來右祝儀銀相増し、別て遠國より註文の節は、誂主を田舎者と侮り、貪りがましき儀有之候得共、一旦誂へ候儀違變も難成、乍迷惑出銀致し候由にて、國々氣受不宜、他所に及註文候者追追有之やに相聞候、是等の儀は船大工共を始め、其筋に携候者共心得も可有之事に候。註文多引受候へば、船手の賑敷則土地の景氣も宜きに候處、當座の利徳に關り、祝儀銀等多分に乞受候様にては、自ら註文少に相成り、渡世難出來様成行可申候。成丈は入用向相減、註文多く引受候様仕成候。銘々渡世を相勵に可有之候。兎角誂主の氣受に不障様心掛け候は、註文相進み渡世及繁華、地の賑にも相成候事に候。

造船業の
發展を
とす

候條、此旨船作事に携り候商人共篤と相心得、他所には造立候分も、當表へ引受候様懸引可致事に候。

一、當表豪家之附人共は勿論、身元相應相商候者共、諸家へ立入り、依頼藏元又は産物賣支配等引請、用途をも相辨候儀は尤も其通りの事に候。金銀融通も宜く、雙方便利の筋に有之候。其家々を見込、年來多分の出金致候に付ても、勘定向萬端一和の所引にて、數年相續仕來候儀に可有之候。然るに諸家の勝手により改法の趣を、數年來引受居候藏元賣支配等相斷、外立入の者へ申付候儀、近來間々有之、斷受候町人共は年來の渡世に離候同前にて、出金の分は急度應口及び品により、出訴も可致候得共、先柄の儀に付、乍案外其儘打過候やの取沙汰も有之候。其者厘浦口し斷受候程の不束の儀に候へば、無是非儀に候得共、さも無之被差除、出銀等の勘定向も延々相成候ては、不義理至極に候處、其邊不及勘辨、藏元賣支配等引請候を、手柄の様心得候向も有之間敷事に候。尤も諸家風にもより候とは乍申、町人共出銀の勘定向を始、藏元賣支配等迄も、無故相斷、餘人へ申付候儀の無之儀に候得共、

若右様の儀有之候ては、其町人共難立行豪家者共とても、手を縮候様成行、却て諸家の融通合□土地の景氣にも抱り不容易事に候。諸家立入用向等承候者無之候ては、雙方共差支へ手狭の筋に付、夫を彼此可申聞候譯には更無之候。藏元賣支配引受候儀は、前々引受人の成行により、勘辨可致事に候。只改法などと申迄にて、不束の儀も無之に、右引受來候儀を口酌放出し金の勘定不致、應對等も及迷惑候儀を聞捨に致し、引受候ては他の者を奪取候に相當り、薄情不直の筋共可申候。縦令其屋敷より申付候共、相來の儀斟酌筋勘辨可致儀、實情に可有之候。右等の無貪者引受候様にては、俗に申す同士打ち我ものへらし候に可有之、又先操迷惑筋に可陷も難計、風儀にも差障候事に候。當表は繁華の地にて、御用途に相勤候儀に候處、諸家仕向の模様により、前々御用相勤候舊家の町人共、退轉に至り候ては、實に土地の瑕瑾にも、相成候儀に右の趣申聞置候。銘々渡世を勵候者素よりの事には候得共、人々難儀も存重候こそ、人情の道に叶ひ自然と渡世向永續可致事に候條、能々相辨可申事に候。

右箇條の趣觸渡杯と申すには無之、自分初入以來土地の様子及見聞候に就ては、何卒彌増に繁昌爲致度存候より、心付候趣を申聞候事に候間、第一は土地の賑ひ銘銘渡世向永續の爲と致會得、聊心得違無之様申論置度事。未十二月

右御書取は、駿河守様厚き思召を以、被仰出候間、各より町人・借屋人に被致面會篤と可皆々諭候。當人幼稚にて親類・手代等家業致取計候向は、其親族・手代をも爲致同道、委可被申聞候。

此御書取會所表へ張候譯にては無之候事。

舊臘廿三日井伊掃部守殿御事、御大老職被仰付候旨、從江戸被仰下候條、此旨三郷町中可觸知申也。

讚岐

駿河

北組
總年寄へ

口達

米價騰貴
を制裁せ
んとす

當夏以來雨繁く、不順の季候を見越し、作方を危ぶみ候人氣より、堂島米相場直段追々引上げ候趣に相聞え候得共、未だ何れをか天作と申す見極も之無き處、浮説を取留めざるのみに乗じ、景氣杯と唱へ、買ひはやらせ候氣配に推移り候ては、如何の事に候に付、米仲買共厚く申合せ、誠實を盡し此上平準の相場相立て、諸民安心致し候様可致候。其外等の儀今般其筋の者へ申し諭し候儀にて、右に付き市中搗米屋共賣出候小賣米直段の儀、元付の割合も之ある儀とは申し乍ら、小賣米高直にては、小前の者共難澁の儀に付、其次第を顧み、一分の利欲に托たくかされず、銘々右商賣向に携り、身命を保ち候冥加を辨へ差働、相互に勵合ひ、成る丈け下直に賣出し候様可致候。自然不正の取計ひ致し候者相聞え候は、急度可及沙汰事に候。此旨三郷町中搗米屋共へ不洩様申諭し置かるべく候事。 申八月十七日

口達

古文字金
引替の命
令

吹直通用の金、銀引替の儀、追々御觸有之。古文字金銀通用停止をも被仰出候得共、引替殘有之趣相聞え、別けて古文字金引替方不攝取、尤殘少に相成候儀には候得

造酒に付
出いての觸

共、土地柄に付、古文字金入込も不少可有之候。商賣體に寄り見手本に殘置候は、纔の儀に可有之、通用停止の品餘計に貯候は不益の事に候間、聊にても廻合に所持致候ては、早々引替所へ差出し、通用金と替引可申候。別て兩替店は勿論他國取引の者は、古文字金入込可申儀に付、廻り次第多少に不限替引可申候。萬一貯置候儀にては、心得違の至に候條、一町限年寄町役人の者世話致し、格別に取調べ聊かにても引替所へ差出し、通用金と引替可申候。右の通り譯て申聞候間、取引先へ申込み、古文字金有之候は、取寄せ引替候様可致候。

右の通三郷町中不洩様可申聞事。 申八月廿一日

此度觸渡候通、去る巳年以前迄造來り候酒造米高の三分二相減三分一造立候酒米の儀、米仲買・米屋等より買入候砌、賣主名前并米高共、其度毎、月兩奉行所へ可斷出候、尤も賣渡候者も、右米高并買方名前可斷出候。

一、酒造屋共當年の酒造仕入取懸り、并仕込共可斷出候。尤も見分の役人不時にも可差遣候。過米は勿論如何の事等有之候は、本人は勿論所の者迄急度可有

沙汰候。

一、酒造人の内、勝手に依つて、當年相休候者は、其段可斷出候。

一、酒造人の内、外に買受候酒有之候は、其段員數賣り候者、買ひ候者より可斷出候。

一、酒造道具賣渡候か貸渡候は、可斷出候。尤も買候者并借り受候者よりも、可斷出候。

右之通不洩様可相達候事 申八月廿六日

口達

先月以來米價高直に候得共、追々新穀澤山に可相成候間、兼て申付候通り、町々又は町人共圍米の儀買替に不致、此節可賣拂役所へ斷候不及、尤他所へ直賣致す間敷候。

右之通三郷町中不洩様可申聞候事 申八月廿六日

演舌書

圍米賣拂に付いて御觸

演舌書

當夏以來米價高直の年柄に見競候へば、市中穩にて、其上去臘以來火事沙汰も無之、全三郷總年寄は勿論町役人共、厚く世話致候故、町人借屋人共申合、宜しき故の儀と一段事に候條、此上火の元入念、諸事穩に行届候様末々迄此旨可申聞候事。

右之通被仰出候間、此段承知可有之候。右様御演舌も有之儀、此上猶火之元無油斷入念候様可被申付候以上。

申九月三日

北組 總年寄

口達

似せ錢混用を禁ず

通用錢の内錢に似寄候紛敷錢取交、又は數不足の錢等致通用候趣、右に付自ら錢相場致下落候て及難儀候由相聞、不埒の事に候。不足錢の儀は前々より觸書を以て、嚴しく申渡置儀に付、兩替座錢座共は別て可入念筈に候、數へ違候は、餘計の事も可有之處、不足のみ可聞及甚不正の至に候。向後右體紛しき錢選除數へ、不足繫錢等無之様別けて入念、一己の利潤のみに不關、正路の可取引候。且仙臺

錢の儀は、是又先達て相觸候通、嚴重に相心得可申候。萬一右體紛しき錢は勿論、仙臺錢等取交せ取扱候者有之候は、急度可令沙汰候。此段兼て相心得可申候。

右之通三郷町中不洩様申聞可置候事。 申九月五日

夜番の注意

追々夜も長く相成候間、町々の内には夜を殘引取候番人も有之哉、右様の儀有之候は、不宣間、夜明迄番致候様精々可申付、猶又心を付け、等閑に無之様可申付候事。 申九月五日

前將軍西の丸へ隠居

今度内府様御歳も被爲重候に付て、御政務被遊御讓、御本丸へ來酉年四月可被爲移候。公方様被遊御隠居、西の丸へ可被成御移候段、去四日被仰出候旨、從江戸被仰下恐悅の事に候。此旨三郷町中可相觸者也。 申九月十四日

太田備中守連判仰付けらる

去四日松平伯耆守殿御事、御移替に付き西の丸へ被召遣、太田備後守殿御事御懇の上意、連判の列被仰付、大納言様へ被爲附候旨、被仰下候條、此旨三郷町中可觸知者也。

申九月十四日 山城 駿河

北組 總年寄へ

口達

米價高直に付き細民救済の術をなす

米價高直に付、末々者可及難澁候に付、總年寄共取扱候三郷圍籾の内賣拂、白米に仕立、米屋共より下直に可賣渡旨掛り總年寄共より申立、追々賣捌申の處、猶又此度川崎御藏圍籾の内をも白米に仕上げ、成丈け下直に爲賣出候様其筋の者へ申付候間、身輕の者は最寄米屋にて右米買受可取續候。尤も買受候節かさつの振舞致間敷候、其内新穀も澤山可相成候條、此旨三郷町中末々の者へ不洩様可申聞置候事。 九月十七日

下直にて白米を頭布す

今日御口達書を以被仰出候、川崎御社倉圍米最寄米屋へ相渡、白米に致し下直に賣渡候に付、右籾摺米買受度者へ、軒別に手印札一枚宛相渡候。尤も難澁の者相選み一町限手印札何枚入用の儀、明後十九日五つ時、年寄印形の分町代可有持參候。

但本文手印札入用無之町、其段も同時相斷可被申候。以上半紙二つ折に認可被差出候

申九月十七日 酉中

北組 總年寄

口達

酒價の暴騰を停止せしむ

酒造の儀追て及沙汰迄、造高の内三步に相減、三分一酒造可致旨相觸候處、此頃酒直段格別高直に賣出候趣相聞、俄に直段高直可相成謂無之、不埒の至りに候間、右體の儀無之正道の直段を以、賣買可致、若不相用之者有之ば、急度可及沙汰候。

右之通三郷町中不洩様可申聞置候事。申九月十七日

川崎御藏の糶摺米を賣拂ふ

川崎御藏より糶摺米御賣拂に相成候分、札相渡置、追々米相渡候、右之分代料不及御救に被下候間、掛り町々より承調受取候代錢夫々差返し可被置候。

一、右に付米方にて摺立運送并米屋にて搗賃等は、銀子にて御下げ相成候事。

米搗賃銀子にて拂ふ札にて圓米を賣る

一、將碁島圍糶の分摺立、圍米掛より先達て申賣拂候分は、其通右此度札相渡候後より、代料に不及。是同の上川崎御藏糶摺御救と同様救に相成候事。

札數を町出より書出す

一、札數夫々町々より書出候。難澁人の高に應じ差遣有之候得共、右高を以て於町々致差略、右書出候者に類し候者も有之候は、致融通候か、又は書出候者に限、其町々年寄心得次第宜方に致勘辨、少も末々安じ候様の取計肝要に候事。

一、此後川崎御藏より御出の節、糶の儘にて、掛り町々へ御渡に相成候ては、糶摺不

圍米を白米にして渡す

案内の儀に付、是迄の通米方年行事へ御渡し相成、積方罷出世話致し、御場所致拜借摺立、掛り町々罷出、米方より受取り夫々町々へ致配分、白米に致候儀手廻の上致勘辨、町々にて直に相渡遣可申候。米屋にて爲搗候ては、賣米と相紛可及混雜候間、右心得方申合可取計候。尤諸雜費は被下候事。

圍米の遣され方

一、圍米掛りより出し候分は、追々摺立に相成居候間、追て藏出致候は、一同に掛り町へ相渡。是又川崎御藏と同様の振合に伺相濟候間、掛り町々へ相渡次第肝煮町爲立會取計可被申。尤米方年行司取扱、川崎御藏と同様振合に候事、右此度御口達書を以仰出候に付、仕方相達候。御救被下候儀、末々難有奉存候様此間限を相分置候、町々篤と被相達、米受取方其外割渡等迄の手筈取計置可被申事。

一、此間糶摺米世話掛り申付置候得共、尙又此度申上げ御救米掛り申付候間、行届候様篤と被申合可被相勤候事。

米價高直に付、先達て町々難澁人相調候様申達候處、追々に書出候に付、其分へは御救米被下、右調候難澁人の内、實に極難の者名前人別相調べ、子供の分は年脇書致

米穀救與に付いての注意

し、年寄印形にて明後朝より五つ時總會所へ町代可有持參候。右は極難の者へ施行致度段、申之鳥目差出候向も有之に付、相調候儀にて、先日相調へ難澁人に關り候儀には無之候間、別段に相調可被申候。尤も鳥目相渡候節は、不極難の者本人呼出相渡候儀も可有之候間、其心得を以て取調可被申候。

但極難の者無之町は、其旨年寄印形同時町代持參の事。本文の通有無とも半紙二折に相認可差出候。

申九月廿九日未中刻

北組 總年寄

口 達

不正の商賣をなす者を誡む

一、此節米高直にて、下賤者難澁及候時節の處、米穀小賣の者共別て心を用ひ、正路の商賣可致處、聊の利欲に關り、心得違の者共有之哉不埒の至候。此夜高津五右衛門町の者、雜穀賣方不正路の由にて及爭論候より、多人數寄集騒動致させ、居宅損所も出來候段一同不届の事候、早速夫々召捕へ追々及吟味候條、右體不正路の商ひ不致、買手の者疑念無之様心を用可申候。以後人集致し候儀は勿論、右等の場所見物にも罷越間敷候。組の者日夜爲見廻候に付、自然寄集候風聞等も有之候は、早

速可召捕候間、其段町々家持借屋の者は勿論、召仕下人小者等迄も大體の儀無之様、銘々家主又は主人より篤と可申付置候。右之趣町々末々迄不洩様、急度相守候様早々可申聞候。

申九月廿五日

諸家藏屋敷

名代
藏元
用達
米賣支配

諸家廻米、文化の夏二箇年平均高に不抱、増廻米の儀并諸國に穀留等不致融通、宜様可取計旨、追々被仰出候に付、當表廻米多分有之、新穀の時節旁々俵數の藏拂に可相成候。米價高直にて諸民及難澁候折柄、萬一賣控津留等有之候ては、人氣にも差障り不穩場合に付、成丈け俵數増拂藏米有之様取扱專要の事に候。物澤山の相成候は、人氣相寛ぎ諸民安堵可致候。賣控決して有之間敷候得共、時節柄の儀に付、米價下落に及び候は、却て融通人氣にも響き可申間、拂米例よりも及多分候積、諸詰役人可申譯候。 申九月廿七日

酒造者に
悟す

右は東御奉行跡部山城守於御前被仰渡候旨、御演舌寫の事。
 諸國酒造の儀、去る巳年以前の造來高の内三分二相減、三分一酒造可致旨被仰出。
 右に付取締方の儀、當八月觸渡置候通、嚴重相守可申儀は勿論の事有之候。然る處
 酒造屋共儀元米の外懸り米と唱、酒造仕込仕舞迄の内、右元米より追々差控候米の
 分をも、一時に手當致し置に付ては、土地の融通をも不顧、手強くにせり買致し、自
 然と米直段引上げ候仕儀の至り、剩へ其後米直段の様子より、右手當米を酒造の方
 へは不相用、高直に他所賣致し利徳を貪、替米の儀は前同様手強に買置候族、近來
 不少由相聞候。酒造一通りにても相懸之徳用有之處、米直段高下關り、不實の仕
 方を以、二重の徳用を貪取候族不埒有之事に候條、以來左様の儀決て致間敷候。此
 節米價高直にて諸人難澁致居候次第をも辨へ、此後元米は格別懸米の儀は、一時に
 買取先繰入用の度毎に、夫程づつ買入可申候。追々酒造米買入候時節に到候儀に
 付、厚く勘辨致し、米直段に不障様懸引せしむべき事。

一、攝州灘目此外浦手最寄の村に於て、猥に問屋同前の及所業、大坂并に攝州・泉州

堺其外兼て諸品受拂仕來りの場所へ入津致、米品を手を廻し引寄、又は出買致し、不
 正の取組を以、他所賣心掛け候族も有之由相聞、是又不埒の事に候條、右體我儘の
 取計及增長候ては、諸品直段に障、此上諸人難澁の一基に有之候間堅く相愼み、以
 來諸品せり取候儀は勿論、出買等致間敷候。

右の趣無違失相守可申候。自然此後利欲に迷ひ、不埒の致取計候族相聞え候
 は、急度可及沙汰候。

申十月 山城

北組
總年寄へ

古金銀眞字二步割、古二朱銀・一朱金等引替所の儀、當申十月迄被差置候段、去る未
 年相觸候處、今以引替殘有之、一朱金は猶更殘高多く候間、引替所の儀猶又來る西
 十月迄是迄の通り被差置候。

一、一朱金儀も頓て通用停止可被仰付候間、此節精出引替可申、并古金銀眞字二
 步判・古二朱銀等は通用停止の品に付、貯置候儀は無之筈の事に候間、早々最寄替
 所へ差出、來十月を限、急度引替可申間、遠國末々の者迄、相心得候様國々在々、御

古金銀錢
引替所を
置く

料は御代官・私領は領主・地頭より入念可被申付候。右の趣可被相觸候。十月
右之通從江戸被仰付候條、此旨三郷町中可觸者なり

申十一月 山城

北組
總年寄へ

昨日被仰出候通用錢似寄并仙臺錢一町限取調、前月の員數翌月六日年寄印形にて、
案紙の通郷々總會所へ町代可有持參候。廻合ひ無之分も其段可相斷候。

右之通以來篤と相調、來る十月より毎月斷出可申候。尤も是迄町人手元廻合ひ有
之候は、當月十六日有無共書付振合を以可被斷出候。

右之通相心得取計ひ可被申候以上。 申九月六日

覺

一、通用錢似寄 何貫何百何十文 一、仙臺錢 何貫何百何十文

右之通先月中廻合ひ町内會所に差置御座候、御指圖次第差出可申候。依之御斷
申上候以上

何月何日

何町年寄印

似寄錢仙
臺錢取替
願の書式

遺物をす
る事を禁
ず

總年寄中 右半紙二つ
折認候事

口達

都て組與力同心出役先にて支度は勿論、酒肴菓子其外金錢何に不寄、聊たり共差
出し申間敷、若下々の者共心得違貪がましく申懸候は、可訴出旨天明七末年十二
月寛政元酉年七月町入用取締箇條の内書加へ相觸、猶又右出役召連候雨具持人足
共草鞋錢と唱へ、會釋銀錢差出候儀致間敷き旨、文政二卯年十二月總年寄共より口
達を以て爲觸置候趣等、攝河・播村々同様相觸候。就ては右三箇國に支配所・領分
知行所有之、諸家の用達共儀、組の者召連候家來、雨具持等に至迄出役先にて、謝禮
の金銀差出候事の様心得違、村方により入用向を用達共相任候に付、右の内には利
欲に抱り役筋の謝禮、其外多分の入用有之趣取拵、金銀掠取候儀の風聞有之、不届
至極の事に候。以來の儀相聞候か、出役先にて聊たり共會釋の品差出候者、組の者
より申聞候様、嚴しく申渡置候間、其節に至り不致後悔様急度可相心得候。若如
何の筋相聞候者、當人は勿論所の者迄も可爲越度旨、文政五午年相觸置候處、年月

相立ち、其上此頃米直段引上げ、諸色高直にて難澁の者共可有之時節柄にて、村方入用等格別心を用、減少の取計居候儀に付、旁、猶又此度攝河・播三箇國觸知候事に候間、前々の通彌、以嚴重可相守候。若如何の筋相聞候はゞ、吟味の上急度可令沙汰候條、諸家用達町役人共は猶更の儀、末々の者共迄も不洩様申聞可置事。

申九月廿一日

演舌

公役銀并町入用銀の儀、近年追々相増候町分も有之候由相聞、去る文化三寅年・同卯年・同辰年・文政元寅年・同卯年・同辰年、右の年に入用高一軒役に何程宛相減する哉、一箇年分限書記、町人共連印にて可差出候。尤も文政六未年三郷町々、年中諸入用取締被申付候儀に付、當時の入用高相減可有之候處、其後臨時入用高嵩又は町町により、自然取締追々猥に相成、新年寄杯と心配當惑にも可及向も有之候哉、右様の町人共申合勘辨致し、無益の失脚無之様向後成丈け致減少、來る酉年入用の向翌戌年書出可申候。但文化夏の頃より見競年寄共心を用、減少の分も可有之候。右

等は一段の事に候間、其分も委細書出可申候。

一、他町持借家多分有之家守多、町々杯と取締も不行届の由、右等は別て年寄共無油斷、外町見競嚴重取締可申合候。

一、町代下役の者より取集候借家人出錢、入用向も是又嚴重取調集高、來る酉年分翌戌年書出可申候。

一、玉造町々の儀は、古町にて公役銀等外町々と見競候へば、行届間敷哉、年來衰微の町柄にて、町人共困窮罷在候由相聞え、公役銀減少候か、外助成可相筋可有之哉、總年寄共勘辨も可申聞候。御演舌書を以被仰出候公役町入用、其外取調候儀、伊勢村三左衛門・安井九兵衛・薩摩屋仁兵衛掛り被仰付、打込にて可被相勤旨被仰出候間、其段可被相觸候。公役町入用等の高大半紙帳相認、町人共連判にて右掛りへ可被差出候。

差上申一札之事

一、鐵炮御改被仰出候に付、町内吟味仕候處、先年書上候外、預り鐵炮有之と別紙

玉造町々
公役銀の
こと

鐵炮所持
をとむ

證文差上候外、鐵炮所持の者無御座候。自今無御斷鐵炮所持又は預り中間敷候。若不念の儀御座候は、曲事可被仰付候。爲後日連判證文仍て如件。

右之通鐵炮御改に付、證文被差上、慥に承知仕候。銘々鐵炮所持又は預り居候者無御座候。若隱置外より相顯候は、我々共何様にも越度可罷成候。爲後日如件。 申十月十日

唐産毛糸
反物類賣
買取締

長崎より當地に登候唐紅毛糸反物類は、當表五軒の間屋共、手前に不在合品望の者有之節は、若右問屋共より京都の間屋へ致相對、買取候様享保六丑年申渡置候處、近頃吳服屋共の内、出所紛しき糸物類致賣買候由風聞有之、不埒の至に候。先年申渡候通、右五軒問屋の外爲買取申聞敷候。若出所紛敷反物類賣買致す者於有之は、急度可申付候。且又反物仲買共も先年申渡候通可相心得候。右之通寛延元辰年享保三亥年文政十亥年相觸候處、年久しく相成候に、忘却候者も有之哉、右問屋の外にて紛しき糸反物類致賣買候風聞有之、不埒の至に候。先年相觸候通相守、吳服商買の者不限、素人にて右糸反物類五軒問屋の外にて、一切賣買致ま

榮種綿實
賣買の規
定

じく候。若出所紛しき品賣買致候者於有之は、急度可申付候。且又反物仲買共儀も、先年申渡候通可相心得候。右之趣三郷町中可相觸知者也。

申十一月四日 山城

北組
總年寄へ

油絞草に相成候榮種綿實兩種物、無株にては賣買難相成旨、先年より度々觸渡置候處、當申年綿不作の由にて、蔞種買入と唱へ、無株にて國々よりの註文引受、綿實致賣買候由相聞、既に大坂兩種物問屋ども見届訴出候も有之、不埒の事に候。蔞種の儀は、近村等にて百姓相互に少々宛買入候儀は可有之候得共、他所へ賣出候儀は、大坂堺兵庫三箇所の兩種物問屋より、奉行所へ伺出候上賣渡候儀有之候條註文有之候共、猥に他所にも賣渡候儀は勿論、買次等致まじく候。無據仔細も有之候は、最寄の兩種物問屋共へ、可及對談候。若無株にて綿實致賣買候は、急度可令沙汰候。右之趣可相守者也。右之通三郷町中可觸知者也。

申十一月五日 山城

北組
總年寄へ

内府様御移徙當日より、上様と奉稱、將軍宣下當日より、公方様と奉稱旨事。公方

様西の丸へ御移徙當日より大御所様と奉稱事。御臺様西の丸へ御移徙當日より大御臺所様と奉稱、御簾中様御本丸へ御移徙當日より御臺様と奉稱候事。

右之通從「江戸」被「仰下」候條、三郷町中可「相觸」者也。 申九月廿五日

米價高直には、先達て町々難澁人相調候様申達候處、追々被書出候に付、其分へは御救米被下、右調候難澁人の内、實に極難澁の者名前・人別相調、子供の分は年脇書致し、年寄・印形にて、明後朔日五つ時總會所へ町代可有持參候。右は極難の者へ施行致度段申候に、鳥目差出候向も有之に付、相調候儀にて、先日相調難澁人に抱り候儀には無之候間、前段に相調可被下候。尤も鳥目相渡候節は、不極難の者本人呼出相渡候儀も可有之候間、其心得を以取調可被申候事、但極難澁の者無之町は、其旨年寄・印形同時町代持參の事。

申九月廿九日

未中 本文の通有無共半紙二つ折に相認可差出候。

北組 總年寄

口達

米價高直にて末々者可及難澁儀に付、總年寄共取扱候三郷圍粃并川崎御藏圍粃の

米價高直にて細民を苦しむを救ふ

普請する者をもとめず

貧民へ施す行錢を渡

内をも、白米に仕上げ、成丈け下直に爲賣出候様、其筋の者へ申付候間、身輕の者は最寄米屋にて、右米買受け取續可申候。其内には新穀も澤山に可相成旨、去十七日口達を以觸候筈、可爲賣出候處、今以米直段高直にて、下賤の者共令困窮候趣に付、賣渡の儀は差止、右圍米爲御救三郷并端々迄被下候間、冥加の至難有奉存町町にて致世話、難澁人取調無依怙、末々迄不洩様配立可致候。尤是迄賣渡候向も無殘可致候間、此旨三郷町中末々迄、不洩様可申聞置事。 申九月廿七日

口達

此節米直段至て高直に付、銘々儉約を用ひ候儀は、さも可有之事に候得共、中には普請等致度者も、時節柄を憚遠慮致候哉に相聞。さ候ては自金銀融通合手狭に相成、別て其節の日雇働候者は、稼方無之難澁致し候趣相聞え候間、町家の者は勿論寺社普請向、又は砂持等に至迄、聊遠慮不致様篤と可申聞候事。 申九月廿八日
米價高直に付、施行致度旨、書面の通追々申立候に付、割渡候割方の儀は相調候、極難澁の者名前・人へ二百文宛、家内の者へ一人百文宛、先達て相調べ、御救米被下候。

難澁人の分一人住の者へ二百文宛、二人住以上家内人数に不關三百文宛割渡遣候間、難澁の趣申候、施行錢割渡を受け、難澁の者は相定候様存、家賃銀其外及不沙汰候儀ども不相厭様相成候ては、風儀にも關候間、實意を以施行錢割渡を受、聊疎略之不_レ相心得様、精々年寄・家主より可_レ申聞候。

但本文極難澁の向は、本人呼出申聞かせ候上、相渡候心得の候處、多人數の儀呼出候ては可_レ及難澁に付、御救米取扱掛り町へ向け、本文施行錢相渡、町別割渡候筈に候間、來る六日四つ時、郷々總會所へ町々年寄印形持參罷出可_レ被_レ受取候。白米十七石五斗一升天満東西橋米屋、此分五合宛極難澁人へ割渡遣候。

右口々割渡方伺の上取計候以上。

申十月

北組
總年寄

施行錢の

- 一、錢千八百貫文 鴻池屋善右衛門 一、同 加島屋久右衛門
- 一、同千六百貫文 加島屋作兵衛 一、同七百貫文 米屋鐵五郎

- 一、同三百貫文 鴻池屋新十郎 一、同 鴻池屋作治郎
- 一、同五百貫文 辰巳屋彌信 一、同五百五十貫文 近江屋休右衛門
- 一、同三百貫文 炭屋安兵衛 一、同五百五十貫文 三井八郎右衛門
- 一、同三百貫文 舛屋平右衛門 一、同百五十貫文 島屋市兵衛
- 一、同百貫文 炭屋善五郎 一、同二百貫文 米屋嘉兵衛
- 一、同百貫文 天王寺屋忠二郎 一、同千貫文 住友甚兵衛
- 一、同三百貫文 和泉屋甚二郎 一、同九百貫文 近江屋半衛門
- 一、同三百貫文 鴻池屋庄兵衛 一、同 炭屋彦五郎

農人橋材木町

- 一、同五十貫文 米屋武右衛門 一、同 天満一之町
- 一、同百貫文 本町二丁目 一、同三百貫文 三井治郎右衛門出店預り
- 一、同十貫文 高麗橋二丁目 一、同二十二貫文 島田八郎右衛門出店預支配人 伊兵衛
- 一、同二百貫文 和泉屋久左衛門 庄右衛門

右同人借屋

一、同廿五貫文 蛭屋儀助 一、同十五貫文 越後屋新十郎
 一、同 泉屋五郎兵衛 一、同十四貫文 西村屋橋次郎
 一、同十三貫文 越後屋藤助 一、同十貫文 加島屋新衛門
 一、同十貫文 越後屋重衛門 一、同八貫文 越後屋庄衛門
 一、同五貫文 越後屋與衛門 一、同一貫六百文 片木屋善兵衛
 一、同二百貫文 北久太郎町四丁目 松屋伊兵衛 一、同五十貫文 鴻池屋伊兵衛
 一、同五十貫文 同 鴻池屋市兵衛 一、同五十貫文 鴻池屋伊助
 一、同 同 鴻池屋徳兵衛 一、同五十貫文 瓦町一丁目
 一、同五百貫文 長堀茂衛門町 蒲島屋次郎兵衛 一、同五十貫文 小堀屋武兵衛
 一、同 增屋利兵衛 一、同 河内屋勘兵衛
 一、同三十貫文 大豆葉町 一、同三百貫文 平野屋仁兵衛
 一、銀十枚 長堀茂衛門町町人之由申合 泉屋久兵衛 一、同十五貫文 住友甚兵衛

一、同十五貫文 小堀屋武兵衛 一、同 蒲島屋次郎兵衛
 一、同 泉屋利助 一、同 增屋利兵衛
 一、同 和泉屋久兵衛 一、同 河内屋勘兵衛
 一、同 佐原屋伊助 一、同 大味屋久衛門
 一、同三貫七百四十八文 龜屋伊三郎 一、同五貫文 和泉屋利衛門
 一、同八十貫文 立賣堀四丁目 近江屋權兵衛 一、同百貫文 備後町四丁目
 一、同 平野町二丁目 一、同 南竹屋町 播屋喜兵衛
 一、同百貫文 園米肝煎年寄 三木屋庄兵衛・繩屋佐兵衛・玉屋五兵衛・島屋忠兵衛・伊賀屋半兵衛 出口町 町人之内三人
 一、同百貫文 長堀茂衛門町 町人之内七人 一、同 小堀屋武兵衛
 一、同 佐間屋小四郎 一、同五十貫文 天満屋六次郎
 一、同 增屋利兵衛 一、同 雞屋町
 一、同 塚口屋喜右衛門 一、同五十貫文 三田屋徳兵衛
 一、同二十貫文 齋藤町 一、同百貫文 安土町二丁目

- 一 同八十五貫文 新鞆町 萬屋伊太郎
- 一 同二百貫文 内平野町二丁目 米屋長兵衛
- 一 同百貫文 南久太郎町二丁目 枅屋傳兵衛
- 一 同五十貫文 北久太郎町五丁目 大和屋源兵衛

周防町々人の内

- 一 同五十貫文 備後町三丁目 一 同 安土町一丁目
- 一 同二十五貫文 南久太郎町二丁目 布屋安兵衛
- 一 同二十五貫文 備後町二丁目 淺野權衛門
- 一 同二十貫文 高麗橋一丁目 大西屋利八
- 一 同二十貫文 高津五衛門町 因幡屋信之助
- 一 同二十貫文 天満北富田町 鹿島屋清衛門

申十月

口達

酒代の觸
酒造の儀追て及沙汰候迄は、造高の三分二相減じ、三分一造酒可致旨相觸候處、此頃酒直段格別高直に賣出候趣相聞、俄に直段高直可相成謂無之、不埒の至に候間、右體の儀無之正道の直段を以て賣買可致若不相用者有之は、急度可令沙汰候。右の通常九月口達を以爲相觸置候處、追々酒直段高直に賣買致候由にて、別に小

賣渡世の者高直に賣付、身輕の者共令難澁候趣、尤も酒造屋共儀昨年造の殘酒を賣捌候事故、右減石は勿論米價高直の時節にも、俄に可引上謂無之處、全く利潤に關り占賣致候か、又は酒中次の者共、他所賣等致候事に可有之、右體にては自然と土地直段關、以の外の事に候、占賣等致候者有之は、急度可令沙汰候條、江戸積分量の外は新酒賣出候迄、他所へ酒賣捌候儀致間敷候。
右之通三郷町中不洩様可申聞置候事 申十一月
内府様御痲疹被遊、御快候。然當月三日御酒湯被爲召候段、從江戸被仰下候段、恐悅可奉存候。此旨三郷町中可觸知候者也。
申十一月 山城
諸國酒造の儀先達て相觸候通、三分一造彌、以嚴重に相改、過造無之様精々可被申付候。勿論當申年の儀は、場所に寄三分一造之内、減候て申付、又は酒造皆差止申候共可爲勝手次第事。諸國より江戸表其外諸方へ積廻し候酒の儀、是迄樽數凡三分一の積相心得、領分の荷物積送り申間敷旨、酒造人共へ急度可被申渡、且去年も

相觸置候通、不時改の者差遣儀も可有之、若其節過遣、隱造等有之者、當人は被所
嚴科、其所の役人迄急度可申付事。右の趣御料は、其所の奉行所御代官御預所、私
領は領主、地頭并寺社領共得其意、其向々にて嚴重可申付候。若等閑の取計も於有
之は、可爲越度候。右の趣從江戸被下條、此旨三郷町中可觸知者也。

申十一月十三日 山城

北組
總年寄

堀伊賀守大坂町奉行被仰付候旨、從江戸仰付候條、此旨三郷町中可觸知者也。

申十一月十四日 山城

口達

一、町中に於て武士并浪人に宿かし候掟の儀、先年より度々相觸候の處、近年猥に
成浪人體の者、又は町人にて帶刀徘徊致者有之様に相聞、不届の事に候。前々よ
り觸置候通可相守候。若違背の族有之者、家主、年寄、町人迄急度答可申事。

一、御城方并地役人等の家來、町宅借り候儀は、其主人より番所へ斷有之事候間、譬
町奉行家來たり共、店かり度と申者有之ば、斷濟候哉之譯相尋、其上にて慥なる取

堀伊賀守
大坂町奉行
仰付け奉
らる

浪人取締

借家の際
の掟

旅宿の注
意

候て、其趣書加へ、番所へ宿手形可差出事。

一、武家・寺社家帶刀の家來、町方に旅宿致候節は、是迄の通り藏屋敷留守居役人、用
聞町人の内、請負證文取候て宿貸し、其譯書付、宿手形可差出事。

但是迄用聞藏元の町人方にて、其家中侍旅宿の分は、受合無之候ても、宿致させ
候得共、向後は受合取候て、其譯書さかへ宿手形可差出候。

一、留守居役人、用聞町人無之は、其主人より町奉行所へ届の書狀不來に於ては、其
向後不聞届候間、其譯相尋其上慥成受人、證文取之、右の趣書替へ宿手形可差出
事。

但主人よりの書狀、町奉行所へ斷出、指圖を受候様相達、其上にて此方より申付
次第宿かし可申候。

一、帶刀の者旅宿屋に一宿の儀は、是迄の通相心得、不念無之様可致事。

右之通彌堅可相守候。若違背の族有之に於ては、後日相聞候共、家主、年寄、町人
迄急度可令沙汰候。右之通元文三年九月相觸置候處、年月相立ち不心得の者

も有之哉、近年堂上方家來共宿借候は、懺成受人取、宿主并受人所之者等、連印書付を以奉行所へ相斷聞濟の上、宿貸可申候。此旨三郷町中不洩様可申聞候。

申十一月十六日

酒定價表
取除の儀

酒小賣の者一様の直段相記候紙札、賣場へ張置候由、右は直段高直に不賣出爲の儀とは不相聞。此節尙又張札相改、是迄左程高直に不賣出者へ、張札直段に賣出候様申合候由、さ候へば張札にて直段引上げ候道理に相當り、以の外の事に候。酒直段の儀は再應被仰出候事に付、銘々正路に致、賣方候儀勿論の事に候間、右張札早々相止心得違無之様、於町々右商賣人共へ篤と可被申聞候以上

十一月十九日 申中刻

北組
總年寄

米穀融通の爲に候て、在々にて所持の米穀江戸表へ賣拂候者共は、追及沙汰候迄米穀は勿論雜穀等迄、江戸内へ積送、問屋・仲買に不限、素人へも勝手次第賣捌可申事。

右の通御料・私領・寺社領共不洩様可被相觸候 十一月

江戸へ米
穀持込を
許す

右之趣可被相觸候。右の通從江戸被仰下候條、此旨可被承知候。尤右は在々にて自分の作徳米又は手作の雜穀等所持の者共、手寄を以江戸内問屋・仲買へ不限、素人にも勝手次第賣捌候事に、他の米穀を致仲買候儀は勿論、藏米・雜穀等を買次賣捌候筋にて無之間、他所へ米穀送り候儀に付、追々觸渡候趣心得違無之様猶又申諭置候。右之趣三郷町中可觸知者也。

申十一月

山城

堀伊賀守殿大坂町奉行被仰付候事

一、米融通合不宜趣にて、此上直段可引上見込を以、其筋に不携外商人共一分の利潤を考、米穀買占或は密に註文を受、他所へ積送候儀致間敷旨、最前口達を以相觸候に付、右體の族無之儀に候得共、今般江戸表より仙波太郎兵衛・内藤佐助・永岡伊三郎手先の者賣米有之、國々見計買占候趣に付、自然當表へ罷越候節、其筋の者は勿論外商人共へ手寄候共、米買占方一切頓著致間敷候。若心得違賣渡候者於有之は、所の者共迄急度可令沙汰候。此旨三郷町中不洩様可申聞入置候事。

申十二月七日

大坂三郷の内にて米買ひ、正路にて直段下直に賣候者共九十一人御召出にて、御褒の上鳥目五百文下し置かれし由、十二月十八日御觸あり。

覺

- 一、錢三百貫文 梶木町 千草屋收五郎 一、同百貫文
- 一、同百貫文 道修町二丁目 町人中之内 一、同五十貫文
- 一、同三百貫文 尼崎町一丁目 加島屋作之助 一、同百五十貫文
- 一、同百七貫八百文 淡路町一丁目 町中 一、同二百貫文
- 一、同百貫文 字和島町 雜喉屋三郎兵衛 一、同百貫文
- 一、同百五十貫文 長堀十丁目 伊丹屋勝藏 一、同十貫文
- 一、同十貫文 同町 伊丹屋彌兵衛 一、同五十貫文
- 一、同七十貫文 太郎衛門町一丁目 天王寺屋彌七 一、同五十貫文
- 一、同三十三貫文 北江戸堀一丁目より五丁目迄
橋通二丁目より同七丁目迄 肥後島町 山家屋權兵衛 一、同百五十貫文

- 一、同二十貫文 京町堀一丁目 備前屋徳兵衛 一、同百貫文
- 一、同百五十貫文 江戸堀五丁目 大庭屋次郎衛門 一、同二百貫文
- 一、同百貫文 今橋二丁目 松前産物問屋十四軒 一、同五十貫文
- 一、同五十貫文 平野屋孫兵衛 一、同五百貫文
- 一、同十五貫文 與左衛門町南米屋丁
瓦町二丁目 豊田屋宇衛門 一、同百五十貫文
- 一、同百五十貫文 年寄町人中
表借屋の内十四人 一、同百貫文
- 一、同五百貫文 唐藥問屋仲間 一、同四百五貫文
- 一、同百貫文 新報町 町中 一、同卅五貫文
- 一、金一兩 長堀十丁目伊丹屋庄二郎借家 北村屋庄兵衛 一、同一兩
- 一、錢十五貫文 立慶町萬屋元二郎支配借家 伊丹屋勝三郎 一、金一兩、錢二十貫文
- 一、同十貫文 南堀江四丁目田中屋代判傳七川兵衛借家 伊丹屋利兵衛 一、同廿七貫文
- 一、同廿七貫文 同町 播磨屋彌兵衛 一、同十貫文
- 一、同九貫文 同町 帶屋卯兵衛 一、同八貫文

一、同八貫文 同町 大和屋喜八 同町 一、同八貫文
 一、同三貫文 同町 播磨屋忠兵衛 橋町 一、同五貫文
 一、同五十貫文 橋町 龜屋善兵衛山田屋小八 節屋源兵衛 一、同五貫文
 一、同四十貫文 西高津新地八丁目 熊野屋五右衛門 淡路屋とみ 一、同二十貫文
 一、同十貫文 同町 吉野屋善兵衛 同町 一、同十貫文
 一、同十貫文 同町 吉野屋茂兵衛 追手町 一、同五十貫文
 一、同六十貫文 備後町一丁目 町人の内五人 同町 一、同五十貫文
 一、同三十貫文 同町 船屋佑右衛門 同町 一、同百貫文
 一、同三十貫文 同町 佐渡屋嘉兵衛 津村南町 一、同三十貫文
 一、同十一貫文 同町 中 同町 一、同十貫文
 一、同十貫文 伊勢屋利兵衛 同町 一、同五貫文
 一、同三貫文 富田屋藤八 同町 一、同三貫文
 一、同三貫文 大和屋利助 同町 一、同三貫文
 一、同八貫文 同町 綿屋甚兵衛 橋町 一、同八貫文
 一、同五貫文 同町 龜屋善兵衛 借家丹波屋平兵衛 一、同五貫文
 一、同二十貫文 北久寶寺町三丁目 大和屋七兵衛 同町 一、同二十貫文
 一、同十貫文 吉野屋町 河内屋休兵衛 阿波屋右衛門 一、同十貫文
 一、同五十貫文 太郎堀門町三丁目 中 過書町 一、同五十貫文
 一、同三十貫文 淡路町二丁目 年寄町人中 同町 一、同三十貫文
 一、同十貫文 壺屋利兵衛 同町 一、同十貫文
 一、同五貫文 中村屋序助 同町 一、同五貫文
 一、同三貫文 伊丹屋治兵衛 同町 一、同三貫文
 一、同三貫文 丸屋寅之助 代判長 一、同三貫文

一、同二貫文 揚屋庄兵衛 天満實屋仲間筆頭年行事 一、同二貫文
 一、同二百貫文 油屋平右衛門 船屋久兵衛 同町 一、同二百貫文
 一、同二十貫文 町人の内 同町 一、同百貫文
 一、同三十貫文 升屋市左衛門 同町 一、同三十貫文
 一、同十貫文 鍛冶屋二丁目明石屋仁兵衛支配同町定久寺借家・同町丹後屋喜平衛借屋・借家平野屋彌兵衛・錢屋佑次郎・島屋幸之助・上難波町山口屋治衛門 紀國屋喜兵衛・平野屋重藏・唐屋彌兵衛 一、同十貫文
 一、同五貫文 尼崎町二丁目 中 同町 一、同五貫文
 一、同二百五十貫文 同町 佐渡屋市太郎 同町 一、同二百五十貫文
 一、同三十貫文 和泉屋伊兵衛 北濱一丁目 町人借家人中 同町 一、同三十貫文
 一、同百貫文 錢屋喜兵衛 同町 一、同百貫文
 一、同五十貫文 山城屋六左衛門 同町 一、同五十貫文
 一、同十五貫文 布屋四郎兵衛 代判 由兵衛 同町 一、同十五貫文
 一、同二十貫文 布屋市左衛門 同町 一、同二十貫文
 一、同五十貫文 堂島船大工町 町人中 同町 一、同五十貫文
 一、同百貫文 松屋嘉兵衛 堂島上難波町 一、同百貫文
 一、同三十貫文 綿屋作治郎 同町 一、同三十貫文
 一、同十貫文 河内屋善左衛門 萬屋安兵衛 吳服町 一、同十貫文
 一、同五貫文 平野屋九兵衛借家 節屋庄兵衛 油町三丁目町人之内 一、同五貫文
 一、同三貫文 布屋茂衛門 同町 一、同三貫文
 一、同十貫文 大和屋五兵衛 同町 一、同十貫文
 一、同二十貫文 布屋彌兵衛 同町 一、同二十貫文
 一、同十五貫文 錢屋四郎兵衛 同町 一、同十五貫文
 一、同三十貫文 布屋市左衛門 同町 一、同三十貫文

- 一、同十貫文 布屋治兵衛
- 一、同七貫文 越後屋左衛門支配借屋 錢屋幸助
- 一、同十貫文 布屋四郎兵衛代判由兵衛借家
- 一、同十一貫文 同町 借家之内八人
- 一、同二十貫文 西濱町 河内屋藤兵衛
- 一、同五十貫文 同町 柴屋徳翁
- 一、同十五貫文 上本町三丁目 山崎屋覺兵衛
- 一、同百六十貫文 三番組砂糖物株改役 菊屋重兵衛・山口屋 借兵衛・井仲間之者
- 一、同二十貫文 天満九丁目 鍋屋多兵衛
- 一、同五十貫文 南本町三丁目 南久寶寺町五丁目 飾屋嘉兵衛
- 一、銀十枚 上難波町 升屋嘉助
- 一、錢十貫文 長堀十丁目 竹屋久兵衛
- 一、同五百疋 布屋卯之助
- 一、同五貫文 山城屋六左衛門借屋 山城屋喜知兵衛
- 一、同六十七貫文 町人之内十人
- 一、同七貫文 同町年寄 三木屋庄兵衛
- 一、同百貫文 北久太郎町二丁目 錢屋長左衛門
- 一、同五十貫文 本町二丁目 平野屋新兵衛代判 石灰町 錢屋佐兵衛
- 一、同二百貫文 同地下町 町人之内
- 一、同十五貫三百文 安堂寺町五丁目 河内屋平三郎代判次 左衛門
- 一、同三十貫文 同町 河内屋直助
- 一、同二枚 高津新地九丁目 大國屋九兵衛
- 一、金五兩 天満組 酒造屋
- 一、銀四百五十匁 北組 酒造屋
- 一、錢六十七貫文 北組 酒造屋
- 一、同二十七兩

- 一、金八十三兩二歩 南組 酒造屋
- 一、錢三百貫文 道具方 松屋嘉兵衛 玉屋五兵衛 堂島五丁目 藤田屋源七
- 一、同百貫文 佐渡町五丁目小橋屋伊兵衛家守 南堀江四丁目 松屋利兵衛
- 一、金一兩 阿波屋季兵衛
- 一、同十貫文 阿波屋和兵衛
- 一、金一兩 同町伊勢屋幸二郎借家 伊勢屋由兵衛 阿波屋彌兵衛借家 阿波屋榮藏
- 一、錢十貫文 南久寶寺町二丁目 居町人中
- 一、同百貫文 北久太郎町二丁目 河内屋六兵衛
- 一、同五十貫文 北堀江四丁目 加賀屋休兵衛
- 一、同百貫文 大川町 町人之内六人
- 一、錢三百八十貫文 大豆京町 町中
- 一、同七十貫文
- 一、銀十枚 南本町五丁目川崎屋彌兵衛 本町四丁目吉文字屋五兵衛 三郷古手株の内實物流買廿七人 天満旅籠町布屋五衛門 伊賀屋半兵衛 伊賀屋彌七 加賀屋儀兵衛 播磨屋平兵衛 憲法屋嘉衛門 和泉屋豐三郎 中野屋平右衛門 豐島屋長兵衛 加島屋伊兵衛 揚屋卯兵衛 揚屋儀兵衛 一心寺山内
- 一、同五十貫文 名連社別時講中
- 一、錢十貫文 同町 阿波屋倍兵衛
- 一、同百貫文 同町 伊勢屋治兵衛
- 一、同一兩 同町同借家 伊勢屋甚兵衛
- 一、同十貫文 同町 揚屋平兵衛
- 一、同二十貫文 同町 小山忠兵衛
- 一、同金一兩 同町 日和左屋卯兵衛
- 一、同卅六貫文 同町同借家 加賀屋甚兵衛
- 一、同四百貫文 同町 借家人之内廿六人 藥種仲買仲間

今橋一丁目

- 一、同百廿五貫文 町人借家中
- 一、同二百貫文 三郷材木仲買仲間
- 一、同三十貫文 常安裏町 中屋三郎兵衛
- 一、金十兩 元伏見坂町 伊丹屋伊兵衛
- 一、同百貫文 同町 町人之内二人
- 一、同三十貫文 同町 和泉屋治右衛門
- 一、銀一枚 同町 堺屋七郎兵衛
- 一、同三十貫文 同町 町人中
- 一、錢三十貫文 同町 大和屋庄兵衛
- 一、同二十貫文 同町 大和屋嘉兵衛
- 一、同三十三貫文 同町 町人之内四人
- 一、同五十貫文 同町 町人之内四人
- 一、同三十貫文 同町 町人中
- 一、同百貫文 同町二丁目 町人借家中
- 一、同五十貫文 道修町一丁目 平野屋彦兵衛
- 一、同百貫文 和泉町 鴻池榮二郎
- 一、錢五十貫文 富田屋町 伊丹屋佐助
- 一、三百貫文 木挽町北三丁目 松屋清兵衛
- 一、同三十貫文 南本町四丁目 町中
- 一、錢百貫文 白鬚町 大津屋三右衛門
- 一、金三兩 長堀橋本町 和泉屋伴兵衛
- 一、同三十貫文 同町 金屋權兵衛
- 一、同二十貫文 同町 中島屋六十郎
- 一、同五十貫文 三郷納屋物雜穀問屋 年行司
- 一、同二十貫文 堂島裏一丁目 町人中
- 一、同百五十貫文 上人町 町人之内二人

- 一、同百貫文 總座仲買仲間總代 節屋兵衛
- 一、同十貫文 同町 岩田屋木兵衛
- 一、同五十貫文 同町 田中屋善右衛門
- 一、同五十貫文 同町 丸屋治兵衛
- 一、同五十貫文 高津五右衛門町 天満屋新藏
- 一、同二十貫文 西高津新地九丁目 天満屋新藏借家 天満屋定治郎
- 一、同十貫文 右町中の内残り町人 鴻池屋市兵衛
- 一、同七貫文 鴻池屋伊兵衛
- 一、同三百貫文 米仲買之内十六人
- 一、同百一貫文 浪花組卅一人
- 一、同十貫文 一、同十貫文 南堀江町三丁目 木本屋源右衛門
- 一、同七十貫文 同町 揚屋彌兵衛
- 一、同十貫文 同町 堂島新地北町 町中
- 一、同十貫文 西高津町小西屋孫兵衛支配借家 奈良屋安兵衛
- 一、同百五十五貫文 尼崎町一丁目 町中
- 一、同十貫文 加島屋作二郎
- 一、同百三十貫文 北久太郎町三丁目 町中

施行錢持寄高

天満十丁目升屋吉五郎・同妙株・同町福田屋太右衛門・天満窪前町伯屋嘉七・同地下町々之内一人・同天神筋町和泉屋庄五郎・同町米屋忠右衛門・天満五丁目中島屋卯兵衛・安土町一丁目九屋喜兵衛・長堀十丁目伊丹屋庄助・南本町三丁目丹波屋儀市唐

物町二丁目下半布屋又右衛門本町一丁目大和屋利兵衛安土町二丁目綿屋彦兵衛
 順慶町和泉屋藤吉道修町三丁目小西市藏向町小西與兵衛同五丁目近江屋甚兵衛
 同町大堀屋丈助上難波町松屋嘉兵衛長堀宇和島町堺屋義兵衛堂島新地二丁目濱
 田屋清右衛門同町島屋喜六農人橋詰町河内屋忠兵衛殿法坂町扇屋仙助豊島町日
 野屋清助谷町二丁目河内屋孫四郎揚屋治兵衛同兩替町池田屋二作彌兵衛町茨
 屋伊兵衛島町二丁目井筒屋與三郎同町船橋屋喜兵衛同淡路町二丁目船橋屋徳兵
 衛大佐町倉橋屋彌兵衛同淡路町津國屋重右衛門龜山町米屋久兵衛同町紅屋庄兵
 衛同佐渡屋庄兵衛同大和屋重兵衛同揚屋喜兵衛同木村南山同小西屋八兵衛同
 小西屋知勝同小西屋與兵衛天満壺屋町中島屋甚兵衛同又治郎町日向屋仁兵衛北
 濱二丁目大黒屋武助道修町二丁目日野屋太郎兵衛同一丁目鍵屋市兵衛同五丁目
 近江屋松兵衛初瀬町高津屋伊助龜山町口屋榮太郎日高屋徳右衛門大澤町島屋佐
 兵衛。

米價高直に付、頭書の錢高致施行仕旨申立差出候に付、當十月施行錢打合割渡候。

右に付此度被下候御救米一同割錢可被下候。割渡方の儀極難澁人へ三百文、家内
 人別に應じ百文宛、難澁人には二百文、人數に不關二人以上は百文増、右の通割渡
 候。先達ても相達候通、疎畧不及様篤と申付可被相渡候。米價高直に付難澁人
 歳暮にも相成り、殊更可及難儀に付、此節御救米被下并施錢割渡候様被仰出候
 間、難有存越年の便、精々可被申達候事、右割渡方伺の上取計候。已上

十二月十八日

北組
 總年寄へ

都鄙錢相
 場を一定
 すべし
 を出す

當夏以來別て米價高直に付、輕き者共御救の爲、此度江戸表多分の錢御買上に相成、
 相場格別に引上げ候。右は厚き御趣意を以被仰出候儀に候間、在方錢兩替相場の
 儀、江戸表町相場同様取引可致候。觸の趣不相守紛敷儀有之節は、早速相顯候事
 候條、追て及沙汰候迄は前條の趣相守、心得違無之様可致候。右之趣關八州御料
 は御代官、私領は領主、地頭より不洩様早々可被相觸候。
 右之通可被相觸、右之趣關八州へ御觸有之候旨、從江戸被仰下候條、爲心得
 當地に於ても相觸候間、此旨二郷町中可觸知者也。

伊賀

十二月

山城

總年寄へ

銀札遣の儀前々より札遣到來候場所、并に享保十五年以後新規相願濟候分は格別、右之外向後新規の場所、札遣候儀は、前々通用到來候分も、向後願難相成旨、寶曆九年相觸れ、猶又前々仕來にて伺有之、引續年季等を以て相濟居候分は格別、譬古來右の例有之候共、中絶の分は札遣候儀難相成旨、寛政十年相觸候處、近年猥に相成り願濟の外領主、地頭限り銀錢・札等差出、又は米札・酒札坏と紛しき名目を以て、致遣候場所も有之趣相聞き、如何の事に候。前々相觸れ候通り金銀・札遣難成儀は勿論、銀札・米札共願濟の分は格別、其餘札遣候儀は難相成事に候間、心得違無之様可致候。若此上不束の儀相聞候は、急度御沙汰可有之條、兼て其旨可存候。右之通可被相觸候。

十二月

右之趣從江戸被仰下候條、此旨三郷町中可觸知者也。

申七月江戸より雲州屋敷へ來候書付の寫

江戸より雲州屋敷へ來たる書付の寫

一、江戸板橋領中仙道谷中感應寺及廢壞有之候儀、此度雜司ヶ谷へ引移し、元の如く法華宗門の寺に御再建。寺地六萬九千三百八十四坪被下置、新建に付公儀御本丸様并西丸様其外御三家様及諸大名方より御寄附左の通に候。尤も下地の檀家千三百七十二軒有之候。夫々御調にて不殘法華宗門に相成り、町奉行所にて檀方中へ御若年寄迄以田沼被仰聞。

諸堂御寄附

- | | | | | |
|---------------------------------|-------|----------------------------|------|--------------------------------|
| 一、本堂 <small>七尺一間にて廿八間四面</small> | 太政大臣様 | 一、祖師堂 <small>廿四間四面</small> | 内大臣様 | 一、黒書院 <small>徳川兵部卿同式部卿</small> |
| 一、仁王門 | 水戸様 | 一、山門 | 尾張様 | 一、鐘樓堂 |
| 一、五重塔 | 仙臺 | 一、番神堂 | 加賀 | 一、本院方丈 <small>越前加賀</small> |
| 一、諸々門 | 薩州 | 一、太鼓堂 | 藝州 | 脇坂中務大輔 <small>御普請奉行</small> |

此儀御取立有之候寺格の儀、大坊并に觸頭同様可相心得。年頭の御禮は大廣間獨禮之事。右は松平周防守様より御達有之。右去る二月九日於御城被仰渡、兼て御取立再興之候、長輝山感應寺と格等の儀御調達、松平周防殿依御指圖、脇坂殿よ

感應寺改築の御寄附

り被_レ申渡_二。

鍋島一件

鍋島一件

肥前守儀、此節爲歸國去る十三日御當地發足、川崎驛止宿仕候に付、本陣關札建置候處、同日民部卿殿川崎大師へ御參詣掛御通り跡、右關札御目障に相成候間、早々取込候様、御同勢の内御小人目附當麻平兵衛組下田中熊八郎、六七人々宿役人を以、本陣へ申聞候得共、關札の儀は本陣限り取込難相成、肥前守掛り役人へ其段届候上、御挨拶可仕旨相答候處、熊八外六七人にて右關札へ本陣より附置候番の者、且つ手代等を傘にて打擲き、刀に手を懸候人々有之、其上圍を破り關札打倒候に付、番の者脇に建置き候を土足に懸け、且つ家來宿札も引放被_レ申候段、肥前守途中迄本陣より申越候。家來の者右驛到着不仕以前の事にて、言語道斷無是非次第に御座候。御稱號をも不憚、法外至極の致方に付、右人々此方へ可_レ申受旨、肥前守より彼御方へ申入候。尤も肥前守御返答相待ち、川崎宿に滞留可_レ仕の處、長崎表御役向の儀に付、無_レ其儀旅行仕候。右の始末一橋に於て御取調候の處、名面殊の外相違に付

吟味の儀、公邊へ御達出に相成候由に付、其段御取調の上、不調法の仕方此方より申上候處に相違無_レ御座候は、此度の儀肥前守は勿論家來一同恥辱の限、何分堪忍難_レ相成に付、趣意相立候様幾重にも奉願候。右之段肥前守旅中より申越候に付、此段申上候以上。

三月十七日

松平肥前守内
羽室六左衛門

右之段御用番水野越前守様へ御届けに相成候由。

同廿三日右吟味上左之通

尋之上揚り屋入 一橋様御家來 山田八郎組徒士 戸村幸五郎廿八 諏訪熊次郎廿六 中島吉太郎廿二

上原忠兵衛組徒士 大井源八郎廿九 平井東吉廿八

尋之上入牢 物頭隠岐五郎太夫組同心 九里龜太郎廿九

事方御勘定奉行。右内藤隼人正宅に於て同人申渡候。

右落著御裁許の次第如左。

一橋殿徒士頭 山田八郎組徒士 中島吉太郎廿二歳

右之者儀主人六郷筋延氣に付、供致し罷越、膳所休中晝飯に罷出で、東海道川崎宿半七方へ立寄、供先をも不願酒に泥酔、其以前松平肥前守歸國に付、右宿泊に相成、右半七向に肥前守泊之關札建有之候を見受、目障にも可相成と心得、同役大井源四郎に二人共に取除罷越候之處、戸村源治郎外三人差留候を、酒狂の上不相用、關札取除の儀、同宿本陣兵庫へ可致直談と源治郎外に一人一同に罷越、途中兵庫下男伊之助に行逢ひ、右關札は肥前守家來へ申聞候上に無之候ては、難相除旨申聞候を致立腹、九里龜次郎組に伊之助左右に手を捕、關札建置候場所迄、無體に引連參り、龜次郎外に一人共々右關札を理不盡に引下し、猶圍の竹を拔取り及亂妨、其上伊之助より姓名を相尋候節、後難を恐れ人の名前を申偽り相答へ、剩へ右引下し候關札を伊之助持參膝の上に載置候を見受、此者等へ對し態と手重に取扱候儀と心憎く存じ、關札の儀は御稱號も認有之候を、土足に懸候段、不恐公儀法外の次第不届至極に付、於品川獄門被仰付候。

田中熊八と申偽候者死罪之上獄門、民部卿徒士頭中島吉三郎卅二。牢死存命に候へ

山田八郎組徒士

ば同罪三原忠兵衛組徒士大井源二郎廿九。熊谷五郎八と申偽候者遠島同人平井東吉廿八。同斷

物頭隠岐五郎九里龜次郎。押込、戸村幸五郎。諏訪熊次郎。金子鐵之助。急度呵り小人目附當麻

平兵衛岡田伊之助。無構徒目附助田中熊八。同無田口藤右衛門。同小川平五右衛門。

同羽室平左衛門。東海道川崎宿、本陣兵庫同人九兵衛。同伊之助。百姓善藏。定小久右

衛門。百半七旅宿忠右衛門。同源太郎。旅役庄左衛門。同五郎作。立合民部卿家山本與五

郎。同斷松平肥前守家來。中島彌十郎。

右於内藤隼人正宅に、大目附始鹿野河内守御目附立合、隼人正申渡。但し寄合日に付、御勘定吟味役申野

又兵衛立合。

松平肥前守

當三月於東海道川崎宿に、民部卿殿徒士中島吉太郎外三人、其方關札を拔取及亂妨候一件、吟味之上夫々御仕置申付候。然る處右體不法の儀有之候はゞ、他所へ引合候儀にて自分仕置難申付筋に候。早速民部卿殿家老へ懸合の上、奉行所吟味の儀可被申置候處に、無其儀及亂妨候者共、其方へ申受度旨及懸合候段不届

朝鮮渡海
者の處罰

の事に候。

朝鮮國持地竹島へ渡海致し候一件、携り候不前如左。尤も大坂町奉行より引渡に相成。

入牢 松平周防守領分、石州那賀郡濱田松原浦、會津屋岸方に無人別にて罷在候、

當時無宿、金兵衛事、八右衛門廿九歳 松平隱岐守御預所、讚州〔草力〕藥賀郡小豆島寺

木村、船乘平右衛門・重助四十歳 松平安藝守領分、藝州豊田郡諸江島瀬戸町

船乘新兵衛廿四歳 大坂安治川南二丁目播磨屋甚右衛門借地淡路屋善兵衛七十歳

馴合候迄にて渡海不致者。

大坂江の子島東町長門屋幸藏借地播磨屋藤三郎・外に四人。松平周防守家來、

岡田頼母・松井圖書・島崎梅五郎・猶崎百八郎。

揚り屋入 大谷作兵衛・村井萩右衛門・三澤五郎右衛門。岡田頼母召仕、橋本三郎兵衛・林品右衛門

衛林品右衛門

竹島

竹島、濱田より四十餘里。七箇年以前八左衛門儀ふと右島へ上り候處、右島にて交

易等度々致候由、人家無之白木造宮一社有之、近邊至て獵有之由。耕作等致候はば、三萬石位可相成由、廻二十里餘有之由。當時は人家も二軒も有之由。濱田領に無之、石見國を離候由、對州様へ先年懸合有之、又々取調相成、朝鮮國附屬にも可有之由。右島に竹有之、右竹臥し海へ入有之、右竹を引上げ候へば、葉の様に鮑付上り候由、凡淡路島程有之由。

松平周防守元領分濱方船頭八左衛門

右不届有之領分拂申付候處、大坂町奉行にて被召捕相成、御吟味の上江戸表御差出。六月十日著寺社奉行井上河内守様御拂御吟味入牢。

但播州小豆島藝州并大坂廻船問屋且材木屋等被召捕、江戸表へ差出都合十人。

右御呼出の儀御達。家老當時隱居岡田頼母、年寄松井圖書、勘定奉行大谷作兵衛、

偽役三澤五郎左衛門、六月十四日揚り屋入。元吟味役當時松平伊織附人、村井萩

右衛門。

右六月十三日御呼出し、御吟味御留置に相成り、翌日十四日七つ時於評定所被仰

渡河内守様也。六月十六日より御評定所一座掛りに相成る。

一、申六月十四日御用番水野越前守様へ差出。

昨十三日私家來大谷作兵衛・三澤五郎左衛門・村井萩右衛門と申者、井上河内守尋の儀有之候間、同道人差添差出可申旨に付、則差出候處、尋の上吟味中揚屋入申付候段、家來の者へ申渡有之候。此段御届申上候。以上。

申六月十四日

松平周防守

私家來八十郎父隱居岡田秋齋、一門家老舊家松井圖書・林品右衛門・島崎梅五郎・猶崎百八郎、八十郎召仕橋本三郎兵衛。

右早々呼出、著次第可申聞旨、去月九日井上河内守より家來の者共へ相達候に付、急飛脚を以申遣候處、同廿一日濱田表へ相達。則夫々出府の儀申付、同廿七日出立の様に御座候處、秋齋儀廿五日夜中より中暑、圖書儀は廿六日夜より腹痛熱氣強、兩人共出立難相成、其内少々快候に付、押而當月朔日兩人共出立の様に夫々用意仕候處、去月廿八日夜半頃秋齋儀自殺仕相果候。圖書儀は廿九日曉是又自殺仕相果候

旨申出候に付、早速役人共差遣相改候處、相違無御座候旨、濱田表役人共より急飛脚を以て申越、昨午刻相達候間、秋齋圖書疵所相改書付、岡田八十郎圖書實父隱居・松井遊山口置醫師共差出候書付相添、河内守方へ相届申候。依之御届申上候以上。

七月十九日

御用番松平伯耆守様へ
御懸り大久保加賀守様へ

御届

同八月江戸より雲州へ申來書付の寫

(今九)

天保二卯年町方同心合泉覺左衛門儀、越州道中筋へ出奔致候罪人有之、可召捕旨被仰渡、八月十二日御當地出立、越後國新潟港へ罷越し、右罪人捕の上歸路。同月廿

五日奥州會津郡若松城下へ相懸罷越候節、同所仕置場に穢多村の間にて此釜有之〔原本〕、小屋相懸け雨戸は無之、其内に有之候を見受候に付、右品には由來可有之

儀と宿役人共へ相尋候處、右は先年太閤時代の節、石川五右衛門儀釜で刑に可被仰付旨にて、會津郡若松城主蒲生飛騨守氏郷に被仰付候間、釜爲鑄候て差上候節、右釜の控に取置候趣に有之由申聞候。尤此節は小さき方の釜底損所有之所見受候

江戸より
雲州へ來
れる書付
の寫
若松城に
て釜發見

旨、覺右衛門儀同九月八日に御當地へ歸著致候後、右新釜の圖寫し見せ候間、其趣記置候。○頭書に石川五右衛門を刑に行ひし釜は南都町奉行所におり。之と同じ

同上

松平右近將監領分、石州濱田松原浦、會津屋菊兵衛方無人別に罷在候。當時無宿朝鮮人。

金清事八右衛門

攝州兵庫島文藏

一、米十九億八千石但天保四巳年八月五日より唐船にて積送候由

一、有金八百廿七萬八千兩餘

一、土藏三百七十箇所内二十箇所唐物入

一、海船四百四十艘船頭船乘九百八十人

一、家造間口九十間奥行二百七十間程

一、有米三百九十一萬石餘

以上

○頭書に日本國中數十年の年を積まざれば、如此の米數に至り難し。こは去る巳年に兵庫なる高田屋と云ふ船頭、關所の節と同様にて、當年も飢饉の由にて、世間騒々しき事なれば、驟に關所米三百九十一萬石も湧出でし様に思はせて、人氣の騒々しきを鎮めんと思へるなるべし。

一、松平周防守家來八十郎隱居岡田秋齋、松井圖書儀、去月九日井上河内守様より御呼出に付、早速濱田表へ申遣候處、同廿八日夜秋齋儀自殺。圖書儀は同廿九日曉自

殺の儀申出候に付、役人共遣し相改候處、自殺に相違無之旨、濱田表役人共より申越候。御呼出の身分右様の始末に至候に付、周防守より差控の儀、御用番松平伯耆守様へ相伺候處、差控に不及段今日御附札を以て、被仰渡候。

私共是は御家へも爲御知來候儀、此通周防守様は御當主御改名にて御隱居には

無御座候。

松平周防守家來
齋藤隼太

右當人鹽詰と申儀は不相成候得共、鹽にて手當致し候様被仰渡、江戸表へ精々差置候由の事。

一、備前岡山大守松平伊豫守殿へ、周防守御預に相成候間、致用意候様に御内意の處、大名御預の儀は不容易儀に付、國持大名評議の上、追々御答可申上旨伊豫守殿被仰立候由之事。

私の聞書に云、右一件は異國交易一件、先代周防守様御役人中より相顯候哉の由に候處、仙石家の事は近く相手も有之儀、異國交易の事は相手遠きにも有之、御大國禁筋に付、一同相顯候ては、仙石一件所には無之、大事の沙汰に有之、仙石一

條を以て事相濟、隱居後相顯候は、當主周防守殿御立行の道も可有之杯、御役人様方御厚意の御合にて、二段の御糺に相成、此節交易一條御糺に付、外御家來御呼出にて御吟味中の人にも有之、江戸詰松平何某とか申す人、石川様へ御預に相成候處、病氣に付相戻候由杯、色々取沙汰、此度こそ皆無々々杯下にて申觸候由、取留候儀には無御座、誠に風説・流言共可申哉の事。

天保七申八月廿六日出を以つて、江戸表より定詰の者申遣しくれ候由にて、外より相廻り候分、尙又同年十一月寫取るなり。

天保七申十月江戸より或屋敷へ申來

豊後國佐伯の城主毛利伊勢守領分、河邊郡上村百姓由平五十歳、妻いと四十歳、忰勝藏十九歳、同兼松六歳

右由平儀高十二三石致所持、至つて實體なる者に有之候處、去十一月中旬頃より同人住居晝夜の無差別、かけやを以て打候様なる物音致候に付、家内の者共一同に驚立ち出見候得共、一向に何共見分不申、物音のみ響き候て怪しき儀、色々祈禱致し候

江戸より狐の變化の事を注進す

得共相止不申。依之由平妻いと儀、同村鎮守八幡宮へ致參詣、家内怪しき儀無之様念候處、其後五六日の間右物音無之。或夜いと儀夢に、十七八歳位なる女一人枕元にイみ申聞け候は、「私儀當村より三里程南へ寄、同郡なにごと申す山中に有之稻荷の使狐にて、物音等も私の致儀にて、外に仔細も無之候得共、何卒御子息勝藏殿懇望に付被吳候様、左候へば、御家内安全は不及申、何事も不自由なる儀は、決して爲致申間敷旨達て相願候由、晝と夢に見候間、翌日目覺不思議の事と存じ、夫由平へ右の趣相話、夫より兩三夜、右同様に夢引續見候に付、實以忰を右狐致執心候間、物音等も右様の儀にて致し候儀にも可有之や、殊に右の稻荷は七日程致信心候に付、悪しき儀も有之まじく候間、右狐へ忰可遣旨夫婦相談の上忰へも申聞け候處、承知に付、由平儀前書稻荷へ參、忰勝藏儀差上候間家内安全を御守被下候様に」と、一心に念立歸候處、二三日相立、右狐美女と變り、由平宅へ參候へ共、同人并妻の目には更に不相見、勝藏并弟兼吉へは相見候由、然る處勝藏儀致如何候や、俄に腰抜けに相成立居も不相成候に付、驚き醫師に相懸候得共、一向快氣不致候由、右

狐は勝藏妻に相成、朝夕雨戸明立て、其外飯拵等致し候得共、姿は決して見せ不申道具類は自然と動き候由に御座候。且亦夜分に相成候へば、右狐糸を取り機を織り候様子にて、梭の音のみ致し、織上げ候へば衣類に仕立、勝藏に著せ候由。右風聞に付、近村の者共追々參致見物候處、全く心立宜敷者參候節は、菓子・酒等當人の前に差置候由、其外飯米等差支候節は、何方より持參候や、不絶有之旨、尤金銀錢等は一向不致持參由に御座候。同人所持の田島農業の節杯は、右狐手傳候や殊の外果取り候由。其外種々奇妙なる事共有之旨風聞候由にて、領主より見分人々差遣候處、全く相違無之趣に付、祈禱がましき儀は被差留。乍去村中難儀なる事も無之、其上由平家内一統睦じく相見え候に付、其儘に被差置候由に御座候事。

右評

右は好事の曲者狂言・戯語より思付て、世人を誑す妖言にして、之見て信じぬる者は、悉く其曲者に化かさるゝ馬鹿者といふべし。種々の浮説等ありて、世間にてかゝる妖言を信じ、實らしく觸廻る馬鹿者共、多くありぬる事の、餘りに可笑しきと、世間の騒々しき有様を知らしめんと力めて記し置く者なり。

此外にも丹後の國にて牛が件を生み、其件が云へるには、來る酉年は豊年なれば、諸人安心せよ」と云ひし杯、其外にも種々に取り處なき浮説を言觸らし、騒々しき中にて喧ましき事なりし。

天保七申七月十七日夕七つ時於江戸表町奉行所へ訴出候趣如左。

神田山本町代地月行司茂兵衛申上候。町内彌七店大工職庄兵衛倅庄之助と申候者、廿九歳に罷成候處、庄兵衛家前にイみ居候處、今晝九つ時頃、浪人體の者參り刀を抜き、庄之助右の肩二太刀斬付け、同方手首斬落し、脇腹へ斬付候に付致即死候。然る處右浪人自身番屋へ參申聞候は、元服部一郎右衛門殿組御徒士森定十郎養子にて、當時浪人同苗金十郎と申者にて、麻布本村町八藏店に致同居罷在候。親の仇討留候由申聞候に付、留置檢使願出候由。右昨年中上野三枚橋邊にて、前書庄之助儀御徒士森定十郎を殺害に及候處、表向にては其家に拘り候譯故、其節同分にて爲相濟候處、其後右の風聞強く相成候故哉御暇に相成り倅金十郎儀浪人に罷成る。仍て此度の儀にも及候由。右定十郎事は元來善からぬ人物にて、普請場を通懸り態と材木

江戸町奉行に訴出たる仇討の一件

に行當りて大工を咎め、刀を抜いて斬らんとせし故、種々詞を盡して詫びぬれ共、愈々云募りて斬らんとせし故、據なく其刀を奪取りて斬殺せし共、又三枚橋邊の料理にて、雙方共酒を飲みしが、不法の言を云懸け、刀を抜いて斬らんとせしが、其刀を奪取られて、斬殺されしともいへり。

同六月江州草津邊野呂新町といへる所にて、備中玉島の角力取、玉手山利喜右衛門といへる者を殺害せし、岩吉と申者を、右玉手山弟今井筒光藏弟子時津浪清兵衛稻積長吉瀧渡仲藏、甥常盤山彦藏といへる者、五人にて討取りしといふ。仰山に取沙汰をせし事なりしが、一つは懐手にて無力の者の不意を討ち、一つは草津にて人足を働居る無力の岩吉を欺きて、途中へ釣出し、力者五人掛りにて之を斬殺す。何れも寝烏をさすよりも容易き事なれば、事々しく噂せし程の事にてはなかりし。

天保七申七月廿四日出にて江戸より來狀の寫。

當地も四月半ばより只今に至り雨天計り、其内天氣も少々は御座候得共、終日快晴と申す事無之、諸人大難儀の處、當月十七日夜より雨風烈しく、十八日朝四つ頃よ

江州草津にて仇討の一件

江戸より大風雨の由來狀

り以外の風雨に相成り、始は巽風にて大嵐、後に南に風り變大風なる事難申盡、近邊焼失後漸々普請出來の所多く吹倒し、拙宅の向通り借家廿一間程一棟一町へ連り候所坏、不殘吹倒し、其外火の見飛行候處數軒、築地邊の屋敷坏は格別當り強く、長屋潰れ候處數多、其外町方屋根を捲り、家曲り逃出候者有之。乍去逃出候ても風雨強く息を詰め吹倒され、歩行難成恐しき氣色仕合に、拙宅坏は所々痛候得共、先先宅に居付、相凌ぎ大に仕合仕候事に御座候。品川邊より鮫洲・大森邊は皆海邊石垣打崩れ、津浪打來り、海側の家は皆打碎け、乗船にて山川の田甫へ老人は皆逃出候事恐しき事共にて、いさゝ風雨晝七つ時前に鎮り、先々一統に致安心候事に御座候。彌、當地も米高直、玄米にて下物小判一兩に三斗二升位と申事に御座候。小賣米百銅に四合五才、極下五合の由。大抵は搗米屋商賣相休居候事に御座候。扱々穩ならぬ事共に御座候。

植田源八

同九月江戸より申來候趣如左。

凶事諷刺の狂作

物騒俄始自身番

夜攻往來擊柝喧

町内半鐘寢耳響

天保七年雜記

夢中頭結犢鼻褌

偷人騒動風聞高 嚴重夜廻爲是勞 若使家主逢盜賊 仰天狼狽捲尻逃
霖雨如絲數月長 藏前頻上米相場 困窮裏店置離夥 家主迷惑失途方

嗟峨釋迦回向院にて開帳。前々と違ひ雨繁げければ

開帳はいつも人氣といふなれど今は浮世が兎角釋迦さま

京童の口ずさみ

周防門の前には日月なし

世にいらぬ花橘が二本はへ伊井感應寺

大嵐荒増心覺

一、七月十七日夜九つ時雨降出し、十八日曙より大嵐となる。晝八つ時過迄風雨不
止。七つ時前より雨止み嵐追々納り、夜に入り月光出づ。日頃よりは晴朗の青天
となり、今朝登城の輩は駕籠は南に向ふ。されば増人にも難進、御老若御上は何
よりも御延引、下乗より御合羽御陣笠御冠笠被召、跳なり。尤加賀殿、伯耆殿は簀
御着用。

一、御立關前塀重り御門内五抱程の大なる樅の木折れ、樅尤内は空うつろとなり有之や、

江戸大嵐
の一斑

多羅葉の枝の上へ倒懸り、枝左右へ折連り、御書院御番所の家根の上へ落ちければ、
御番士雷の落懸りし如く思ひ成しといふ。御黒書院前の東御庭の大木の枝折れ、家
根へ倒れし故、奥御右筆所組頭部屋の所へ枝落入り、大津彌三郎・田中休藏既に其枝
裂けて響きしを仰見るに、頭上へ落懸る程になりしに、五寸程外へよけしといふ。
御立關前西脇銅水盤碎ける。大廣間大樅翌日御作事其外より尺を取りし處、一丈
六尺五寸餘、亘り六尺あり、長さ十九間三尺なり。當日林肥後守殿御見分、翌十九日
御廻懸り、御老中・若年寄衆御一同御見分有之、御入國の時御旗御結立て被置候。

御由緒の由肥後守殿被仰聞。
愚按に御本丸は寛永・明曆兩度炎上有之に付て、御入國頃の大木は有之筈には無
之。殊に御本丸の方御入國以後御取立に相成候儀、旁、肥後殿御物語不審の事に
候。

大嵐に付二の丸角矢倉、其外諸々壁落ち、御普請所葺張、足場悉く落損じ、本所・深川
筋材木屋の分悉く流失損毛、筏組にて拾出ると雖、十が一の由。諸船の家根取れ、又

又船々流失數百艘。諸所へ引上げ後金にて申受候處、家根一艘金三兩二步宛の由。羽左衛門芝居十八日家根會所普立て、十九日より芝居道具不揃に候得共、興行始候由。中村は「十九日より相始む」と書出し有之候處、十八日大嵐にて諸道具家根迄吹失候故、月末迄は延引の由。嵯峨釋迦開帳、佛十八日本堂へ御立退、家根其外共風雨損に付、十九日・廿日は靈室斷不出、廿一日より靈室出づ。然れ共參詣は同様群參實に靈佛なり。地内見せ物類十九日休み、二十日より長崎踊と女の足藝・猿芝居・力持は有之。伊賀越大仕掛も舞臺廻りは月末迄休み、諸大名火の見の屋根、上杉彈正大弼を始め七箇所、町の火の見喚鐘迄折失ひし處三箇所、五箇所、火の見計り五箇所、二階物干所又は家根吹折りし分、其數を不知。兩山・紅葉山大木折れ、今日隱居家督大勢被仰付候處、大風雨に付、廻勤の儀は今明日の中に可罷越旨御用捨にて、何れも難有、翌日廻勤有之由。

將軍御宣下に付御役祿

一、先達て及達候面々總出仕、左の通り登城。内府様御歳も被爲重候に付、御政務

家慶任將
軍に就き
豫め諸士
の役祿を
定む

被遊御讓、御本丸へ來る酉年四月可被爲移候。公方様被爲御隱居、西の丸へ可被成御移候。右の趣京都へ被御遣、將軍宣下の儀も御願被仰遣候。不相變内府様へ御奉公可仕候。此段申聞べき旨御意候。

年來出精相勤候に付、虎皮鞍履・御燈鞍拜領、以來打上腰網代乗物御免、但折傘 大久保加賀守

大御所様附御老中松平伯耆守

御本丸御老中太田備中守

加判列被仰付大納言様附脇坂中務大夫

大御所様附永井肥前守

御本丸森川内膳正

大納言様附本多豊後守

若年寄被仰付大御所様附大岡主膳正

同斷大納言様附堀田攝津守

三千石御加増土岐豊後守

二千石高に御加増御用取次被仰付 大納言様附 新見伊賀守

二千石御加増大御所様附水野美濃守

御本丸松平筑後守

御本丸勤本郷丹後守

大納言様御側衆帝鑑間席交代寄合組 松平左兵衛督

大御所様御側衆西丸御書院番頭より 岡部因幡守

大納言様御書院番頭御本丸御小性組番頭より 本多對馬守

西御丸同淺野壹岐守

同附御小性組番頭 御本丸新番頭より 蜷川越中守

中奥御小性酒井隠岐守

同附御本丸御使番より御目附加藤鞠負

御徒士頭より牧野鞠負・鳥居輝藏

同附中奥御番より御徒頭岩瀬内記

大納言様附御本丸御書院番頭 曾我伊豫守

御書院番頭遠山半左衛門・久貝又三郎岡田伊豫守組

同御徒頭安藤左兵衛

同附御本丸御小性番頭永田孫四郎高力丹後守

諏訪庄左衛門・田邊十左衛門大久保紀伊守組・三好悌二郎曾我伊豫守組より

小十人頭 西尾藤四郎 右御所様附御臺様御用人より長谷川能登守三好所左

衛門 御本丸御簾中様御用人より 守山主水正・毛受勝助

甲州騒動 一件

天保七申八月廿一日甲州騒動米高に付打こかし一件。

笹が峠より起立つ人数凡七八千餘、持道具竹槍・鐵炮其外飛道具品々。

廿一日手初。

一、駒替宿、櫻屋六兵衛・柏屋與兵衛・組屋小右衛門。 一、上栗原宿、福家傳兵衛・井筒

屋三右衛門・中屋三郎右衛門・同人隱宅。 一、平町田中、小野七兵衛・大黒屋伊兵衛・同

人隱居此所にて死人数多有之 一、上原田村大金持・奥右衛門右同人所持米凡五萬俵有之由 一、松本村金持・龜屋金助。

甲府へ亂入

一、河内村、駿河屋何某。 一、石田村、槌屋何某此所御代官陣屋有

廿二日曉七つ時より甲府へ亂入。

一、一番渡邊屋善助、一條町。 一、二番、金澤屋佐吉、山田三丁目。 一、三番、河内屋

平吉。 寛町一丁目、此間に八日町と申す所にて二文家屋酒店・若松屋足袋店此二軒

酒飯并足袋等を出し無難に相濟む。 一、四番、和泉屋作右衛門、山田町一丁目

廿三日明六時 一、五番、十一屋酒店、柳町。 此所にて酒飯出し無難。 一、六番、河内屋徳兵衛三

日市一丁目。 一、七番、同卯兵衛、柳町三丁目。 一、八番、大黒屋善兵衛、右同斷。

一、九番、河内屋忠助、同四丁目、此所中飯少間取候由。 一、十番、柴田藤兵衛、縁町、

右の人持米其外藏に入有之諸道具・證文等迄、火懸焼拂候由。 其節悪風にて其近所

家數十軒焼亡候由。 是より新町へ入る。 一、十一番、鍛冶屋政右衛門、新町。 一、十

二番、麻屋、同町。 此外駒替宿より此所迄、宿々打こかし候。 十二三里の間と申す

事。

張本人森武七五十〔原本上に「丸に二」の印下〕 同人名前不知廿四五〔原本上に瓢箪形の印ある小旗あり〕 小荷駄

安藤太郎の尺牘

馬六匹右は當廿三日出しにて飛脚を以て御老中様へ御届書寫しなり

秋冷の節彌、御多祥奉、恭喜候。然ば小生儀道中無故障、本月四日東府仕候。乍、憚御放慮可被下候。誠に立前は彼此御面倒の儀相願ひ、殊更預御餞別、千萬難有奉存候。道中米價高直、旅籠賃三百以上にて困入候。八月十三日の風龜山以東甚しく、荒井前後尤も甚しく、並木の太木大半倒御座候。濱松は格別大荒と申すにても無之候得共、一里の内にて竝木六百八十本倒候由申候。竹藪は悉く枯御座候。餘程の大風と被察候。甲州郡内と申所に一揆發り、一萬餘の徒黨にて毀廻り候。沼津水野出羽様、小田原大久保加賀様防の人数四百餘人參候由承り候。沼津の小荷駄十五六駄に逢申候。吉原と申す宿にて、沼津勢の握飯拵候に米五俵費候由申候。途中の風説は一揆五萬餘人と申候。何れも飛道具にて荒廻り申候故、手に合兼候由也。江戸米直段四合五勺、五合と申事に御座候。先日頃迄は三合五勺位に候得共、御借米下候由少々安く相成候由なり。聖堂人数塞り御座候に付、古賀様塾へ入寮仕候。

九月六日

安藤太郎

甲州一揆の暴狀

甲州村々徒黨の者共追々及、狼藉候趣申上候。

當八月廿四日御届申上候。西村貞太郎御代官所甲州都留郡内領上下谷村騒立、去る十四日人家打毀、引續き同郡村々騒立ち徒黨の者共、同十五日貞太郎御代官所小梨郡駒飼宿へ押懸け上火致し、右合圖を以て所々人数寄集り、同宿打毀勝沼宿へ寄集り、夜に入候節は山梨八代兩郡村々の者共追々加り、都合二千五百人も可有之と相聞、夫より村々へ徒黨の者共押懸け、一味不致者共は打殺し、又は可燒拂旨申威候に付、無據村々人数差出候得共、頭取體の者帳面記し、右人数を先立村々米商、質屋渡世の者居宅打毀、右の者共食事手當の儀は、村々の内身許宜しき者共選申談候儀に有之、廿二日朝に懸け田安殿領地栗原村、歌田村打毀、右陣屋元一丁田中村打毀、同居桑戸村打毀、貞太郎手附手代頼に付、勤番支配永見伊豫守、戸田下總守へ懸合、私手附手代の者加勢として多人數差出し置候内、私御代官所山梨郡村々へ移、甲府御城下へ押懸候由に付、人数過半繰上げ候の處、同夜西村貞太郎御代官所川田村打毀、夫より石和陣屋許を始め、八代郡の内村々打毀、廿三日朝私御代官所

山梨郡坂打村・坂垣村より甲府町方へ懸り候に付、私手附手代・足輕共多人數差出、穢多非人并村の人等も大勢寄集り候得共難取鎮、坂打村・坂垣村無難に通じ、甲府町方へ押入、町々數軒打毀ち質品家財等市中へ持出し、火をかけ焼上り候に付、早鐘撞立候次第に有之、或は御城内御藏をも拜見仕度風聞無此上始末に付、兼て被仰渡の趣を以、最寄大名無之、私陣屋許方十八里程も可有之候へ共、外に手當無之に付、信州諏訪伊勢守へも申談候處、可然取計候様申聞候儀に御座候。此上甲府町方は勿論、在方私御代官所村々へも立入、可及亂妨儀と奉存候間、村々へ申渡、獵師鐵炮を以打殺し、手附手代・足輕共の儀も銘々罷出で、徒黨の者共斬捨候様申渡置候間、此段兼て御聞置可被下候。最初違作に付米穀買占の者有之、村々百姓共難儀致し候由の趣意に候處、此節は無類の惡徒共大勢打加り總人數六七百人、夜に入り二三千人程にも相成の由、手分に白旗・赤旗并目印様の物打立て、先手・續手等を分け、太鼓・鐘を打ち、竹貝等を吹立、重立候者共は帶刀・拔身等を取携狼藉に及び、中々以手餘候體に有之候。捨置候へば猶々人數加り、何様の大事可差起も難計被存

候間、勤番支配へも被仰渡、此上御城外并在方は非常御備、徒黨の者取鎮め、捕方手配り等被仰渡御座候様仕度奉存候。猶追々可申上候得共、此段申上候。以上

申八月

井上十左衛門

下げ札 本文風聞御座候に付、早速私儀手附手代并門藏方手代下役、其外人數召連れ、勿論戸田下總守并御藏立合兩人共、一同相詰候處、御城内向御藏方共御別條無御座候。此段下げ札を以て申上候。以上

甲州村々徒黨の者共相鎮候趣申上候

追々申上候。西村貞太郎御代官所甲府都留郡内領村々徒黨の者共、小梨・八代郡村々へ押入、兩郡村々相加り、貞太郎并山口鐵太郎私支配所田安殿・宮内卿殿領知、甲府大家打毀又は土藏へ火を懸け、及狼藉亂妨候者共手附手代差出、追々多人數召捕打殺候處、當八月廿三日夜甲府近邊在方共へ廻相鎮候間、諏訪伊勢守方へ人數差向方及斷、其段御届け申上候處、同夜中又々散亂致し、所々へ寄集り、翌廿四日曉巨摩郡大家打毀及復藉、其上甲府境町半屋敷并私陣屋をも打毀火を放し、同人可

甲州一揆
鎮定の
状況

盗去と申合候趣風聞有之候に付、猶又人数差向方伊勢守へ懸合、早速手附手代共村々へ多人数差出、私陣屋圖の儀も夫々備置候處、私御代官所巨摩郡臺ヶ原宿邊へ向押懸け頭取共、馬又は駕籠に乗り指圖致し、村々及狼藉強盜に候を、私手附手代儀共可召捕と追詰罷越候。伊勢守人数は廿四日酉の中刻諏訪表出立、翌廿五日未の上刻臺ヶ原宿迄到著致候に付、狼藉の者共難進、猶私手附手代共追々多人数差加り、殊に御嶽山神主共由緒の趣を申立、私陣屋へ相詰候に付、右の者共召され召捕方差加有之内、先立候手附手代共へ、私御代官所同郡大八田村に於て、徒黨の者共拔身を持ち手向ひ、鐵炮を打懸候に付け、獵師共に申付鐵炮爲打、竹槍棒を以て追詰め、其場に頭取周吉捕へ、差續き候者共同村并臺ヶ原宿に於て三人即死致し、其餘疵負候者四五人有之、并近き村々に於て多人数召捕候に付、其餘の者共逃去行衛相知れ不申候。先手狼藉の者共相鎮り候得共、猶又寄集り候儀も難計候に付、伊勢守人数は、同廿六日私御代官所同郡龍王村に繰上げ止宿。同廿七日逗留仕り、彌、穗鋒と相聞候に付、同夕引拂の儀申談じ、翌廿八日龍王村出立爲、仕申候、彼の伊勢守人数

姓名書并召捕に召連れ候御嶽山神主共姓名書、相添御届申上候。

本文打毀候家の儀、未だ姓名も不相分候得共、甲府勤番支配甲府山田町上一條町三日町・柳町・縁町・西青銀町・魚町町人共居宅・土藏等毀ち、土藏の品引出し切散し打碎き、又は火を懸候分十三軒有之、夫より私御代官所小梨郡飯田新町を始、外凡十八箇村程打毀ち、金銀・衣類・脇指等威取候分の儀に有之候。追て見分吟味の上委細の儀は可申上候。其外貞太郎・鐵五郎支配所御兩郷御領地村數不相知、私手附手代共召捕候者共百七十餘人、右の内には頭取并差續又は與黨共に被成、無據附添骨折候者共有之。勿論御兩郷領地の者共他支配私領の者共有之候得共、村名・名前等巨細に取調行届不申候。即死深手の者共は、何方の者共不相知、死骸は假埋申付候。且徒黨の者共持居候刀・脇指・拔身六十餘振、鐵炮一挺、斧五十、鎧二、太鼓一、妙ばち三、其外十手様の物等夫々取上置申候。以上

申八月

井上十左衛門

諏訪伊勢守人数

一番手

物有野源兵衛郡奉 高山作右衛門大目 中島刑部左衛門附

天保七年雜記

九

一揆召捕
の人名

門給大熊善兵衛・同高山甚之丞醫・若月友仙・同飯田儀兵衛目附・石橋甫左衛門兵具・岩波三郎右衛門・徒三村又八郎・同平原勇小笠原友之丞・同中山五郎兵衛同小原繁助。武器兵具持參の品々略之。心七十人。中二十人。小荷方十一人。後詰。物久保口平右衛門給・千村源五郎・同三沼九左衛門・徒保延丹次小岩波曳右衛門・同松見彦左衛門心・同五十人。中五人。歩者二百人。二番手。物澤市左衛門郡奉・兩角市郎右衛門附・赤沼鑑藏給・山田又吉同・藤孫太醫・永田春端目附・牛山吉左衛門・同林悪十郎・同藤村雄次矢・村井鯛藏徒・高木政之丞同・延内彦之丞同・牛山善五右衛門小・石瀬順之丞同・大橋善助同・何屋作之助心六十人。中十五人。小荷方十一人。寄者百三十人。武器兵具持參の品略す。外御嶽山神社姓名社番十四人。略す社番十一人。

右之者共、廿六日私御代官所同郡上圓井村迄相詰め、引取申候。右の通り御座候以上。天保七申九月 井上十左衛門

一、天保七申年八月廿八日、御用番松平和泉守様御勝手に入、御内覽御表へ差出す。御差手

諏訪伊勢守届

昨日御届申上候、甲州邊百姓共騒立候由に付、領分兼て見廻りとして差出候者、領分境諏訪郡葛木村にて、當月廿四日甲州邊百姓共凡千人餘も通り候に付、何方へ罷通候や」と相尋候處、同州大武川村迄罷越度き旨、一向申に付、利害申聞候へ共不聞入罷通り候旨、尤私領分は手差等仕候儀無御座候段、在所家來共より申越候に付、此段御届申上候。以上

八月廿八日

諏訪伊勢守

一、同九月二日朝、和泉守様御勝手にて公用人出會入御内覽、直に御表へ差出候差手

去月廿七日御届申上候、甲州御代官井上十左衛門より在所家來共へ申越候は、都留郡八代郡・山梨郡の百姓共致徒黨及狼藉候に付、早速人數差出候様申達候に付、去月廿四日人數差出候處、翌廿五日十左衛門より多人數召捕候に付、徒黨の者共相慎申候段人數差出に不及旨申越候に付、領分境へ引取圍罷在候處、間もなく同人より徒黨の者相集り、甲府御城下最寄御代官支配所村々亂妨致し候に付、早速人數差

諏訪伊勢守届

天保七年雜記

出候様申遣候に付、早刻葦崎宿迄相詰申候段、在所家來共より申越候に付、此段御届申上候。以上

九月三日

諏訪伊勢守

一、同九月三日、和泉守様御退出被差出候處、御差手濟。但御勝手にて入御内覽、御表へ差上す

昨日御届申上候、甲州邊百姓共騒立候に付、御代官井上十左衛門より人數差出候様在所家來共へ申越候に付、甲州葦崎宿へ人數相詰候處、十左衛門より同州龍王村へ相詰候様申付候間、同所へ相詰め、去月廿八日朝長善寺前御代官所へ物頭の者召呼び、及靜謐候間、人數引取候様申候。扱又二番手人數は、同月廿六日同州上圓井村迄人數共罷越候處、十左衛門より二番手人數は最早相詰候に不及段申聞候間、即刻引取申候段、在所家來共より申越候に付、此段御届申上候。以上

九月三日

諏訪伊勢守

人數書は御月番様へは不差出、道中奉行内藤隼人正様に御預に付、差出候。

内藤隼人
正に差出
せる人數
書

甲州葦崎宿迄差出候人數一番手

物頭一人 郡奉行一人 大目附一人 給人二人 醫師一人 目附役三人 總頭一人 給人一人 目附役一人 徒士一人 兵具方一人 徒士二人 小頭三人 足輕七十人 中間二十人 小荷駄方十六人 小頭一人 足輕五十人 中間五人 外に歩之者二百人 鐵炮三十挺 弓十張 玉藥箱 幕千封 幕串 陣小屋道具 百目旅筒一挺 藥長押一掉 玉入四夕 目方三十 玉箱三荷 目方二 右附添罷立候鐵炮方諸士十四人。

甲州圓井宿迄差出人數二番手

物頭一人 郡奉行一人 大目附一人 給人二人 醫師一人 目附役一人 兵具方二人 徒士二人 小頭三人 足輕六十人 中間十五人 小荷駄方十一人 外に歩立者百三十人 鐵炮三十挺 玉藥箱 幕五對 陣小屋道具 弓十張 矢箱 幕串。

八月廿七日御達

水野出羽守殿

留守居

内藤隼人正

内藤隼人
正より水
野出羽守
の家來へ
の達

甲州都留・山梨・八代三郡、村々百姓共騒立ち、同國上谷村米穀商人共宅打毀、田安領知同國一丁田中村百姓家をも打毀ち、御代官西村貞太郎陣屋、元同國石和宿にても、百姓家三四十軒打毀ち火を懸け焼拂ひ、引續き甲州町方へも亂入致し及「狼藉」候由、同所御代官井上十左衛門申立候間、容政道被仰出趣も有之、國を隔り候儀には候得共、甲州最寄の儀に付、早々人數差出し取鎮め、若手に餘り候は、打拂切捨候ても不苦候間、其旨被相心得、尤御代官よりも取鎮人數の儀可及懸合候條得其意可取計候。以上 申八月

一、同九月二日、御用番和泉守様御勝手へ入、御内覽直に御表へ差出候

一昨廿七日夜、御勘定奉行内藤隼人正より家來の者へ相達候、甲州都留・山梨・八代三郡村々百姓共騒立ち、同國上谷村米穀商人共宅、其外所々打毀ち、或は火を懸け焼拂亂入致及「狼藉」候由、甲州最寄の儀に付、早々人數差出取鎮め、若し手に餘り候は、打拂斬捨候ても不苦候旨相心得、尤彼地御代官井上十左衛門よりも取鎮人數の儀可及懸合候條達趣、家來共より申越承知仕り、今廿九日申の上刻人數差出申委細

の儀は、追々可申上候得共、先此段御届申上候。以上

八月廿九日

水野出羽守

在所目附

一、申八月廿九日内藤隼人正様より御所望に候て差出候人數書

覺

物頭二人・郡奉行一人・目附一人・給人六人・醫師一人・武器掛二人・小荷駄掛二人・徒

士目附四人・作事方一人・足輕小頭四人・同心二人・足輕四十人・大工二人。以上

一、申九月八日御用番和泉守様へ差出候

去月廿九日御届申上候、甲州都留・山梨・八代三郡、村々百姓共騒立及「狼藉」候に付、爲取鎮、彼地へ差向候人數、去三日巳の中刻右私宿手前四日市場へ參著仕り、御代官西村貞太郎役所へ申達候處、手代共相越村々騒立候者共、去月廿五日迄に相鎮候間、最早人數差出候に不及旨申聞、勝手次第引取候様貞太郎より以紙面申聞候。依之人數引取今六日申の上刻在所へ歸著仕候、此段御届申上候。以上

水野出羽
守出兵歸
參の届

九月六日

水野出羽守

在所目附

一、御達元に付、内藤隼人正様へも右の段御意勤候但手控も不差出候

一、諏訪伊勢守様、甲州一揆に付、御人數被差出候處、御代官井上十左衛門様より御人數へ被下候由、諏訪様衆松村氏より直に聞候由。

八月廿五日晝頃より韭崎宿、右は上下共一汁二菜、總辨當。

同廿六日より廿八日朝迄龍王村右同斷被下。右の内廿六日夕御料理、一汁二菜、御重詰。御肴二種飯御酒二樽上分計へ被下。廿八日朝四重但御肴。

同廿八日、韭崎宿、右一汁二菜被下。右被下に付ては、此度小荷駄も引添ひ、出張致候へば、聊食事等差出候儀無御座候旨、再三御手代中被相斷候得共、十左衛門様仰の趣にて、何分承引不致候に付、任其意候。

一、申八月廿六日甲州住居の者より御當地さる方へ文通候由

百姓騒動の事甲斐上四郡、南北二日路餘、中國なり。田數一萬四千三町、知行高廿四萬。

甲州一揆
を報じ
る書簡

一、正徳四年松平甲斐守様御領分に相成候節、檢地入三十萬石餘に相成り、當八月米直段高直京升三升を甲州升一升、右一升にて五百三十二文と相成り、凶年に御座候。甲州には米多分御座候得共、町家在々、大町人共買占候旨、郡内一萬八千石の所にて米出し、甲州より遣候處に御座候、凶年にて遣不申候間、郡内百姓共段々申合候は、谷村の御陣屋下町家を七八軒も打毀し、夫より勝沼宿鍵屋と申酒屋を目差參候處、酒十石計も表へ出し、香次第米三十俵宛に切召致し、戸板二十枚計積重ね、香の物等數限なく、栗原村、下栗原村にて三軒打潰し、一町田中田安様御陣屋下市左衛門と申す酒屋質屋、酒桶五六十本計切海の如くに御座候。口原細々に切、金子七千兩計に候。其外道は衣類不數知毀し、家長屋藏七箇所小微塵に打毀し、又々七郎左衛門と申す酒屋質屋右同斷。外に二軒、同夫より熊野、同村奥左衛門と申者、長家二十軒計、家藏十箇所小微塵に打毀し、口原道具帳面箱類、著類、夜具引出し、七箇所へ積み火を懸け焼拂、一萬兩計と相見候。此者米買占惡すれ候間、第一目も當てられぬ次第なり。百姓凡三萬人三手に分れ、在々所々を打碎き、在々村々三四軒宛又

又郡内土郡より美坂懸越へ、千人程入込み、夜晝の譯なく村々目印の一丈計の旗を立て、高く張り、甲府城下町々大町共三十軒計毀し、中に竹藤と申質屋藏三箇所中へ火を懸け、三箇所藏金に積り二分兩計金喜伊豆作と、兩家金銀錢撒散し、二三萬兩計り通道錢金二三寸溜り、金銀錢も斯程に見る事無之、前代未聞の事に候を、兩御頭様御旗本二百人、與力同心小人三百人も見附々々を固め、御城は勿論の事御召捕二三百人計歩き候由、廿一日より廿六日迄を記し候御存じ可被_レ口候。

八月廿六日

一、八月廿七日付書狀の寫

岩本宗悦
書狀の寫

以手紙申上候。秋冷相催候處〔本ノマ、〕然ば此度當國百姓一揆蜂起仕り、國中大騷動に及び候、右始末申上候。抑、當國の三月下旬より當八月に當る六箇月の間、始終雨天勝にて快晴は漸、廿日位も有之候様老人抔も覺不申由に御座候。又六月土用中に白毛降り申候見受候處、四五寸又は三尺も有之、何共雜具無之て御座候。右雨天故米穀殊の外高直に相成、其外諸色直段引上、諸民難儀仕候。乍然當年の作物は

隨分宜き由に御座候。又候八月十三日大風雨にて大嵐仕り、材木・米穀商人共買締商不出候。大人氣惡しく相成由に御座候。甲府表共一二分位に御座候。然る處當八月十七八日頃、郡内和田村大目附邊十八箇村徒黨仕り、郡内谷村陣屋を打潰し、其邊富家は大潰し、同廿日笹本峠を打越、同廿一日勝沼邊へ參り、同廿二日右私陣屋を打潰し、其邊へ富家を打潰し又は燒拂、諸道具を打潰し申候。此節甲府表風説には、一萬人餘も可有之由に申候得共、二三千位には奉_レ存候。實は近邊へ百姓等相加り、又は盜賊・非人過半にて多分に相成申候。同廿三日一揆共二手に分れ、一手は中部筋へ參り、一手は甲府表へ押來り、山崎にて諸役人人足共難_レ取鎮、追々甲府へ亂入仕り、八田町・柳町・縁町邊の富家を相潰し、剩竹藤と申すへ火を懸、四五軒類燒仕り、夫より肝羽町・松銀新町を押通り、同廿四日所々を打潰し又は燒拂、南は市川畝澤に到り、西は龍王・葦崎邊へ到り、同廿五日臺ヶ原白次郡來石邊亂妨仕候。誠と東西廿里餘南北八九里の間、晝夜の無差別至る所は富家を打潰し、諸道具を打潰し家を燒拂、實に目も當兼候次第に御座候。人數の儀は所々にて相加り申候。乍然晝

夜六日の内に候間、悉く勞果て候由に御座候。其内に村方所々にて打捨又は生捕多く有之、白次・臺ヶ原五町切・大八田邊面々柿原邊にて搦取申候人數六七百人も有之由に、御座候。又候廿三日信州より飛脚を遣され、同廿四日夜諏訪に到着仕、同夜諏訪侯御家來番頭五組人數三百六十人發足仕、廿五日當國へ打入、切捨十八人・生捕百人餘、昨廿六日夜龍王・新町止宿仕候。甲府表町方木戸々々を打固、諸旗本御門々々を相固、甚だ騒々しき事に御座候。漸、廿六日少々安心仕候。誠に御治世以來は勿論無之、武田家以前も合戦は可有之候へ共、此度の如く百姓一搔、盜賊共國中不殘亂妨仕候儀は軍書傳記にも無之と諸人申合候。全時節到來の儀と奉存候。先は右一件始未申上度如斯御座候。益、御披露奉願候。尙後便可申上候。早々頓首

八月廿七日

岩本宗悅

大殿様

御弟子中様

右大殿様と有之候は、右坂宗哲老の事に候。宗悦は宗哲老門人にて、甲府肝羽町住居なり

浮世の有様 卷之五終

浮世の有様 卷之六

天保八丁酉年の大小を詠める

三五十七みごとなる田島八正はに十二にぶん二四にもひが霜九六しむくやさかづき

新玉の春を迎へぬれども、これ迄と違ひ世間一統に物淋しき事共なり。されども元日・二日共に天氣至つて穩かにて、今年こそ豊年ならんと思はれぬ。三日雨、四日少雪、五日も同じく雪少し降る。六日・七日も同斷なり。夜更けて雪多し。八日の朝に至りては地に積る事二寸計り、九日も少しく雪降る。十日快晴。十一日霽降る。四日の夜、淀屋様にての初相場を聞くに、肥後米一石百五十二舊冬仕舞相場匁は、百六十三分也同八日堂島にての初相場百五十九匁五分、同九日五十七匁なり。初蛭子も分けず賑やかなりしか共、何分にも盜賊の徘徊すること甚しき故、夜に入りて參詣する者としては至つて少なく、例年の如くにはあらざりしといふ。只諸人打寄りて咄しさ

天保八年正月の雜事

初蛭子

へすれば、諸色の高價なると、盜賊の噂と餓死人・行倒者の噂のみにして、餘の咄しをなすことなし。

豊前小倉の火災

正月四日、豊前小倉城中番所より火出でて、天守・矢倉は申すに及ばず、城は残らず外郭迄焼失す。實は家老・用人の中に三四人至つて悪しき者候より、家中にて之に恨ある者共申合せ、其者共を焼殺さんとして、城の内外共詰り、迄に焰消を仕掛け置き、一時に火を放ちて之を焼立て、火の移らざる所をば悉く打潰し廻りしといふ。

〔頭書〕小倉は暗君・愚臣・姦惡の者共上下よく揃ひし家にして、昔より内亂の常に絶ゆることなし。近來領中へ課役・用金等を頻に申付け、一統の困窮、これを譬ふるにもものなく、一揆の起れるも宜べなりといふべし。かくの如き理なれば、銀札も潰れ大に困窮に及ぶといふ。され共小倉の城は昔より九州探題の處なるに、此度焼亡惜むべきことなり。

又一説に、百姓の一揆起り大勢一時に起り、城門を打破り放火せしとも、又家中の騒動と百姓の一揆と、暗に一時に起り立ちて、思ふ儘に放火をなしぬる故なりともいふ。何れにも悪政の然らしむる處にして、上の不徳といふべし。

五穀成就御祈禱の御詠

天保八丁酉夏四月朔日、五穀成就御祈禱、五大社十大寺へ仰付けられ候節御詠
雨にうき風に心を碎くかな民の仕業の只安かれと 今上皇帝

わが爲に何を祈らん天つ神民安かれと思ふ計りぞ

仙洞法皇

武士の本領を論ず

夫れ武士の四民に冠たるや、治亂ともに各、其職分を守り、能く夫々に勤勞を盡し、萬民をして平易に居らしめて、何れも安堵せしむるを以ての故なり。此故に上よりして夫々の身分に應じ、平日多くの秩祿を給ひ、妻子・臣妾に至る迄、其秩祿に飽滿ぬるに至る。これ皆君恩と先祖の武功とによる者なれば、何れも孝悌・忠信の端をも辨へ知りて、深く慎み思ふべき事なり。然るに近來武道大に衰へ、多くは其本意を忘れ、常に驕を放はしむにして自己の身分をも辨へず、君より給ふ處の知行をば無用の事に費し、動れば頻に肩を怒らせ臂を張りて、農商の利を奪取りて、是を己が有とせんと思ふ輩も少なからずといふ。歎すべき事にあらずや。斯かる輩の僻として、聊かの事にて常に反する事にて起りぬれば、其難を恐れて是を避け逃れ、其身の恥を少しも厭ふ事なき上に、先祖累世の屍迄を恥かしめて、兒女の嘲を受くるに至る。淺ましき事と云ふべし。露計りにても男子らしき心有る輩は治亂ともに心

武士道の強廢

を用ふべき事なり。別して亂に當れる時は、進みて敵に對し彼を切つて大功を立つるか、己れを切られて其節操を全うするの二つを思ふべきものなり。いか程に其命を惜み、世に長生して安逸に居らん事を思ひぬればとて、百歳の壽命を保ちぬるものにはあらず。此故に死に聊かの遅速ある計りの事なりと思ふべし。彼の異國に王たる秦始皇・漢の武帝等が死を憂ひ、生を貪らんとて種々の大戲たむけを盡して、萬世に不朽なる笑を残しぬるを鑑みても、是を思ひ辨ふるべき事なり。爰に神祖世を治め給ひてより昇平二百年に餘れり。天保八丁酉年二月十九日大坂に於て、東御町奉行跡部山城守組下の與力に大鹽平八郎といへる者あり。此者發狂の如き有様にて三四十人計りの黨を結び、天満川崎よりして處々を亂妨・狼藉し、放火をなせし事ありしに、直に是を召捕る事能はず、彼をして十分に亂妨をなさしめたる上に、悉く是を取逃し、漸々やうやくと名さへ知れざる雜人を纒三人鐵炮にて打取りし迄なりし。一人の與力少々の黨を結びて、亂妨をなせるすらかゝる有様にて、二萬軒に近き程家を焼失はせ、死人・怪我人二百七十餘人に及び、天下の諸侯をして騷動せしむる

二月十九日大鹽反す

大鹽の亂に付武士の臆病を嘲る

事かくの如き大變に至る。若し又一城をも構へし者の叛逆を企てまじき者にも非ず、若しや左様の事にもこれ有るに當らば、如何して是を討取らんと思へるにや、諸司の臆病未練なるは、皆これ天下の御威光に係りぬる程の事にて、少しく心有つては恐入るべき事に非ずや。始め大鹽が川崎を亂妨せる時、其近邊へは一人も寄付く者なく、遙に道を隔て、此方にては、天神橋の南手を切落し、跡部城州には城中へ逃隠れ、西御奉行堀伊賀守は御役所の四門を閉し、是に狼狽うろたへして其節専ら東御役所へ逃行きて閉籠りしといふことなりしか共、矢張り西御役所に其儘居て門を閉せし事ならん。漸々と天満一圓放火にて焼立て、船場上町へ渡り處々方々放火して焼立つる頃に至りて、漸く兩御奉行共、出張せらるゝ程の事なりしといふ。淺ましき業といふべし。西御奉行堀伊賀守には、二月二日矢部駿河守に代りて出來し事にてはなかるべし。若し一人にても少しく武夫の心有りて、兵道の端くれにても辨ふる程の者にてもあらば、大鹽が己れが家に放火し、其近隣を火矢にて焼立つる頃、僅か二三人にて御神廟の築山に登り、鐵炮にて彼を擇み打にするに、何の難き事かあらん。彼は素より諸司の人々を侮り、白晝に斯かる狼藉に及べる程の事にして、

大鹽征伐の手術を論ず

肝心の討手さへえ向はざる程の事なれば、僅か二三人にて出来る程の勇士あらんとは、夢にも心付かざる事なるべし。又さもなくば往來の人々を引留め、味方すべしとて槍を興へ、車などをも曳かせぬ程の事なれば、之に同意せし様にもてなして、不意に起きて彼を突殺すとも安かるべし。され共是等は忠義にして、其志鐵石の如き勇士にあらざれば能くせざる事なれば、其命を捨て、之をなさんと思へる者一人もあらずして、之をなし得る事の能はずと思は、凡そ百計りの人数にて神速に其場處へ馳向ひ、此方よりも矢石を飛ばし、鉾矢備にて無二・無三に打入りなば、一擧に彼を討取るべし。彼は素より死地に有りて少しも要害の備もなく、只鐵炮・石火矢を便りにしてあばれ廻れるのみなれば、之を討取るに何の難き事あらんや。少しも恐るべき敵に非ず。殊に其日は西南の風烈しく吹きて、己れが放てる火に身を焦し、烟に噎び卷かれぬ程の事なるべし。味方は素より地の利を得、南には日本無雙の堅城を控へ、前には淀川の固め有りて風火又其助をなし、後に少しも心掛りの危ぶみもなくして、一天下は悉く己が味方にて、何の恐れか之あらん

や。進みて敵に向へばとて、悉く皆殺さるゝ者にはあらず。死せんと思へば生き、生きんと思へば殺さるゝ事、往古よりして其例ありぬる事を思ふべし。只彼を知り己れを知りてよく之を計らば、必勝の顯然たる事は、其戦はざる始に明瞭たる事なり。何をか恐れ何をか危ぶみ思へる事のあらんや。然るに只狼狽へ廻れるのみにして、聊の思慮分別もあらずして、斯かる天下の御恥辱を引出せし者は、何れも只死を恐れ命を惜しみ、恥を知らざるが故なり。淺ましき業と云ふべし。若し又敵を十分に危ぶみ、人数の程も見積る事もなり難きことと思は、西の方四軒町の入口より、人数を鉾火備になして馳向ひ、南は神廟を固めて少しも動く事なく、只其粧を見せて関の聲を揚げ、西備より一二町も隔て、北の方へ一手の勢を備へて繰り掛りの形をなし、又は一向二裏などの變化の有様をなして、後を取切るやうなる形をなして敵を少しく繰あひくれば、主將大鹽平八郎を打捨て、首縊あひの士大將瀬田濟之助を始め、一騎當千と頼み切つたる庄司・渡邊・近藤の類は、施行貫ひに出來りて首を斬らるゝことの恐ろしさに、據なく附隨ひぬる百姓等と共に、その後を取切

られざる先にと、北の方へ大崩れになりて逃行くべし。處々に些かなる兵を伏置きなば、一人も漏さず之を生捕となすべし。併し斯く十分に亂妨狼藉をなさしめて之を捨置きしは、其銳氣を避けて其勞るゝを討つ」といへる本文によりしものなり抔と、へらず口聞きぬる先生達も有るべけれ共、大鹽を始めとして其徒を殘らさず取逃せし上は、少しも其道理にも當り難きことなり。武人此度何れも大狼狽へにうろたへ、大なる不覺を取りたりし事を恥ぢ思ひ、治に居て亂の忘れ難き事を知り辨へて、武士の武士たる所行に勤め基きて、これ迄の如くなる平日の奢を省き、よく儉約をなして、何れも武器の一つ宛をも持貯ふるやうになりなば、たとへ此後不時の變起る事あり共、淺ましく見苦しく大狼狽へにうろたへて、兒女の嘲を受くる程の事には至るまじき事なり。

大鹽の批
相書の評

諸屋敷へ廻りし大鹽が人相書の中に、鍬形付の兜を著し黒の陣羽織、其外は相分らずと有り。落人となりて世間を忍び隠るゝ程の身分にして、左様に異形なる様に歩き廻れる者あらんや。心得難き人相書といふべし。又「惡黨共所持致し候飛道

大鹽の亂
豊島の
屋門藏の
咄

具類、殘らず御取上に相成候間、安心致し候様に」との御觸有りしが、是も大鹽が徒これを捨置きて、落失せし跡にて之を拾ひ集めたる物にして、一つとして取上げし物はあらざりしと云ふ事なりし。

高麗橋筋谷町の邊に、豊島屋門藏といへる下宿を渡世とする者あり。此者天滿の火事を聞くと其儘、直に東御役所へ走行きしに、門を閉ぢて敲けども明くることなく、誰有つて答ふる者もなかりしにぞ、詮方なくて引取り、夫より天滿なる火元へ走付けしに、思の外なる大變なれば直に引返し、又御役所へ到りけはしく御門を敲きぬれ共、始めの如くにて更に答ふる者なければ、又すぐと我家へ引取りしが、晝前に至りて又走行きしに、此時漸と御門開けて有りしにぞ、門内へ走入りしに、何れも大狼狽へに狼狽へ廻りて、騒々しき事なりしが、門藏が面を見ると其儘、やれ門藏かよく來てくれし。早くこゝに上りて玄關に在る鐵炮に玉藥を込めくれよ。御奉行には早朝より御城入にて未だ御歸なし」とて、何れも狼狽へ廻れる計りなるにぞ、門藏は心得しとて、鐵炮を取上げ之に玉藥を込入れしに、筒の中錆付きしと見

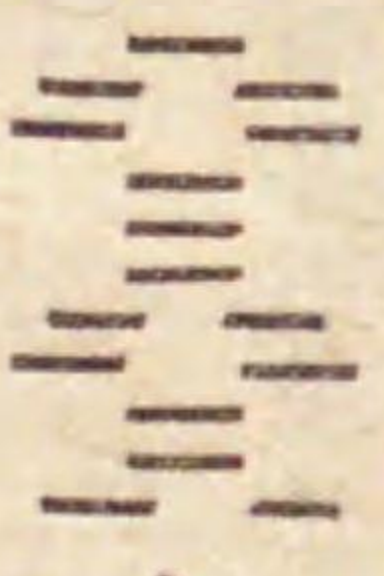
えて其玉途中に滞り、いかんともなし難かりしといふ。此事を右門藏が外にて語りぬるを委しく聞きし故こゝに記し置きぬ。此騒動を見ながら、半日計りも入城をなして何の用が有るや、此一事にても其臆病未練にして、此度の難に遇ひて諸人思はざる苦しみを受けぬる事の、全く手後れし故なりといふ事を思ひ計るべし。兵書に云く、「上兵は謀を以て伐ち、其次は交戦つて伐つ。將と成りて謀なき者は匹夫をも搏つこと能はず」といへるは、かゝる事をいへる事ならんか。

宋高宗岳飛に問うて曰く、「何れの時か天下太平なるべきや」。答へていふ、「文臣錢を愛せず武臣死を惜まずんば、不日に天下太平ならん」。又張俊兵を用ふる事を問ひし時、「仁信智勇嚴」と答へし事あり。岳飛は豪傑の士にして、數々大功を立てし程の者なる故、其言略にして意味至つて深し、よく孫吳が骨肉を得たるものといふべし。

大鹽平八郎が亂妨狼藉せるを捕押へる事は、始にもいへる如く、袋中の鼠を捕ふるに等しきものなり。かくいへば此度の騒動近邊は、諸屋敷にして町家建連なり、昔よ

兵法を論ず

りしていへる處の小路軍なれば至つて六ヶ敷く決して、銚火繰懸り、一行二裏などといふども、之を備へぬる場所さへもなし。いかんぞ之を川崎にして防ぐ事となるべきや抔、思へる兵家者流の名家もあるべけれ共、こは只彼我の辨へなくして、銚火



繰懸りと
如此
いへば



一行二裏
如此
いへば



かくの如くなる備なれば、道幅狭くして人家建連りし處にては、決して備へ難き事なりと思ふべし。こは只其形に括らるゝものにして、兵に千變萬化ありぬる事を知らざるが故なり。其千變萬化ありと雖、其人に非ざれば士卒をして、よく手足の腹身に於けるが如くに使ひて、其用をなさしむること能はず。此の故に三軍の敗は狐疑の心より生じ、數萬の兵を塵にするも良將の方寸にあり。剛臆・智愚・勝敗の別有る事を知るべし。彼に白起が勇謀有るにもあらざれば、我に馬服子が眞似にてもなせる程の者にもあらば、夫にて事は足りぬべき事なるに、夫さへなくして惡黨共、弓・鐵炮・槍・長刀等にて亂妨狼藉し、そこら邊りを焼立て人數の程相分らず

と、公邊迄を驚かし奉りしかば、將軍家にも百三十里を隔てし所にて、諸侯に命じ官府の四方を固めさせ給ひしといふ、恐入るべき事にあらずや。これ皆當所の諸司臆病未練にして、是を討取る事能ざる上に人數の見積さへ得せで、大狼狽にうろたへぬる臆病風を關東迄も吹かせぬる者なり。若し大鹽が行方知れずして、此者手廻らざる間は飽く迄も國家の費え多く、公儀の御仕置も立ち難し。淺ましき事といふべし。予其任に與る者あつかに非ざれば、之を評するも益なき事にあれども、理の趣く處斯くの如くなれば、後の世に至りて子孫たる者の心得にもなれかすと、歎息しながらに之を記し置きぬるものなり。必ずしも異人に見せて、之を批評せらるゝ事なかるべし。

由井正雪
と大鹽平
八郎

慶安の初、由井正雪なる者有り。此者數百人の黨を結び、及ばざる企てを工みしかども、其事忽ちに相顯れ正雪は自滅し、其黨召捕へられて何れも御仕置となりぬ。之をすら叛逆人の如く云ひなして、後世に至りても大層なる事の様的心得ぬれば、大鹽が此度の亂妨の如きは石火矢を打立て、一萬八千二百四十七軒焼

きて、死人二百七十餘人有り。何れも此亂妨を見る者はいふに及ばず、見ぬ者迄も是を聞恐し、大狼狽へに狼狽へて、天下悉く騒ぎ廻りて、之が爲に國土の費ありし事擧げて數へ難き程なる事なりしかば、後世に至りては、當時大狼狽にうろたへて、大騒動せし事をば辨知る事なければ、大鹽が如き者をも嘸仰山に思ひ計れる事なるべし。淺ましき事といふべし。三月十日の夜、此度騒動に付いて餘りに其うるたへし様のをかしかりしかば、予が思ふ處を記し置く者なり。

丹波なる龜山かめやまてふ處に言を巧みにし、正しき人の様をなして諸人に媚び諂ひ、己が身を立てんとて密かに姦惡を工みなして、衆人を偽り欺ける佞人ねいじんありぬ。此者先づ年より浪花津に出來りて、年久しく旅住居せしにぞ、斯かる正なき曲者なることをば露計りも知り侍らで、聊の故有るを以て彼者と親しく交りしにぞ、信實まこと々々しげに我を謀り欺きて、思ひ寄らずも遂には吾家の寶の數を盡さしめ、其上に異人の貯へ持てる寶までも僕やつがれに之を借出させて、其實をも悉く取收め、言を巧みにして、深くも偽り欺きて持歸りしにぞ、日を経て後に其欺きし事を悟りて、審つばらに思ひ當り

龜山の詐
欺師

ぬるやうになりしかば、此三とせ餘りは頻に胸を痛め、深く心を苦しめ侍べりしにぞ、僕やつがれに親しき家族はいふに及ばず、常に睦び交はれる他家の人々迄、共々に力を添へて種々くさくに手を盡し侍れ共、彼曲者には素より黒き心以て、深く工み構へし事なれば、いか程に之を咎めて迫り込みぬるをも、「蛙の面に水」とやらんにて、露計りも恥らへる色さへなくて、そが上に尙も悪しき心逞くして、言を巧に欺きて逃れなんと謀りぬるにぞ、我も今は堪へ忍び難きの極に迫り至りぬるにぞ、暫しも捨置き難き事なれば、天たもつ八の年きさらぎ如月十日、まだ夜も明やらぬ頃よりして、宿を立出でて彼地へ到り、其罪を糺し、これ迄我を苦しめぬる報ひをなして、思ひ知らしむべしと、心猛々しく道を歩み行きしが、ふと去ぬる五日曉の頃、朝日山の端を出で候尺計りも立登れる様を夢みし事を思出せしかば、

茜さす日の出を夢に見てしこそ恵み有るてふ驗なるらん
かゝる事など口吟み歩みしが、程なく長柄の渡しにかゝりぬるにぞ、
口ゆるゑに橋は朽ちても人柱の己れにかへる後のいましめ

江口の里

江口の里にて、西行法師が、歌詠みかはせし君てふ女の故事を思ひ出せしにぞ、

淵か瀬か昔知らねば知らねどもされどゆかしき君が古塚
高槻の城下を過ぐるとて、

淺間にも内を見越せる高槻の城は名に似ぬひく築にして
櫻井てふ里の道のかたへに、楠公の暫し休らひ給ひしといふ松を見て、

誠あれば休ふ名さへ松と共に後の代迄も朽ちせざりけり
山崎にて八幡宮を拜し奉りて、

名にしおふわが日と本の弓矢神助けてぞたべ誠ある身を
長岡天満宮の御前を過ぎぬるに、梅の花盛りなるを見て、

天満つる神の光りに梅の花も色香ぞまささる長をかの里
いつ來てもあかぬながめや長岡の宮居も山もいけも林も
光明寺の前を過ぐるとて、

弓取るといふぞをかしく熊谷はまことの道を知らぬ曲者

長岡天満宮

老の坂を越ゆるとて、

盗人においの坂道踏越えぬ思ひ知らさん憎きしよくら
酒吞童子が首の神に祭られぬるを見て、

大賊の首を祭れる諸人は首斬られん事を祈りぬるかも
篠村なる八幡宮の神前に向ひて、

尊氏の願ぎて利を得し八幡の神の恵をいのりこそすれ
龜山にてよめる。

これ迄は我れを瓢ひょうと思ふともゆるしやはせじなまづ

三歳とせ餘り義理も情けもかけやりぬ背に腹ぞ今は許ざし

明君上に在し、賢臣これを輔佐け奉れることは、天下の人のよく知り辨ふる事なれば、やつがれも其恵を蒙りなんと思ひて、遙々と來りぬるにぞ、

憂き事の迫り絶えせで迫り來しぞ恵を賜へ明らけき君

峠を越ゆる時に空一面に曇りて小雨降出でしかば、大に道を急ぎぬるにぞ、龜山へ

龜山の詐
欺の一族
をこらす

著しは未の刻なりし。此日は初午に當りぬるにぞ、諸の役所々々を悉く閉し、一家中皆暇ありて、己が心々に遊び歩きぬ。又城内には鎮守に稻荷明神を祭りぬるに、雜人の參詣を許されぬる事故、城下はいふに及ばず遠き村々よりも、大勢の者共集ひ來りて、賑やかなる事なりし。予は妻が親里へ落著きしに、此家の主は保津村とて、十餘町計り隔りし金比羅へ參詣せしとて、宿にあらざりし故、予は飯抔したゝめて暫し休息ひぬるに、大雨盆を傾けるが如く又篠をつくに似たり。宿の主も途中にて此雨に逢ひぬる故、之に降込められて漸々と日の暮るゝ頃歸り來りしかば、直に之に案内させしめて、他の家族に到り、こゝにして予が遙々と來りぬる事の始め終りを詳らかに語りぬ。かくて明くる十一日の未明よりして、彼の佞人ねいびんはいふに及ばず、彼に連なれる家族を相手として、之まで堪へ忍びたる憤怒の勢を振ひしかば、彼徒大に戦き慄おちおちひ恐懼れぬる様になりて、彼曲者には忽ち養家を捨てゝ逃失せんとせしにぞ、かくては家の一大事なりとて、彼に連らなれる者共、之を尋ね出して連歸りしに、忽ち發狂せしかば、何れも之を取押へ置きて、頻に予に歎き詫び

ぬれ共、年久しく彼曲者に惱まされぬる事なれば、かゝればとて今更に之を許すべ
き事に非ざれば、當人をば捨置き其家に連らなれる者共を捕へて、嚴しく責め惱ま
しぬ。され共彼曲者へ上より給ふ處、やうく僅か十五石に三人扶持なるに、其が
中を彼地に於て過半は引當になして金を借り入れ、其引當さへ二重三重に處々の
證文に書入れながら、之を渡さゆる程の事なるに、之が親類てふ者も漸く十五石を
高になして、八石・四石位の身代の者共なれば、何れも詮方なく、困じ果てぬる様に
て詫び願ぎぬるにぞ、強ひて之を取立てんとする時は、彼曲者の爲に七軒の親類ま
でをも家を失はしむるに至れる事なれば、餘りに便なき業と思ひしにぞ、我が身に
かゝりぬる苦しみをも願みず、僅か四分にして其一つにも足り難けれども、親類の
者より僅か計りの銀子を受取りて、其餘は今年よりして、年毎に三石の米を受取り
ぬる事に定めて、當人をはぶき親類共七人の證文を受取りぬ。斯かる事に及べる
さへ、彼や此と九日計りの日を費しぬるにぞ、急ぎ宿に歸りなんとて、十九日の朝
とく龜山を立出でて巳の半頃に至りて、淀の下なる下津てふ處に到り、今井船の二

番目を呼止めて、之に飛乗りして下りしが、橋本の少し上山崎の邊にて、ふと大坂
の方に當りて烟立登れる様の、乗合ふ人々の目に留りぬ。何れも大坂へ歸る者共
なれば、我が宿の邊りにやあらんか、又河内路にても有りやせん杯、種々に評しつ
つ下りしに、牧方にて飯酒など商ふ船出來りしかば之に尋ねしに、大坂の出火なり
といへる事確に分りぬ。され共大坂の内にて何れなりといへる事は、定かならざり
しに、鳥飼にて天満東與力町といへる事詳に相分り、堤上の人家何れも火事装束に
て駆行きぬ。斯くてこの處をも過行くに火勢愈々盛んに立登り、凡そ十町計りも焼廣
がりし有様なるに、頻に鐵炮石火矢の音耳を貫き、赤川の東邊堤傳ひに大坂の方
より、逃來る大勢引きも切らず。老人を背に負ひ幼子を懷に抱き、子供の手を引連
らね、婦人兩刀を帶し、槍・長刀を一つに引括り蒲團を傾け、婦人荷物を差荷へるな
ど有りて、其人毎に取亂せる有様哀れにて、目も當てられざる事共なるに、又川中
には多くの船を漕ぎ連ね、種々の雜具を積重ねて、逃來れる様の狼狽へぬる騒々敷
事なりし。次第に大坂へ近づくに従ひて、鐵炮石火矢の音甚しく、川崎より天満一

面の火となり、天神橋の北詰も焼け南詰をば切落し、船場上町も一樣に燃え上り、烈しき事限りなし。八軒家も焼抜け船の著きぬる家もなく、其上鐵炮石火矢等にて川筋の往來もなり難しとて、櫻の宮の上手にて船を止めて、人々を上げしにぞ、予も其處より船上りせしに、櫻宮の邊には逃來れる者取分多く、何れも聊の荷物を堤の上に積上げて、呆れたる顔して火を眺むる有れば、恍惚うつろひとして氣抜けせし如き有り。泣き叫ぶあれば勞れはて、打倒れる有り。病める人の哀れげなるなど、何れも目も當て難き有様なり。かくて其處を過ぎて網島へ入りぬるに、此處は分けて町幅も狭き處なる故、諸の道具を持ちて大勢の逃げ來れる事なれば、此處を通抜けぬる事の難き様に思はれしかば、野田橋を越えて片町を西へ走り、京橋を渡りしに、橋の南番場の入口には、與方同心、槍・棒を持連り其處を固め、兩刀を横たへし者をば一人も通す事なく、強ひて通抜けんとする者をば之を捕へて引戻し、散々に打擲するにぞ、予も危ぶみ思ひつゝも其側を馳通りぬ。此方の入口も同じく始の如く嚴重に備へて、侍をば通さゞれども八軒家の方は一面の火にて、一步も歩み難き

有様なれば、混雜に紛れて足早に番場の内へ馳入りしに、番場には逃げ來りし者、一群々々に種々の道具を積み重ね、大に混雜する中を鐵炮切火繩にて槍・長刀の鞘をばづせるを持ちて駆廻れる、如何なる事とも分き難く、一時も早く宿へ歸りなんと道を急ぎぬる故、之を問ひ極むる迄もなく道をはすかひに走りて、追手筋へ出でて西の方を眺めしに、火は此筋より遙か南へ焼抜けて、人數一面に黒み立ち鐵炮の音頻に聞ゆるに、その處を通抜けぬる事は難き様に思はれしかば、番場南へ本町筋へ出で、混雜の中を押分け鐵炮槍にて馳廻れる中を通抜け、本町橋を渡りはすかひに馳歸りしに、淡路町の邊にて頻に鐵炮の音響き渡り、逃げ來れる大勢の有様面色土の如く慄ひ戦ぎ、足の踏む處さへ定かならざるにぞ、己は瓦町を西へ御靈筋を北へ京町橋を渡りて、横堀を北へ走りて漸々と宿へ歸りつきしに、加島屋久右衛門・加島屋作兵衛など石火矢にて焼討に來れりとして、宿の邊りは何れも諸の道具を取亂し、婦人・小兒の類ひ悉く遠き處へ逃げ去りて、家々に主又は下男など面色土の如くに變じ、慄ひくも據なく止まりて有りぬる様子なり。

(頭書)町人の大家等は豫れて給金を遣し、斯の節には早速

大鹽平八郎貧人に
恵む

に駈着けぬる者共、其家の分限に應じ廿人も三十人もあり。此者共夫々の主家へ走著きしか共、何れも火矢、鐵炮の音に驚き火の勢ひに恐れ、己れくが家を思ひ、皆ぬけく歸り去り、大家と雖も平日内にて召仕へる者の外には、一人も人なし。まして中以下の左様の手當もなき家には、外より予が家も悴一人にて、外より出來れる者兩人有るのみにて、諸道具を引散し妻は大切なる品を持ち、下女に包みを背負はせて南堀江なる知邊の方へ立退きしとて宿にあらず。「如何なる事にて斯くは騒々しき事なるや」と、之を問ひ極むるに、東組の與力大鹽平八郎諸人困窮を憐み、己が家の什物を悉く賣拂ひ、金一朱宛一萬人に施行し、町家にても鴻池三井・米屋等の大家へも、「施行して貧人を恵みくれよ」と頼みぬれ共、何れも之を諾はず。御奉行にも「闕所銀仰山に積みある事なれば、之を以て貧窮の良民を救ふやうになし給へ」とて、屢、申立てぬれ共、其事御取上なくて御咎を蒙りしといふ。之に依つて平八郎御奉行を恨み憤り、與力同心其外浪人の類纔に黨を結び、施行の金貫はんとて出來りし百姓共を引留置きて、今朝五つ半頃己が家に火を放ちて、夫より組屋敷を焼拂ひ、十丁目筋へ馳出て火矢にて焼立て、十丁目を南へ天神橋を渡らんとするを見て、橋の南を切落せしかば、此處を越ゆる事能はず、西へ下り難波

大鹽騒動
の原因

鴻池其他
富豪の家に
放火す

橋を押渡り、一番に鴻池・天王寺屋・平野屋、高麗橋筋にて三井其外を焼立て、平野町より淡路町を焼きぬ。此處にて其黨三人計り打殺されしといふ。予は宿に歸ると直に悴に命じ、下女を差添へて妻を迎に遣し、青野光明寺の松原より小松四五本持歸りしを庭前に植ゑて後、飯十分にしたゝめて近邊心易き者共訪ひしに、何れも大騒動をなし狼狽へ廻れる様なれば、之を制し、一人の大鹽一端の憤に堪へず僅かなる黨を結び、二三百の百姓原を引連れしとて、是等は烏合の者共なれば何程の事かあらんや。見よく程なく人數亂れて散々に成行きて、再び之を集むる事は成難く、騒動も是迄にて濟行くべし。彼素より一夫にして一城を保てる者にも非ざれば、落集れる巢穴もなかるべし。殊に附従へる百姓は施行貫はんとて出來り、殺伐せられん事を恐れ、據なく附従へる者共なるべし。さすれば一陣破れて殘黨全き事は得べからず。必ずしも驚く事なかれ」と、人々を制し置きて宿に引取り、何も騒ぐ事なく何かの取片付せよ」と、申置きて、炬燵にうたゝ寐せしが、其儘にして翌日朝まで熟睡す。「朝飯をたべ給へ」とて頻に呼起すにぞ、之に目を覺して起上り食を

したため、一面に取散らせし道具をば片付け、昨日下女が南堀江に預け置きし包を、早朝に僕に命じて取りに遣せしに、下女が背負ひ行きし包を屈竟なる僕が持兼ねて、道にてあまた、び休らひて、漸々と持歸りしもをか。外へ持出せし物とは加茂越後が跡付二つ持退き呉れぬると、悴が計ひにて、加島屋十郎兵衛へ具足櫃三荷と挾箱一荷を預けぬる計りなりしかば、内の片付は手疾しかく埒明きぬ。され共火は益々熾んにして、少しも収まる事なく、次第に東南の方へ焼廣がり、只今加島屋を焼打に來りし、どこそこを打碎き焼打つ杯とて東西に逃迷ひ、うろたゆる人々の有様、哀れなる中にもをかしき事なりし。予が家に出入する輩は、予が諸道具を取片付けて平氣にてあるを、餘り大膽なる致し方なりとて、數々狼狽へながらに諫めぬるも殊勝の事といふべし。廿日の二更過に至り、漸々と火は鎮まりしか共、世間の騒々しさは同じ事にて、大坂市中一様に震動し、婦人・足弱・老人の向は近きは今宮・天王寺、遠きは堺・平野・河内・大和の邊にて所縁有る方へ立退きしといふ。御當代に至りて、斯かる騒動ありし事は未曾有の事なりしかば、矢石に驚き火に焼立て

婦女今宮
大和等へ
避難す

諸方より
加勢來る

られて、狼狽へ廻りしも理りと云ふべし。斯かる仰山なる騒動に及びしかば、諸國への聞えは尙大層の事にて、先づ一番に尼ヶ崎より一番手引續きて二番手馳來り、引續きて岸和田・郡山より馳來り、何れも番場に陣取して御城の固をなす。又町奉行より姫路・明石・薩摩・筑前・出雲等へ加勢を頼まれ、何れも御糶藏の固をなす。其外小屋敷の向も夫相應の用意をなす。長州へも御頼み有りしかども藏屋敷の事故、左様の用意なしとて之を斷りしといふ。追々に姫路・明石・龍野等より人數馳登り、龜山よりも使番・目附役等馳來り、御加勢の人數差向可申哉否哉を御城代に伺はる。

〔頭書〕高槻侯には在城の事故、六百人の人數を從へ、何れも甲冑を帶し、鎧冑十三荷・玉二十五荷、其外何かの手當をなし三島郷迄出張有りしか共、こなたより御城代御斷にて引返へせしといふ。

御城代、土井大炊頭。西大御番、北條遠江守。東同、菅沼織部正。玉造口御定番、遠藤但馬守。京橋口同、米倉丹後守。山里御加番、土井能登守。中小屋同、井伊右京亮。青屋口同、米津伊勢守。雁木坂同、小笠原信濃守。御目附、中川半右衛門。同、大塚太郎右衛門。東町御奉行、跡部山城守二千五。西同、堀伊賀守。御船奉行、本多大膳。御破損、森佐十郎・鈴木榮助・榊原太郎衛門。御弓奉行、上田五兵衛・鈴木次右衛

大坂城代
以下諸役
人名

町奉行諸方に加勢を依頼す

高松屋敷防備の模様

門。御鐵炮奉行、石渡彦太夫、御手洗伊右衛門。御具足奉行、上田五兵衛、祖父江孫助。御金奉行、幸田金一郎、石渡彦太夫。御藏奉行、島田三郎右衛門、比留間兵三郎。御代官、根本善右衛門、谷町一丁目池田岩之丞。堺御奉行、曲淵甲斐守。

斯くて町奉行より追々藏屋敷へも御頼にて、土州、伊豫、松山、大州、肥前、并に蓮池、安藝、小倉等よりも固めに到る。備前へも御頼なりしに、病氣なりとて斷りしといふ。實は留守居始め、一人も甲冑を持てる者なく大に狼狽ウラタへ廻り、雲州杯へ數具足にても苦しからず、一領にても貸し給へとて、内々頼み來りしか共、雲州にもなくて之を斷りぬるにぞ、詮方なくして暴に病氣なりとて斷りしといふ。大家の藏屋敷殊に平世武張りし様に聞きたるに以の外の事なり。大なる不覺といふべし。又高松屋敷には何時燒討に逢はん事も謀り難しとて、船の用意をなし門々を閉ぢて、大狼狽に狼狽へ、すはと云は、婦人、子供を兵庫の方へ落しやらんと、其用意をなし、若し奉行所より此方へも御頼みあらんも計り難ければ、其用意もせではなり難しとて、狼狽へながらに其手當をなすに、屋敷中にて鐵炮を持つ術さへも知らぬ者計りにて、

長州倉番の狼狽せる有様

城代以下の防備

和泉屋吉兵衛鉛獻上

やうく藏奉行平尾嘉右衛門といへる者、鐵炮少々打ちし事ありしとて、俄に此者に稽古をなし、頻にから鐵炮を放せしといふ、可笑き事なり。(頭書)此騒動の中にて諸屋敷に至る迄争ひ買ふ有様見苦しく淺間數き事なりしとぞ。又長州には前にいへる如く斷りなりしか共、此上にも強ひて御頼あらば否む事もなり難からんと、其積りをなして騒ぎ廻りしにぞ、取逆せて頭痛し耳の遠くなりし者、心中、悸動して戰慄する者など有りと云ふ。別して大鹽が此度の工みは、町人の豪家、藏屋敷等を重に目ざしぬる由、専らの風聞なりしにぞ、何れも大狼狽へなる中にも、分けて諸屋敷の有様至つて見苦しかりしといふ。斯様の騒動なりしかば、逃行く人々にあへかれされて、堺邊にても家毎に諸道具を取片付け逃支度せしとなり。斯かる騒動なれば、御城内にて御城代始め御定番、大御番、御加番、百騎衆に至る迄、夫々に持口々々を固め、追手先にも夫々に陣備へある。先づ一番に御城の人數の備、其外には尼ヶ崎、岸和田、郡山等の人數なりといふ。又其混雜する中にて、難波御藏より兵糧米を馬にて御城へ運びぬる事、引きも切らず。其中にて長堀の和泉屋吉左衛門へ仰付けられ、鉛八千斤納めしといふ。鉛上納の事は

和泉屋の出入播磨屋庄兵衛といへる者の咄なり。始めあわたしく鉛三千斤いひ來り、又二千斤又三千とて、都合にて八千斤なりといふ。然るに人足不足なれば、人を貸してくれよと申さる、故、據なく人夫の内兩人を残し置きしに、此者共に印の半被を着せ鐵炮を渡しぬるにぞ、「私共は鐵炮打ち候すべし知らず、斯様な役は勤め難し。御免しあるべし」とて、種々に之を斷れ共更に許さず、無理無體に鐵炮を持たせ、此者共を先に押立つるにぞ、「然らば何卒跡になして連れ給へ」とて、種々に頼み詫びぬれ共、之を許さずして先へ立給はれ、仕度して參るべし」と斷りぬれ共、之を許さず。一人に饅頭を十宛與へて、七つ過ぎ迄先に立て馳出行き漸々と暮前に到りて許し歸されて、始めて人心地なりしといふ。かゝる恐るしき事に逢ひしはこれ迄に覺えざる事にて、此後とても生涯にも有るまじき事なりとて、身震して語りしといふもをかし。只御城よりといふ事にて、何れといへる事は聞かざりしが、定めて之は御鐵炮奉行なりしものならんか。

厩治郎八件と大鹽一

上福島に厩治郎八といへる者あり。此者御城代はいふに及ばず、同處の屋敷近國の諸侯の館入をなし、馬入用の事有る時には何時にても其數を揃へて、其用を勤むる者なるが、十九日の朝天滿川崎の邊火事なりといへるにぞ、與力同心に彼が旦那々々と唱へて出入る先々多く有りぬる故、早々身拵し、御城には遙か隔りぬれ共、近來の火事は油斷なり難し、若し火廣がりて御城へ近付く事あらば、尼ヶ崎の馳出し有るべし。其心得にて馬を用意なし置くべし」といひ置きて、己れは天滿與力町へ馳行きしに、町火消并に穢多村の火消共與力町の四方を取巻き、屋敷内へ入込み

ては色をかへ、「あな恐ろし、鐵炮を打ち、拔身の槍刀など振廻る。命こそ大事なれ」とて逃出づる。何れも常の火事なりと思ひ、かゝる事とは露計りも知らざる事故、火消又は火事見舞等入込みては逃出し、先繰に此の如くなる故、何共分り難き事なれ共、怖物は見たしといへる譬の如くにて、大勢の人の押合ふ中をこはぐ、出抜けて四軒町の邊を窺ひ見るに、最早近憐を焼立て行列を正し、追ひ、此方へ近づき來り、火矢を家々に打込み、拔身の槍刀を振廻し、大なる旗六流を押立て歩み來れるにぞ、早々に逃出で與力町にては出入先一軒へもえ行かざりしといふ。され共こは定めて仲間合に何か申分有りて、かゝる事に及べるなるべし。名にしおふ大鹽なれば、市中に出て惱す事はあるまじと思ひぬる故、其邊の町々にて心易き方々を見舞つゝ、夫より用事あれば之を調へんとて、船場へ渡りてあちらこちらと歩き廻れる中に、次の外なる大火となり、市中大騒動に及ぶ様になりしかば、「斯くては必ず尼ヶ崎より二番手の人數を出すべし。一番の用意は申付け置きたれ共、二番手の備は心付かであるべし。早く歸りて其用意せんと、馳歸りて其備へをな

す處へ、「二番手の馬を拵へ早く屋敷へ来るべし」と申來れるにぞ、使に引添へ馬四匹引連れて、尼ヶ崎の屋敷へ馳行きて、二番備に加りぬ。

〔頭書〕大坂の騷動によりて尼ヶ崎より馳出す。此度の變は常の

出火と違ひぬる事故、何れも甲冑の用意を申付けられしに、一家中大方實に之あるにぞ、實屋へ掛合ひ、此度騷動に付き具足入用なれば暫くの間借しくる、様に相頼み、「事果ば直に返し渡すべし」とて種々に頼みぬれ共、實屋共これを諾はず、何れも困りはてぬるにぞ、其官家老に達し、家老より實屋共を呼出し、「此方受合にて、事終らば速に上より料物を下し置かるゝやうに取計ひ遣すべし」と、家老の受合にて漸々と承知して、實屋より夫々へ具足を相渡せしといふ。武家に不似合不覺悟の至にて、笑ふ可き事なり。〔頭書〕大坂御城與力にも具足之なき者多く有りて、是非なく火事裝束にて出でしかば、同心共も夫故具足を著る事もなり難く、何れも火事羽織なりしといふ。

一備の人数四百五十人、人夫共に五百人計り。都合二備にて千人の人数なり。一番手は直に御城へ詰めて追手御門外南の方を固め、二番手は屋敷に控へて御城代の指圖を傳へしが、廿日早朝より、「一番手と同じく御城を固むべし」と仰出されしかば、早天より馳出して二番手引添ひ、かぎの手になりて北向に陣取りしに、「京橋御門外の固めせよ」と有りしかば、直に陣を其處へ移し、漸々と陣取りし處へ、使來りて、「土手の外京橋の南詰を固めよ」となれば、又陣拂ひして土手の外に出で、川に添ひて備へしに、又使來りて、「京橋を向ふに越えて備へよ」となれば、又ここを陣拂せしが、餘りに屢々備を移させらるゝ事故、何れも眩きながら京橋を向ふに

尼ヶ崎屋敷より人数を出す

渡りしが、「此處は人家建連りし處にて陣場も悪しく、又此處に無理に備へを立てぬる共、又外へ移せと申來るべし。此上は敵に行逢ふ迄どこ迄も行くべし」とて、片町を東へ野田橋を越えて三十町計も踏出せし處へ、跡より三人連にて馳來り、「最早餘程先刻の事なりしが、森口に吟味の筋ありて玉造口の與力同心三十人計り鐵炮をかたげて參り居ぬれば、御心得の爲に御知らせ申すなり」と言置きて引返す。こは敵なりと心得、同士討あらん事を思ひてなるべし。夫より尼ヶ崎の人数は森小路といふ處迄到りしに、何れも空腹になりて堪へ難き様になりぬ。互に顔を見合せて困りはてたる有様なり。物頭がいへるやうは、「我等もかく空腹にて堪へ難き程なれば、馬も定めて同様なるべし。飼葉の手當やある」といひぬれ共、夫さへ其手當なければそこら邊りを走廻り、漸々と豆を買出し、暴卒にはかに是をたきぬるなど、大に周章て返りし事共なり。斯くの如くに彼此と陣取せしに、彼の三十人計り森口を目當に先へ行きしといひし玉造の與力同心、跡より漸々と出來り、尼ヶ崎の陣所へ出でて森口へ參る由を斷りぬるにぞ、「遙か先立つて森口へ行き給ひしと聞きし

尼ヶ崎の
人数森口
に陣取る

に、いかゞして後れられしにや」と尋ねければ、道にて陣取りて遅れし由を答へしにぞ、遙に先立出し者の跡に後る、故なし。こは何れも森口は大鹽に故有る者多き由風聞せし事故、かの置の巢穴の様にて心得て、氣後れして行きかねしに、尼ヶ崎の人数大勢にて押行くを見て、之を力にやうやうと出来りし者なるべし。さも「然らば我等も共々に參るべし」といひぬるに、「何分にも此方共森口の吟味を申付けられて、出来りし事なれば、我等計り先づ入込み見申すべければ、御勢は入口なる藪の蔭に備へなして給はるべし。若し怪しき事あらば速に相圖すべし。夫迄は暫し控へ給はれ」と云ひぬる由。こは何れも氣後れて進兼ね、尼ヶ崎勢を便りに出来しが、是と共に市中に入込みて吟味をなす時は、己等が前以つて、申付けられし詮なきに至りぬる故、大勢の味方跡に控へあるを便りに入込みしものと思はる。かくて尼ヶ崎の人数は、森口の入口迄進み藪の蔭に控へて見合せありしが、空腹彌増にて、何れも堪へ難くして困じはてぬ。暫く有りて玉造の人数出来りしが、此處には何も怪しき事なし。「水田に心當りの處あれば之より直に參るべし」と云ひぬるにぞ、然らば我等も共に參るべし」と、其用意すと雖かく空腹にては如何せんと思煩ひぬるに、玉造も飢ゑに堪へ難しとて、大に難澁の

尼ヶ崎人
數風雨に
攻めらる

様子にて、困りはてたる處へやう／＼とうは荷船にて、破子辨當を持來りしかば、何れもこれにて飢を凌ぎ、かゝる騒動に腰辨當の用意もなく、飢に苦しめるなど拙き業といふべし。夫より二つの渡しを越えて水田の方へ赴きぬるに、「馬はかへつて邪魔になれば、此處にて歸りを待つべし」といひぬるにぞ、治郎八がいふ、「水田に到りて、又此處に歸り來ては大なる廻り道なれば、馬も共に從へ行きて、歸りには長柄の方へ歸り給ふべし。それとも馬の邪魔になりぬる様に思召さば、馬は是より長柄に牽行きて御待申すべし」と云ひしかども、是を聞入るゝ事なく、「何分にも是非々々此處に歸るべし。之に控へよ」と申しぬる故、一據なく之に従ひ、二つ目の渡の南手にて相待ちぬれども、夜に入りても歸り來らず、日暮よりして雨降出せしかども、雨具の用意もなく頭より濡れびたしになりぬ。夜に入りしとて灯燈松明の用意も無し、いかゞせんと思ひ煩ふと雖も更に詮術もなく、「早く歸り來られよかし」と、夫のみ思ひ居りしに、漸々と初更前に至りて追々に歸り來れども、宵闇にして道のはかゆかず、其上雨にびた濡れなれば、大に困じ苦しみぬ。然るに遙か南の方より、高張灯燈三十計り燈し連らね

て出来るにぞ、何れの手へ行きぬるにや目をとめて是を見るに、南なる渡場迄出来りて其處に立止り、更に渡場を越ゆる事なきにぞ、「如何なる事にや、之を見届け來れ」と申すにぞ、北の渡しを越えて南の渡しの北手より、川を隔て、眺むれば、葵と九曜との紋所なれば、「早く此方へ渡り來れ」とて、頻に呼び喚くと雖も、少しも動く事なく何とやらん答へぬれども、夫れも分かり難ければ、據なく此方よりして渡しを越えて、「何故に最前より呼立つるに渡しを越えざるや」と咎めぬるに、「そこら邊りを無上に駆廻り大いに空腹に及び、一步も歩み難し。何卒食物あらば與へ給はれ」と歎きぬるにぞ、渡しを引返して其由を告げしかば、何れも覺ある事なれば之を思ひやり、銘々辨當の餘りを與へて之を食はしめしかば、漸々と此者共も力付きて、渡しを越えて此方へ出來りしかば、其明りを得てこれとも渡しを歸り來りしに、又下地の如くに、「京橋の南詰土手の前に備へよ」となれば、何れも詮方なく、濡鼠の如き様にて、終夜雨浸あまびたしになりて廿日の夜を明しぬるに、廿二は朝よりして取分大雨なりしかば、何れも大に困りはてぬ。治郎八は片町の邊駆廻り、漸と菰一枚貫ひ來

尼ヶ崎の
人数と治
郎八

り、之を引被りて居たりしが、何れもの困れる様の氣の毒に思ひしかば、「我はこれより知邊しるべの方に到りて、雨具の積りして見るべし」とて、暫し暇を乞ひ、八軒家の筋を横堀迄参りしに、今橋よしや橋高麗橋平野橋も切落してありぬる故、やうやうと思案橋を渡りて、處々方々を走廻りて頼み廻りしか共、此度の騒動にて、何れも家内を引散らしある事故、買ふ事も借る事も六ヶ敷く、やうくと合羽四枚、菅笠三枚手に入りしかば、之を持歸りしに、重たる人々之を著て苦しさを堪へ忍びぬ。其日申の刻に至り、何れも陣拂申付けられしかば、御城代の備を始め郡山・岸和田・尼ヶ崎の一番手も引きぬる故、二番手も之に引添ひ引取りて、已に天満なる屋敷に入らんとする時、跡より使走來り、「一番手には陣拂の御沙汰ありしかども、二番手には引取れとの御沙汰なし。元の所へ立戻りて下地の通に備を立られよ」といへるにぞ、是非なくも元の處へ立歸りて備をなし、「何卒引取の儀を伺ひ給はれ」と頼みて、其沙汰を相待ちしに、遙に時過ぎて引取を許されて、やうくと歸りしといふ。斯くの如き難澁せし事は、是迄遂にあらざりしとて、舌を巻いて其咄をなせしにぞ、

世間にては此度の騒動につき、尼ヶ崎には大なる手柄ありし杯と専ら風聞せしにぞ、之を尋ねしに、難儀せし外に何の手柄らしき事とても聊か無かりしとなり。廿四日尼ヶ崎へ引取りしといふ。此日は悪徒等大勢同處へ入込みしとて、大騒動せしといふ。此度の騒動に付き、尼ヶ崎の雜費八千兩計りなりしといへり。餘の費ある是にて思ひやるべし。姫路より馳せ登りし人數四百人計り、龍野より出來りしも四百人計りにて、三月の始め迄も滯留せしといふ。

高槻より
の人数

高槻よりも人數馳著け、二番手も途中迄馳出で來りしか共、同家は家老始め家中の者大勢大鹽が弟子となり、平八郎常に彼地へは入込み居りし事なれば、彼家中には大鹽の同類これあらんも計り難しとて之を危ぶみ、御城代より之を斷られしと、世間にて専ら風説なりしかども、諸侯の臣下たる者主人を捨て、與力如きの惡事に與みし、大禁を犯せる者あらんや。高槻は龜山・膳所・淀郡山と共に京都の火消加役の事なれば、定めてかゝる騒動なれば本城を守りて、京攝の間を固めしものならん

と思はる。

關峠等
諸所の防
備

郡山には關峠其外處々の道々を固め、岸和田は和泉路を固め、堺御奉行には二百餘人の人數にて大和橋へ出張し、紀州には往來は云ふに及ばず、所々の間道・山中に至るまで嚴重に固めをなし、大坂よりの一左右次第にて加勢を出すべしと、専ら其手當あり。尼ヶ崎には異横渡等に數挺の石火矢を伏せ、大勢にて處々の道筋を固め、京都町奉行には山崎迄出張し、龜山には東西南の要路を固め、京都よりの指圖次第にて、人數を何時にても出すべしと其用意ある。淀・伏見等にも夫々の手配りあり。京都にては所司代を始め何れ禁廷を守護し、粟田口其外出口々々に人數を出し、夜は仰山に篝を焚き、寺々等門を閉ち、市中にては今にも敵の攻來れる様に心得て狼狽へ騒ぎ、諸道具を取片付けし者も多かりしといふ。其餘近國の騒動是にて思ひやるべし。

大鹽平八
郎與力致
仕後の行
動

大鹽平八郎は東御奉行組下の與力なり。文政の頃切支丹・姦吏・惡僧・盜賊等を誅罰し、其名四方に轟きぬ。此時の御奉行は高井越前守なりしが、此人江戸へ召返さる

ると大鹽も直に致仕するに至る。其頃年は漸く三十五六歳なりといふ。功成り名とげて身退きしなどとして、世間専ら之を惜しみて稱美せし事なりしが、其後は己が心の儘に行ひて文武の師をなし、大勢の門弟を引受け之を教へ、其暇には近在は云ふに及ばず尾州邊迄も到りて、心の儘に暮せしといふ。一時其名高かりしにぞ、近在及び高槻の藩中・桑名・彦根等の藩中にも彼が門人となり、其教を授かりし者多く有りと云ふ。然るに近來風水等の變有りて、時候常ならざる故、米穀不作にて其價常に倍々せしに、昨年よりしては至つて米拂底に及び、東國筋別して甚し。甲州南部等に百姓の一揆起り大いに騒動す。何れも米價尊く飢餓に迫れるが故なり。世間何れも斯くの如き有様なれば、大坂とても同様の事にて、貧人飢に苦しみ、餓死する者少なからざる故、己れも家財を賣拂ひ、一人に金一朱づつ一萬人に施さんと思立ち、鴻池・米屋・三井・加島屋等の富豪に到り、飢饉にて諸人困窮甚しければ、何卒相應なる施行をなして諸人を救ひくるべし」とて、再三其事を頼みしと云ふ。され共何れも諸屋敷出銀の事など言譯して、其事を聞入れざりしにぞ、東御奉行の前

平八郎貧民救助に志す

大鹽一件の原因

平山民右衛門内通

に出でて、金持の町人共へ相應の施行すべきやう、御威光を以て仰付けられ下されよ」と願ひしか共、其事成り難しとて之を取上げなし。又たとへ施行有りとても二升三升の米にて、貧人共の取續ぎなるべきものに非ず。公儀御關所銀數萬兩これ有る事なれば、之を出し町人共にも道理を悟し、何とぞして飢餓の良民共の食ひ續く程になしやり給ふべしなど、屢言立てしか共、之を少しも取上げなくて、却て其叱に逢ひて、目通を退けられし故、之を憤り黨を結びて、十九日には兩御奉行御巡見にて、川崎東照宮へ御參詣の處を待受けて、これ討取らんとの工みなりしに、一味の内にて、平山民右衛門といへる同心其外兩人迄、大鹽に背き密に御奉行へ内通せしにぞ、奉行には大いに驚き、一家中を集めて種々評定ありしといふ。〔頭書〕大鹽が勤役の頃、御關所金六萬兩程有りぬ。今は定めて之に信ぜし事なるべし。町人の大家に命じ金四萬兩計り出させ、凡十萬兩計りの金を以て貧人の食ひ續くる様に、一軒前四五百目づつ與ふべし。さもなくして一升二升の米貰ひしとて、命つなげるものに非ず、何卒夢作の出來始るまで取續くやうになしやり給へとて、再三申立てしにぞ、大に奉行の思はくに違へる事にて、其怒りに逢ひし故、かゝる大變を引出せしともいひて、種々の風説をなせしと。十八日の夜は小泉圓次郎・瀬田濟之助とて、大鹽一味の者泊番に出でしに、奉行には訴人有つて、此者共も大鹽へ一味の者共なればとて、家來大勢に前後を圍はせ、瀬田

を呼出して其詮議有りしに、「私は何事をも存せず、小泉に御尋あるべし」と申せしにぞ、小泉を呼出して其事を尋ねられしにぞ、圓治郎はつと取逆上せしにや返答に詰り、さし俯き脇指の柄に手をかけしかば、御奉行の近習、抜打に首を切落せしとも腕を切落せしともいふ。瀬田は之を見るや否や、奉行所の勝手はよく知りぬ、庭に飛下り鎮守稻荷明神の屋根の上に登り、塀を飛下り逃歸り、早々事の漏れたる様子を平八に告げしといふ。至つて高き處より桃畑へ飛下りし事なれば、大に足をくじきからだを損せしといふ。

又瀬田・小泉の兩人は、御奉行より臨時に召出されしとも、又小泉は泊番にて瀬田は明日いよ／＼巡見あるや、様子密に聞來るとて大鹽が遣せしとも、又瀬田を召されしに始の如く答へしかば、小泉を召されしに、返答に行詰りさしうつむきしかば、瀬田刀を引抜き、小泉が首を切落して、其混雜に逃れ出でし共、其風説區々のことなりし。〔頭書〕十九日には兩御奉行御巡見にて、朝岡助之丞方にて御休息ある事なれば、此處にて討取るつもりなりしに、前夜の騒動にて止めになりし故、手筈大に相違せしといふ噂なりし。

大鹽亂を起す

東照宮神體生玉へ遷す

斯くて大鹽平八は瀬田が告にて手段大に相違すと雖も、豫ねて期したる事なれば、其夜家内の婦女を刺殺し、徒黨せし者並に前以て施行貫はんとて、出來りし百姓・町人の類を引留め置きし者共と共に、〔頭書〕川口御番の北手には船二艘に石火矢二挺づつ仕掛けてありしと、大鹽が手筈行届かずして、之を打つ事能はざりし事、市中一統大慶の事なり。若し此處にても之を打出すやうなる事なりせば大なる騒動ならんに、幸といふべし。十九日朝五つ過ぎ頃、己が家に火をかけ近邊の屋敷へ向けて頻に鐵炮・石火矢を打掛け、家毎に三五人づつ走入りて、戸・障子・襖等を積重ね、之に火を付けて焼立つる。一兩日前より、十九日には鐵炮の稽古をなすと近邊に沙汰せし紛たり此の如く亂妨に及び、兩奉行の討手を待ちぬる様子なれ共、武士たる者は奉行を始めとして、一人も此邊に寄付く者なく、東照宮の御神體さへ堂島濱方八方の仲衆共に命じ之を取退かしめ、漸と奉行には途中に待受け之を守護し奉り、生玉の北

向八幡へ移し奉りしといふ。〔頭書〕川口御番の北手には船二艘に石火矢二挺づつ仕掛けてありしと、大鹽が手筈行届かずして、之を打つ事能はざりし事、市中一統大慶の事なり。若し此處にても之を打出すやうなる事なりせば大なる騒動ならんに、幸といふべし。一人の大鹽采配を振りて白晝の狼藉をなし、其黨僅か二三十人に過ぐる事なく。餘は施行の金貫はんとて出で來り、據なくて附従へる者共なり。東奉行の組下

の與力斯かる狼藉をなす事なれば、東御奉行直に馳付け、召捕に何の仔細かあらんや。殊に其邊の地理東南共に大河に迫り、殊に東は堤にて南に天下無雙の名城有り、西は市中續なれど西風烈しく吹きぬれば、己が付けたる火の爲に焼立てられ、火炎に噎び苦しめる程の事なり。北一方野に近しと雖も、行先長柄の大河に迫りぬれば、川には船にて其備をなし、南西より攻立てなば速に召取られぬべし。されども彼れ六具にて身を固め、矢石を飛ばしぬる事故に生捕り難く思はば、此方も其用意して向へる事なれば、少しも恐るゝ事なかるべし。彼徒の重立ち候者一兩人を打殺さば、其餘は北の固めなき處より走り逃んとすべし。長柄邊に伏勢を置きて之を捕ふる事何の難き事あらんや。袋に入りし鼠を捕ふるに等しき事なるべし。一人の平八僅か四五十人の黨を率ゐし事なれば、たとへ鬼神の勢ひ有りて、西の方へ切つて出づる共、我に數萬の天兵有り、彼に於て更に逃れぬる道なく、吾に於て更に恐るゝの理なし。先んじて之を制する事能はずとも、橋の向へ越えて背水の固めをなさば、橋のこなたへ渡りぬる事あるべからず。いかに臆して狼狽へぬればとて、川崎の騒を見て天神橋の南を切落し、凶徒をして思ふ儘に狼藉なさしめしは、武道に疎き柔弱なる振舞といふべし。

如此に氣後して、其防ぎもなく天神橋を切落し、難波橋をも切らんと處々切掛けぬる處へ、天満を焼立て神君の御宮天満宮へも火矢を打掛け、十丁目筋を南へ行列を正して押來り、道筋を焼立て、天神橋を渡らんとせしかども切落しぬる故、市側を西へ下り、難波橋を南へ渡り二手に立分れ、一手は難波橋筋を南へ一手は濱側を西へ下り、中橋筋を南へ行き、今橋筋にて兩方より押詰め、鴻池一統の藏を引明け石火矢を打掛け、高麗橋へ出で三井・天王寺屋・平野屋・米屋等を焼拂ひ、鴻池にて一揆の取り、高麗橋筋・中橋筋東へ入り、長濱屋佐七といへる刀屋には一揆の者十人計り入込み、能き刀を擲取り、己が刀を捨置きて去りしといふ。こは百姓の類ひにて、重たる者とは思はれず。夫より南へ押行きしに、淡路町堺筋の邊にて、西奉行・京橋・玉造等の人數に出會ひ、雙方より鐵炮を打懸けしに、一揆方の玉藥を持ちし者其邊にあらざりしにぞ、之にて手後れぬる處を、玉造口の同心坂本源三郎といへる者、一揆方の炮術者橋本忠兵衛を打倒し、

首は西御奉行の手に討取り、其外名前知れざる一揆兩人、内一人は御鐵炮同心開地庄五郎打留めしといふ。西御奉行には進んで自ら手下す勢ひなりしにぞ、家來是に勵まされ、兩三人も一揆を生捕られしに、東御奉行には始終逃廻られしといふ。

〔頭書〕東御町奉行跡部山城守殿は、御老中水野左近將監殿の舍弟なりといふ。夫れ故大いに威光をふられしにぞ、自ら與力同心など恨を含むやうになりしといへり。此度の騒動にて大いに震ひ恐れ、玉造與力岡翁助と云へる者に、同心引連れ加勢致しく候やう頼まれしかども、「私の計ひになり難し」と答へし故、御城代へ仰上げられ、御沙汰のうへ玉造にて與力四人同心三十人、京橋にても同断、御借人となる。大鹽が徒難波橋筋を渡り、一手は淡路町へ出でて西御番所を自當とし、一手は高麗橋を渡りて東番所へ志し、何れも石火矢・鐵炮を打立て進み來しに、松山町の邊とやらんにて東御奉行と一町計りを隔てぬ程に成りしにぞ、大に震ひ恐れ居られしに、鐵炮の音に驚き忽ち落馬せられしより、附從へる家來を始め、加勢に來りしに附添ひし京橋口の與力同心其儘に崩れ立ちて逃行きぬ。奉行には漸々起上り馬に乗りて、命からんく逃られしといふ。世間にて散

亦京橋口より騎馬にて馳來り、大勢の人数引連れながら鐵炮の音に驚き、わな／＼慄出し、「我等は京橋口を固むる役の者なれば、此處にて戦ふとも詮なし、之より引取らん」として逃去らんとするにぞ、之に附添へる者共、「せつかくに町奉行に頼まれ此所へ出張しながら、此儘に引取りては後日の申譯なし。退くべからず」として従はざる故、據なく馬を立て、控へし處へ、鐵炮の音頻に響きぬるに驚き落馬せしにぞ、何れも此人打殺されしと思ひ誤りて、散々に逃失せしにぞ

此者もやう／＼と起きて這々逃去りしと云ふ。斯くて一揆方には頼切つたる火術の先生を討たれ、外にも兩人打殺されしに驚きしにや、火矢・玉藥・具足・鐵炮・槍・刀・鑢・帷子等を其邊にてあちらこちらの井戸の中へ打込みて、群集せし騒動に紛れ、散散に逃げ失せぬ。此方にては一つの切取りし首を槍先に貫き、「一揆の張本人を討取りたり。何れも安心せよ騒ぐ事なかれ」として走廻りしといふ。僅か三人鐵炮にて打殺され、夫にて一揆亂散りしにて、其始臆して手後となり大變に及び、諸人のかゝる難澁となりぬる事思ひやるべし。かゝる大騒動に及びぬれ共、一揆共格別に人を損する事なく、何れも老人・足弱を引連れ、帳面其外大切なる書類を持ちて、「早く立退くべし。遅き時は過ちあらん」といひて人を退け、夫にて退かざる者あれば、鐵炮・槍刀にて追廻し、悉く人を拂ひて焼立てしといふ。鴻池・三井等にては、大勢の人数故逃後れたる者多かりしといふ。故に死人・怪我人の沙汰をば餘りに聞かざりし。

予廿三日難波御藏なる知己を訪らひ、夫より五十軒屋敷開地庄五郎方へ尋ねしに、家内諸道具を引散らし、主は打臥し家内は顔を腫してありぬ。予が尋ねしを悦びて、此度の騒動の恐しく狼狽へし様を語りぬ。先づ此騒動につきて、町奉

行に人少なりとて、「玉造京橋等の同心を貸し給へ」との御頼にて、何れも人数引足らず、あちらこちらと雙方へ走廻り、十九日朝より廿日朝迄夜通に走廻り、漸々と廿日の五つ頃に至り、わが家も定めて焼けし事ならんと思ひて、家に歸りしに、思の外無難にて、遠方の者共大勢集り居て、道具夫々に取片付けあるを見て、心少しくゆるみしや、氣を失ひて打倒れしにぞ、直に水薬等を用ひて漸々と蘇生よみがりしが、又直に走出で此方彼方と走廻り、其夜も夜通をなし、只今一寸歸り來りし故少しまどろめと休ませしに、直に寢入て他愛たわいなし」といふ。大小鐵炮などあそこ此處に打捨てあり、淡路町にて橋本を鐵炮にて打留めしは庄五郎なり。仲間中の評判にも、家柄程有りて大なる手柄なりとて、大いに譽られしとて、自慢咄をなす。この庄五郎は今宮村庄屋羽柴何とやらんいへる者の子にして、昨年此家の養子となりし者にて、十八歳位なり。され共世間にも専ら、坂本源三郎が橋本をば打留めし事を専らいひ、常人も外にて其事を慢じ語れば、庄五郎が打ちしは餘人なるべし。又此騒動にて四方の固め厳しく帶刀せし者は、士醫坊主に限らず山伏にても出入る事なく、已に此家の女、東在なる門徒寺へ嫁しぬるにぞ、其寺の新發此家に火事見舞に來らんとて出來りしか共帶刀をせし故之

帶刀者の
通行を禁
す

を通さず。固めし者共の中に新發のよく知れる者共多く有りしかば、是等を頼みぬれ共、御法度なりとて許さざりし故、すぐく跡辰をなせし程の事なるに、其固めの嚴重なる中を甲冑を帶し槍を引提げ、馬上にて馳抜け、關峠の方へ落行きし者一騎ありし由、えらき者なりとて舌を巻きて語りぬ。又門徒寺へ嫁ぎける婦人其側に在りしが、此様子なれば少しも油断なり難し、此上騒動に及ば、御家内を引連れ、私方へ御出なさるべし。御圍ひ申すべし」と眞顔になりていひくれしも、あわてたる事ながら眞實の事といふべし。

〔頭書〕

庄五郎母のいふ、「今日より何れも甲冑を著候やう、昨日仰出されしか共、今朝俄に、先づ今日の處は見合すべし。町家の者共恐れて騒ぎ立つべし」との御觸なり。何れも十九日より走廻り勞れたり、只さへ働き六ヶ敷きに、此上具足を著ては働きなり難し、いかいせんとして、何れも之をくやみ居たりしに、やめになりて大いに安心せしと、眞顔になりて咄しぬる。をかしき事なりし。

松本林太夫といふ者一揆黨にて、藤井清吾といへる醫師の親類にて、松本寛五とい

松本林太
夫

へる醫師の養子となり、學文の爲に大鹽へ寄宿して有りしが、此度の惡事に與せしか淡路町にて散々に亂れしかば、這々に逃走りて、白木綿にて鉢巻して槍を引提げしまゝ藤井方へ來りしを、早々に追出せしにぞ、詮方なくて夫より江の子島とやらんに石火矢の臺拵へし大工を便り、此方に到りしにぞ、之を留置さしが間もなく召捕へらる。此者十日許已前に宿へ歸り來り、かゝる催有る事故大いにいやになりて、内へ歸らんとはいひしか共、之を許さずして、只學問を嫌ひての事故ならんと、親の思ひ誤りて大いに叱りつけて大鹽へ追遣りしといふ。此者を御吟味有りし處、「一揆等四つ橋にて何れも刀を川中へ打込み、林太夫が抱きし今川弓太郎といへる昨年十月生れの男子をも一處に、川へ投捨て、此の處より何れも散りくゞになりし」と、白狀せしといふ。事専ら世間にて取沙汰有り、川中を探して刀四腰と弓太郎が死駭上りしともいへり。

同廿三日八つ過ぎ頃より、天滿の方なる燒地の様を見、燒失せし知邊しるべをも訪はんと思ひしかば、難波橋をさして到りしに、橋の上はいふに及ばず、其邊大に群集をなす故、「いかなる事の有りしにや」と其邊にて之を尋ねしに、「一人の乞食大小金銀を持ちし有り、之を捕へんとせしかば大小も金も橋より川へ打込し」といふ。其乞食を

追廻し、之を召捕り過書町の會所へ引行きしにぞ、何事やらんと大勢の者共其邊に寄り集れるにぞ、天滿橋に大勢立止りて遠く隔りしながらに、こなたを打眺めぬる有様なり。予は之を行過ぎて天滿の方へ到りぬるに、見物大勢にて、處によりては道はかどり難き處などありぬる程の事なりしかども、わざ／＼來れる事なれば、隈々までも見盡すべしと思ひ、何處どこもかも見盡して歸りに、龜山の用場に立寄りしに、此所にも徒目附水道などいへる役の者、其外足輕など大勢様子見届に出來れる上に、今日又松井義太夫といへる者かゝる騒動なれば、御城代へ御見舞の使者に來り、御加勢の人數を、差出すべきや否を伺ひに出來れるにぞ、用場詰の役人西垣丈助これを案内して、御城へ出で見附の處へ兩人差控へ、御返答を相待ち居たる處へ、京橋の方より與力一人はだし跣足にて息を限りに走來り、見附なる御番にて、「一揆大勢只今天滿橋を押寄せ來れる故、此旨御注進申候なり」と、横になりて城内へ走入りぬるにぞ、松井と西垣面を見合せ、「一揆此處へ押寄來らば定めて騒動に及ぶべし。只御返事を聞く計りの事に兩人此處に有りて詮なし、誰なりとも一人は歸るべし」といひぬ

るにぞ、「然らば我れ歸るべし」とて、西垣には其様子をも見極めずして只一散に走歸りしが、歸りがけに船屋に人を走らせ、「船一艘用場の濱へ廻し來」と、諸道具を積みみて逃仕度せんと其心構にて引取りし處へ我も到りしが、「先づ一揆も鎮りぬ、程なく悪徒も手廻りぬべし。最早氣遣ひなし」といひしに、西垣がいふ、「只今一揆大勢にて天満橋を押渡り、御城を目掛けて攻寄する様子なり。少しも油斷なり難し」といへるにぞ、「こはけしからぬ事かな。われ今天満邊を見物し、往來共に其邊を通りしに少しも怪しき事なし。一陣破れて殘黨全からず、彼輩何程心をあせりぬればとて、再び人數を集むる事難し。こは臆病者の大勢の人を見て、左様に見誤りし者ならん」といひ説きぬれ共、彼注進の事をいひて、予がいへる事をば諾ふ色なかりしが、果して何の怪しき事もあらざりし。「落人は薄の穂にも恐る」といへる事はあれども、かくまで狼狽へて一人の悪徒を恐れぬる例は、昔より未だ聞かざる事なり。此一事にても事てぬかりに至りて、大騒動に及びし事を思ひやるべし。安治川・九條・富島・江の子島幸町など、すべて海邊に近き處は、船にて大勢攻來りて、

焼討をなすとして、誰いふともなく専ら風説をなし、風の吹く音を聞けるさへ大いに膽を冷して、毎日毎夜少しもまどろむ事さへなくて、大いに狼狽へ騒ぎしといふ。十九日には火矢にて家々を焼き、鐵炮を打ち劍戟を振廻せる事にて、御當家始りてより此方斯かる大變これあらざれば、市中の男女大に恐れ、別けて焼立てられし家の者共は藏をゆるの暇もなく、著の身其儘にて逃げ出でし事なれば、多くは丸焼になりしも理りなれ共、方角違にて遙か隔てし家々に諸道具を持出し、船に積出し藏の中へ詰込み、目塗をなし閉付けし道具・敷居・鴨居迄打はづし、大あわてにあわてぬる故、損せし道具・紛失の品々も仰山の事なりしといふ。

廿二日京都に於て三人切腹せし者有りしが、其首は悉くなし、隠せしと見えたり。定めて發頭人ならん。吹田の神主は神崎庄屋の裏にて切腹し、廿三日莊司儀左衛門は山崎に於て、京都御町奉行の手に生捕られ當所へ送り來りし。近藤梶五郎は北在にて切腹し、甲山の奥・信貴の山中などに三人五人切腹の者有り。大鹽が徒なるべしなど専らに取沙汰せしが、何れも實なき浮説なりしといふ。

〔頭書〕吹田神主は大鹽が弟にして宮脇志

摩守といふ。大鹽が落しきし事を聞いては逃れ難き事を知りて、妻に暇を遣さんといひしに、志摩が母親其譯を知らざれば、これを拒みしにぞ、忽ち母親を殺害して出奔せしといひしが、二日計りも過ぎて神崎にて腹を切しといふ噂なりし。

瀬田濟之助信貴山にて縊す

廿四日、信貴山の邊恩地といへる處にて、瀬田濟之助首を縛り、渡邊良右衛門も其邊にて切腹をなす。何れも長持にて取寄せ鹽漬となりしといふ。

廿五日、大鹽下人三平・森口の質家兩人、伏見にて召捕られ送り來る。

大鹽平八郎は十八日夜妾子を刺殺せしといふ噂なりしが、此者の妾十八滋牧方近在の代官の女にて、格之助が妻の積りにて差越せしを、其事なく平八これを妾となし、昨年男子を生みしといへり。并に二才の男子に山田何とやらん腹心の者を附け、出入の者三人を添へ能勢の妙見へ七日已前に參籠せしめ、密に山田に命じ、能勢の山奥にて二人ともに刺殺すべし」と命せしかども、山田之を殺すに忍びずしてある中に、此度大變起り、御吟味厳しくして能勢に居る事なり難く、京都へ忍び出でしに、遂に同處にて捕はれしといふ事なり。又小泉圓次郎が切られし事、種々取沙汰有りしかども、此者大鹽腹心の者なりしに叛心を生じ、御奉行へ内通せんとせし故、瀬田これを切り自身も手負ひ逃げ歸りしといふ。此騒動に付き與力同心早

大鹽動亂最初の模様

朝より残らず奉行所へ召されて、與力町には大鹽が焼立てし時は、當人のむきは一人もあらざりしといふ。其日の未明より何となく大鹽が屋敷騒々しく、鐵炮を打立て騒ぎしかど、近邊にては鐵炮方の與力の事なれば、米價高直の折柄なれば、京の方より一揆にて出來りしや。又例の肝癩にて家内をあばるゝにや毎々肝癩を起しき事常なりといふ。杯ひひてうつかりせしに、思ひ寄らず向の淺岡助之丞が家敷へ鐵炮を打込み、夫よりして外々を焼立てしと言へり。こは何の趣意にて斯る事するやと、大狼狽へにて途方を失ひしといふ。すべて此一條は朝岡・工藤等へ入込み、堂島中町福島屋忠二郎といへる者の咄なり。又同人の咄に、桑原權二郎不首尾にて盜賊方を召上げられし〔が脱カ〕此度の騒動に就いて俄に歸役申付けられ、若しや吉野山中に隠れぬる事も計り難ければ、其邊の百姓五六百を催し、山内一統鐵炮にて探すべし」といへる事なり。已に此間金剛山をも五百人の人夫を催し、鐵炮にて狩立てしが一人もあらざりしといふ。こは三月四日頃の事なりし。

〔頭書〕山本・寺西杯いへる與力、關所となるべき科人より金五百兩宛の賂を取り、無事に計らひし事露顯し、兩人共手錠にて總會所預けと成りしといふ。こは桑原が歸役と同じく、三月二日頃の事なりし。

瀬田濟之助が妻召捕らる

瀬田濟之助が妻は同勤工藤が女にて、十八日夜小兒を刺殺し、立派に自害せしといふ噂なりしが、之も偽りにして、三月五日奈良より召捕られ來る。莊司儀左衛門も其邊にて召捕られ、都合十四人連歸りしといふ。

阿波國にては、悪徒船にて同國へ落行き、深山に隠れ居るよし、専ら風説ありしにぞ、大勢にて其山を取巻き、鐵炮を打立て國中大騒動なりしといふ。

爰に別してをかしかりしは、山崎天王山の麓なる寺の納家失火ありしかば、誰いふ共なく、「大坂の悪徒天王山に楯籠り近邊を放火す」といひしにぞ、あわて狼狽へて其由を淀へ早速に注進せしかば、淀一家中人を拂つて驅出し、大騒動をなせしといへり。

與力町焼失の跡御吟味ありしに、悪徒の中にもいかゞ心得違へる馬鹿者なるや、家財雜具は申すに及ばず、古き鼠落迄も藏へ積入れ、窓戸前等の目塗迄十分になし、家を明殻にして焼失ひし者ありしといふ。かゝる大罪を犯しながら、本の家に歸り住まんと思へるにや、淺ましき心といふべし。

燒失後富豪の施行

〇のり立つたつコト

燒失の後、加島屋久右衛門一人前に百文づつ施行、十一萬貫に餘れり。加島屋作兵衛一人前に三百文の施行す、一萬貫の錢なりといふ。小橋屋□千貫文の施行せしといふ。とても施行する程の事にてあらば、同じくは焼かざる已前に是をなさば、晴立ちし事なるに、施行しながら一向に乗立たぬ事なりし。燒失後上より御觸有りて、便る方なき貧人共を御救下され、何れも道頓堀芝居小家に差置れし。餘りに混雜する故、高津御藏跡に御救小家建て、三郷を分けて別々に差置る。人數五萬に餘れるといふ。

信州上田の家老

信州上田の家老、下役の者を引連れ當處へ出來り、難波橋俵屋幾助といへる宿屋へ滞留。こは今度淡路町邊の町人を新に藏元に頼みしに、一應にては承知せざりしにぞ、近年諸侯町人を賺す事甚しく、種々様々なる事申來りぬるにぞ、此者も容易に承知せざりし故なり。家の什寶にて至つて大切の品を持參りぬ。此寶をばいかなる事ありても他へ出し失ふ事なり難し、かゝる大切の什寶を預けぬるは、主家の什寶を持參りて其家に預け置きぬ。十九日朝より俵屋の二階にて酒を飲みて居りしに、川崎の方に火事有りとて人々騒立つにぞ、己も二階より火の手上るを見て、こは面白し、何卒大火になれかし。よき見物なり。

とて、火事を肴になして大に酒を飲み樂みしに、追々其火廣がりて次第に大火となり、鐵炮、石火矢を頻に打ち、劔槍にて人を殺すなど言訶り、人々の走廻るを見て、益々輿に入つて面白がり、我を忘れて悦び居りし處へ、難波橋の橋迄惡徒押來り、空に鐵炮を打ちしかば、大いに驚き俄に慄出し、己が具足櫃、挾箱等を藏に持運ばせ、「直に藏の戸を締め目塗せよ」といひぬれ共、「わが内の物も入れざればなり難し」とて、諸道具を追々運び入れしに、頻に入釜しく言募り、戸を締め目塗させしにぞ、入るべき物を多く其儘になし置きて、此者を泊置きし故に、悉く焼捨てしといふ。惡徒南へ次第に進み行きて、淡路町邊を焼立つると言ひしかば、此家老喫驚仰天し、袴をもはかず大小を引抱へ、大狼狽へにうろたへて表へ駆出し、にぞ、下役家來等も狼狽へながらに附従ひしが、何れも鐵炮、火矢に驚き散々になり失せしが、家老等は若し彼品を焼失ひては、忽ち切腹に及ぶ事なれば、狼狽へながら漸々と彼家へ馳込み、大切の寶なり、早く藏を締めて目塗せよ」とて、入釜しく言ひぬれ共、此家之を聞入れず、「此家の一大事なり、そこ處にてはなし。夫程に大切なる品ならば、早々持ちて

立退れよ」といひて、取合はねば次第に火は近付きぬ。家來を尋ぬれ共一人も附添ひ來れる者なければ、詮方なく家老と下役と長持をかたげて逃出でしが、群集に押倒され幾度となく長持を取落し、這々の體にて逃廻はり、やう／＼初更過に道頓堀迄逃れ行きしが、大いに弱りはて、一步も進み難く、鮮屋を頼みて其夜はそこに泊りしが、大いに足腰を痛め少しも歩行なし難くなりしとて、幾助より之を聞きし由にて、西垣より予に語りぬるもをかしかりし。

三月五日丑の刻、東照權現の御神體川崎へ還御ある。同日松平周防守竹島一件落著の御觸ある。同日何者の申觸らせしにや、大坂に騒動起りしといふ噂あるを聞きしとて、丹州笹山より三百人の同勢にて馳參る。され共何事もなき事なれば、大坂へ入りぬるも如何しく思ひしにや、十三村にて宿を取り、六日の朝引取りしといふ。

同七日、播州姫路の城主酒井雅樂頭殿三千人の同勢にて登坂、八百人の供廻にて御城代へ御見舞、實は台命にて御城御固の由。先手西宮まで來りしかども、最早氣遣ひもあるまじくと思はれしにや、又は市中又々騒々しくならんと

東照權現
の御神體
川崎へ遷
御

酒井雅樂
頭登坂

米價騰貴
に付狼藉

思はれしにや、御城代より
歸りにて西宮より歸る。

大鹽が亂妨後、米相場一日百目といふ、されど賣買なし。其後次第々々に米價騰りて三月五日頃は、一石に付百九十文餘となり、一升賣二百文なりしが、明くる六日には二百廿四文となる。此日阿波座讚屋町にて米屋二軒を打潰す。其潰しぬる者共のいふ、數多の米屋共を打潰しやらんと思へども、何分にも人氣立ち難し。之にて先づ置くべし」といひぬるを、往來せる人の聞居たりしといふ事なりし。此日米屋何れも戸を締め米を商はざりしかば、小前の者の日々少々つ米を調べて、其日の飢を凌ぎける者は大いに困りしとなり。潰ちたる者三十人計り召捕られしが、其中にて一人罪を引受け、「何れも我が頼みし故なり。彼等は始めより申合ひてせし者にあらず」と申立てぬるにぞ、此者一人牢舎にて、其餘は明くる日直に牢より出されて、町預となりしといへり。

出牢者の
亂妨

去る十九日松屋町の牢焼失致しぬる故、輕き科人共は追放しに相成り、騒動靜まりて後に歸り來れる者共は、其罪一等を許されぬる由を申渡されし事なりといふ。

此者共道頓堀島の内邊にて、食物商ふ家々に入り込み、何に寄らず勝手次第に取喰ひ、此方共は暫し敷入りせしなれば、思ふ儘に氣延しすとてあばれ廻れる由。其外處々へ盗入りしなどいふ噂あり。此者共の所爲にやあらんといふ事なり。其外灘邊より兵庫に到る迄附火ありて、少しづつ焼失し、賊大に徘徊すと噂なり。定めて是等の所爲なるべしといへる事なりし。

黨人近藤
梶五郎切
腹

三月十日夜、近藤梶五郎己が住みし屋敷の焼跡へ忍び來り、切腹して相果てしといへり。焼残りたる雪隠の中にての事なりとぞ。見苦しき有様なり。

同十一日の事なりしに、道頓堀を大勢藝妓共を乗せ、三味線・大鼓等にて大騒にて浮れ行く船ありしかば、若き者共橋上より之を眺めて居たりしが、かゝる時節をも憚らず不埒なる馬鹿者思ひしらせんとて、三人にて石を持來り橋上より、船の直中へ投落す。之を見て其邊に在合ふ者共、銘々に手頃の石を拾ひ取つて打付けしといふ。定めて船中の者共大に怪我せし事ならん。されども隙取つては如何なる事にあひやせんと、大に恐れしと見えて、這々の體にて船を早めて逃去りしといふ。

下層民大鹽を崇拜す

大鹽が行方天下の諸侯に命じ、草を分ち海底をも探しぬれども、同中旬に至れども一向に知れ難し。彼素より與力の事なれば、定めて地理・水理の事をもよく辨へあるべし。辛苦艱難をなし飢に苦しみつゝ、陸を走り山を攀登りて逃れ廻らんよりは、糧を貯へ寝ながらにして、安心に千里を走る船にして海外に走去りしものならんか、さなくして斯様に手廻らざる程の事は有るまじく覺ゆ。彼も事を起せる程の曲者なれば、其逃るゝに道なきに迫らば石を抱きて海底に沈み、屍を見する程の事はあるまじく覺ゆ。若し此者陸地を走り召捕らるゝ事あらば、首傳りて恥を晒せる瀬田濟之助等と同日の談なるべし。

十九日道頓堀の山田屋何とやらんいへる者の家に走込み、具足ぬぎすて置きて出去りし者兩人ありしといふ。専ら此者を大鹽父子なり。又米價高直にて、一統に儉約を事とする事故、普請などする者は至つてらんと、噂せしかども覺束なし。○稀にして、先年の焼場天満・堂島・高津上町等にて、未だ建てざる所多く灰掻も得せて一面に草原となれる處多し。かゝる有様なれば、大工・手傳・其外働人等の仕事なく、何れも飢に苦しめる折柄、此度の大變にて卒に彼等が仕事出来て、幾人有つても引足らぬ程の事なるにぞ、此者共何れも大悦びにて、最早何程米高くなりぬればとて、大鹽様の御蔭にて何れもひだるきめにあふ事なし。有難き事なりとて、あそこのにて其噂せし由にて、三十人餘も其當座に召捕られしといふ。至つて騒々しき事なし。

此度大鹽が爲めに焼失ひし米、凡四五千石はあるべし、杯いへる噂なりしが、其後に至り米價次第に上り、三月十日頃に至ては一石二百二十目の相場となる。相場は此の如くなれ共、さらば米を買入れんとする時は、一石二百三十目にて手に入り難しといふ。諸人只夢作のよからん事を祈りて、之を待つのみなりし。〔頭書〕三月十三日頃より米價益上り二百三十目となる。

大鹽一味の百姓

町人騒動中見物す

牧方の上邊にのうねん村といへる所の庄屋・年寄杯、五人の者頭立つて大鹽に與みし大鹽と一時に起り、五百人の百姓を従へ淀の城を攻むるの積りなりしに、大鹽が手筈違ひぬるにぞ、是等が同意せし事も忽に相顯れ、大勢を召捕り來りしといふ。こは天満なる瑞光寺が咄なり。又同人がいふ、大鹽が屋敷火事なりといふや否や、直に權現様へ馳付け何か取片付をなせる内、火矢にて處々方々を焼立つる故、其有様を眺め居しに、町家の人々は常の火事の如くに思しにや、又こはき物見たしと思へるにや、其邊をあちらこちらと走廻れる者多かりしが、士たる者をば一人も見當らず。御奉行を始め與力・同心の類も其場處へ參れる者なし、けしからの事なりし。此の如くに亂妨仕次第なれば、次第にあればあるき、わが寺も危く思ひし故、寺に引取り諸道具大抵外へ取除けしか共、寺は申すに及ばず其持出したる道具をも、一つも残らず焼失ひしといふ。大鹽は其夜渡邊の穢多村にて一宿し、三百兩の金子を與へ、其明る日髪を剃りて坊主に形を變へて落去りぬ。此旨公邊へ知れぬる故、こ

れに關はりし穢多共大勢召捕られしといへり。此事は世間にて専ら其噂せし事なりしが、其實を知らず。

正念寺村の百姓召捕へらる

正念寺村のうねん寺か正念の百姓大勢召捕られ、發頭人五人入牢にて、其餘百五十人計り手錠にて村預けとなりしにぞ、此者共に飯をくはせるに、一村の婦女かゝりはてぬる事にして、大混雜なりといふ。

江州彦根には京都悲田寺より、大鹽平八郎大和とやらん伊賀とやらんを経て、四五人連にて慥に江州へ出ぬる由を告げ來りしにぞ、山林其外道もなき嶮難の處迄も、人數を拂つて固めしか共、其事あらざりしといふ。又京都の固め厳しき事なれば、彦根も上京して、其人數たらん事を所司代へ松平伊豆守伺はれしかども、「まづ其儀に及ばず、殊によりて此方より沙汰をなすべし」との答へなりしといふ。こは彦根藩中の者、新見家中小山三藏が方に來りて談りしといふ。

大鹽が用ぬし大筒

大鹽が用ひし石火矢の大筒、木にて作れるは森口にて拵へ、鐵筒は高槻侯より借り來りしと云ふ。此候大鹽信仰にて常に目通せる事故、侯に直に願ひて借り得しと

いへり。其大炮の筒二の見の見當の處に、高槻の銘有りといふ。斯くて大鹽なる事をば、定めて知らずして借し與へられしなるべけれども、今更申譯も立ち難からん、いかゞなれる事にや。

水死人と大鹽平八郎

大鹽平八郎もしや水死せし事もあらんかと、其當座よりして川々はいふに及ばず、海底迄も日々探し廻れども少しも手掛の事なし。三月十三四日頃に水中にて、膨れかへりし死骸一つ見當りしかば、之を引上げて御奉行所へ持來りしか共、水膨れにふくれかへりし死骸なれば、何とも分り難ければ、大鹽が妾の捕はれある事故、之を引出し、此死骸平八郎にてはなきや、體の内どこにても何ぞ見覚えし心當りや有る」と尋ねられしか共、「外に之ぞと申すべき目印なし。一兩年あと奥齒一枚抜けし事あり」といひしにぞ、穢多をして其口を開けて之を搜らしめしに、齒悉く揃ひありし故、其儘之を捨てられしとなり。

米價騰貴の爲人氣悪し

三月半ば頃に至りぬれば、米價次第に尊くなりて、悪き米一升二百五十文より外に出でるにぞ、貧窮の者は愈々口を糊する事能はざるに至りぬるにぞ、非人乞食の類

ひはいふに及ばず、諸人餓死する者少なからずといふ。斯る有様なれば自ら人氣も厚がましくなりて、屈強の若者十人も十五人も一群になりて豪家へ到り、空腹にて堪へ難し、食を與へられよ」と云ふ。この者共にあしく當らば忽ち大變に及ふべき有様なるにぞ、何れも飯を與へ錢を與へ杯して、之に逆らはざる様にすといふ。何れも之に困りぬる様子なり。

大鹽の使
召捕らる
江戸に送
らる

大鹽が騒動せし前日の事とやらん、平八郎より飛脚を仕立て、彼が落し文に記しぬる様なる事を書記し、京都御所司代松平伊豆守殿へ遣せしといふ。飛脚の者は斯かる事なりとは夢にも知らずして之を持行き、直に召捕られ入牢せしが、程なく胴丸駕籠にて江戸へ送られしといふ。〔頭書〕京都江戸飛脚和泉屋何某とやらんに託し、六日切其中へ落文封込みありしといふ。和泉屋十九日の大鹽が騒動に驚き、斯様の事とは知らずして、大鹽が書狀六日切に江戸へ差出せし由を御城代へ訴へ出しより、早く追駈けて其狀取戻すべしと命ぜられし故に、三日切にて追駈けしか共間に合ひ難く、夫々の屋敷へ届きたる跡なりしといへり。

彦根の浪
人召捕ら
る

彦根浪人京都笹屋町大宮西へ入る處にて、何屋とか右浪人の親類なりとぞいへる者の方に、かゝり居しが、此者大鹽が一味にして、何つにても大坂に火事ありと聞かば、速に走下

京都の防
備

るべしと約し置きぬるにぞ、火事の噂を聞くと其儘に走出でしが、最早間に合ざりしかば、途中より引返せしか共、其事顯れて直に召捕れしが、三日目に牢を出し、其町へ御預となり、公儀より番人附くといふ。こは此者をゆるめ置きなば、惡徒共の便り來れる事もあらんとての事なりといふ。

大鹽が騒動後は京都の固め至つて嚴重なりといふ。膳所は侯在國にて、殊に三月八月番の火消なり。常に修學院の上に出張を構へ、すはといはゞ馳出んと其用意嚴重なりしに、二條御城近邊に聊の出火有りけるにぞ、直に合圖の早鐘を撞きしかば、侯も大勢を引連れ大津迄馳出されしか共、素より聊の火なれば直に鎮りて、何の仔細もなかりしかば、大津より直に引返されしといふ。

徳島の社
人

二月廿三四日の頃とやらんに、阿州徳島の社人吉田に官職を受けに、上京して有りしが、此日官職受けに行くとして、宿屋にて若黨沓持外に下人一人都合四人連にて宿を出でしが、途中なる八百屋にて何か買物をなし、一寸座敷を貸しくれよとて此家にて烏帽子・狩衣をつけて、御所の御築地へ入りしに、大鹽が騒動に付、所司代より嚴

重に固め居る事なれ共、殿上人ならんと之を咎むる者もなかりしにぞ、此者藁草履をはき公家門に到り、沓をはきかゆる事もなくして、其儘にてのかく、這入りぬる故、之を咎め直に召捕られしといふ。大坂大變にて大いに騒動する折柄なれば、禁庭にても大鹽が廻し者にやあらんなど取沙汰して、六門を閉ぢて大騒ぎにて、直に入牢し、宿屋八百屋は申すに及ばず、雇はれし者共迄何れも町預となりしといふ。此者更に怪しき者には非ず、吉田へ官職受けに來りしに相違あらざれば、狂人に陥りしといふ。(頭書)此者社人にてはなし。阿波の家士にて松坂孫四郎といへる者なるが、高慢氣達にて、自ら松田若狹守と改名して、かゝる所作なせし事なりといへり。委しく阿波の屋敷にて此事を聞けり。狂人とはいひながらも、かゝる法外の事をなしたる事故、候にも大に心配せられしといふ。大鹽が騒動と混雜して、かゝる事など有りし事、をかきし事といふべし。

賣僧

三月半ば過ぎの事なりしが、兵庫邊の在さいに一人の坊主來り、或る百姓の大家に行きて、「大鹽摩耶山に籠れり。金子入用なれば出すべし」とて、金百兩騙り取る。早々に此趣地頭へ訴へ出で直に召捕らる。大坂與力内山藤三郎彼地に到り、大勢の百姓を召集め、山内は申すに及ばず寺々を探しぬれ共、跡形もなかりしかば其坊主を引立て歸りしといふ。二月十九日大鹽焼打、家の人を追拂ひ火矢を打込候故、皆々大に恐れ其身其儘にて何れも逃出し候事故、何の家も大方は人なし。かゝる事なりしかば、大鹽が

大鹽の亂に依り盜賊横行

黨ならざる盜賊共大に寺を得て、心易き人の荷物をば退け遺す様をなして、表向にて奪ひ去る。偶、是を見告めぬ程なる事有りとも雖も、かゝるけしき折柄なれば、銘々に打捨て置き逃去りしにぞ、誰有つて之を咎むる由もなければ、奪ひ次第取次第なりしといふ。大鹽黨始終人を拂ひ置きて鐵炮・火矢を打立候得共、外にそれで鐵炮に當り、薄手・重手負ひし者有り。中には即死せし者、群集に踏殺され又は狼狽へて井戸の中へ陥りなどして死せし者も少々は有りといふ。此の如きの騒動なりしかども、白晝の事故怪我人は思ふ程にはなかりしといふ。

大鹽へ立入候書林、施行の世話を頼まれ書物賣捌き致し候迎御不審掛り、何れも町預けとなる。又其本を書林よりして買取候者も同様に町預けなり、其餘大鹽へ立入る者は申すに及ばず、少々にても縁ちかみある者といへば悉く召捕れしといふ事なり。彼が亂妨に與せざる者迄、斯様に召捕らるゝ事ゆゑ、其掛り仰山の事なりし事なりといふ。(頭書)書物買取りし書林は河内屋吉兵衛・同喜兵衛・同十治郎・同茂兵衛といへる者共四軒にて、之を悉く素人に賣付けて其由大鹽へ申せしかば、其價を以て直に施行致しくるやうにといへる事なるにぞ、未だ節季に到らざれば代銀を先方よりして受取らざる事なれども、確に之を賣付け置きし事なれば、四十貫目の銀子を右四人より取替へて、金一朱宛の施行をなして其世話をなせしに、かの騒動に及びしかば、本屋はいふに及ばず、之を求めし者迄も召出されて、何れも町預けとなりしなり。

大鹽が行方知れざるに付いては、定めて薩摩へ落付きて圍まはれし者ならん。已に天明の饑饉に米の買占をなし、大罪を犯さんとして事露顯に及び召捕られ、御仕置となりし京都の南部屋吉藏へ、組せし張本人四宮帶刀といへる者、其節に逃れ走り

大鹽薩摩國に落ち風説しといふ

しかど、厳しく御尋ありしに、とんと其行方知れざりしに、五六年を経て姓名をかへて、京都薩摩屋敷の留守居と成つて出来りしか共、同家の家來と云ひ、現在帶刀なる事はよく知れて有りぬれ共、公儀よりもいかんともなされ難くして、其儘になし置かれし事あれば、大鹽も同様ならん抔と風説す。其時の事は之を知らざる事なれ共、當時にては薩摩も出雲の國よりして大坂へ出走して出来り、大に漂泊してありぬる處の至つて奸悪なる者を引込み、此者侯の氣に入りて、勝手向の事は此者の心次第にて、之が爲にまぐじらされ、役を取上げられ、切腹等せし者も少からずといふ。萬事此者の指圖次第に侯を始め一家中、此者に混かへされ自由自在に振廻はさるゝ程の事にして、此者の爲に大に人の痛みし事其數限りなし。此の如くにしみたれし薩摩なれば、公儀の大罪人を何しに圍まへる事あらんや、覺束なき事なり。されども大坂にても大鹽が亂妨せるは、薩摩の加擔せる故なりなど専ら風説し、江戸にても此變知れぬるや否や、大鹽平八薩摩と一同に、大坂の城を攻むる抔と風説ありて、下方にては誠しやかに言觸らし、大いに騒ぎしといふ噂なりし。

南部屋吉藏
關所銀

四宮帶刀、南部屋吉藏等が事は田沼騒動の時にして、此時も米一石二百三十目せしと云ふ。南部屋が關所銀、京都市中町毎に銀三貫目宛二朱づつの利足にて、永御借付になりしと云ふ、仰山なる關所銀なりしといへり。

又當正月廿九日、出雲屋孫兵衛召捕られしが、明る日より宿下げにて町預となる。家財は悉く封印付となり、帳面類は残らず御取上げにて、何か御調べの御様子なり。此者斯くなりしとて世間にて悦べる者計りにて、斯く有るべき事なりと言はざる者はなかりしが、二月十九日の騒動にて其噂も止みぬ。近來珍らしき奸悪の者にして、大に人の害になれる奴なり。斯かる不頼の無宿者を取込みて、之が自由にふり廻される程なる事なれば、大鹽といへる名を聞いても、定めて怖ぢ恐れる事ならんと思はる。薩州の風儀も是にて知るべし。

江の子島の築地に、至つて麓末なる青樓有り。三月十七八(日脱カ)の頃、一人の客來りて、二日二夜も居續けをなして遊宴す。此客決して人に逢はず、藝妓の類を呼びて遊びぬれ共、燭臺を燈させず、行燈の火さへ燈心を滅じて僅か一筋になし、大

江の子島
青樓の騒
ぎ

に明りを厭ひ、夜中小便を催しぬれ共下に下る事なく、小茶屋の二階なれば小用處もなき故に、紙屑籠の中に小便をなし、戯に藝妓などの手を握れるに、其手しばしはしびれて覺えなき程の事なるにぞ、こは至つて怪しき客なり。定めて大鹽が餘類ならんと思ひしかば、其旨を町役人へ密に告げしかば大に驚きて、夫は定めて然るべし、何分にも程よくあしらひて引留め置くべし」と言渡し、夫より其邊の仲衆荒し子共を招きて、出口々々を固めさせ置きて、雑喉場會所へ公儀より役人衆出張ある故、先月の大變後、阿波侯にても米屋を打潰し又米屋共不長の商ひなどなして世間騒々しき折柄なる故、御奉行所迄は至つて間違なる故、當堀江三丁目・上難波町・阿波町・堂島・船大工町・雑喉場町・南尾屋町等の會所へ役人出張ある様になりぬ。此旨を訴へ出でし處、此日は工藤何某とやらん云へる役人當番なりしが、之を聞くと忽ち面色土の如くに變じ、其者の人相を尋ねし故、眉毛濃く面は下すばりにしてしかぐの相なりと答へしかば、大に慄ひ出し、夫は至つて強き奴なり。今手先の者漸、四人ならでは此處へ有合さず、之にては如何共なし難し。其方にて固めしといへる人數は何程なるや」と尋ぬるにぞ、若き者共六人にて固めさせ置きし」と答へしに、夫にては十人計りなり、覺束なければ大勢の人數を集め

和歌山の
刀屋大鹽
と間違へ
らる

よといへるにぞ、左様に隙取りぬる内に、若彼者を取逃し候ては其詮なし。早く來りて召捕り給へかし」と、頻に之を促せ共、兎角に出兼ねて大に隙取りしか共、漸々と其青樓へ出來り、手先の者を先へ追遣りぬるにぞ、手先の者據なくして、こはぐ二階に上らんとするを密に呼留めて、其脇指をこゝに抜き置きて無刀にて上るべし。先方強者なれば脇指を奪取られ、却てあちらこちらに斬らるゝ事あらんも計り難し」といへるにぞ、之を抜き捨て、四人連立ち、漸々と二階へ上り、御上意なりと捕りかゝりしに、三人の者散々に投付けらる。其間に下より近邊なる若者共追々に走上り、棒にて散々に打居る手取、足取して、此者の身體からだはいふに及ばず、二階の天井・襖・壁・敷居脱カ・鴨居大に疵だらけにして、漸々と召捕りて御奉行所へ連行きしに、此者は紀州和歌山の刀屋にて、當地へ先日より商ひに來り、遊里に遊びしにて、平日より酒癖有りて、酒を飲みさへする時は頻に陰氣になりて、人に逢ふ事はいふに及ばず、二便にさへも行兼ねる程に氣の引入る様になれる癖ありといふ。何程吟味なしても夫に相違なき事なれば、其儘にて放ち歸されしといふ。をかしき事な

りしとぞ。

先月騒動後の事なりしが、京都小倉の屋敷米拂底に相成りし由にて、早々米を登せぬるやう大坂藏屋敷へ申來れるにぞ、船一艘に積みて此上は乗すに足輕・小頭を乗せ遣せしに、此者至つて鐵炮好きなるに、かゝる騒動後の事なる故、用心の爲にとて鐵炮に玉薬を込めて之を袋に入れて持行きしが、如何なる過ちにてやらん、此火蓋の處へ火移りしかば、思ひかけずも、其玉を飛ばして大なる音せしかば、伏見迄の間に五ヶ所に番所を構へ、川陸共往來の人の荷物迄一々に之を改め、其餘にも途中には悉く固の人数密み居る事なれば、すはや曲者有つて鐵炮を放せしとて、大勢の人数其船を取巻きぬるにぞ、種々申斷れ共之を許さず、直に此者を召捕へて入牢せしめ、藏屋敷留守居を御召出にて御糺し有りしに、夫に相違なき事なれば其旨漸々と御斷り申上げ、其米船を登せる事は御許しを蒙りしか共、入牢せし者は御免なしといふ。

大西與五郎

大西與五郎は大鹽が伯父なる由、此者二月十九日御奉行所より、與方同心一統に召

されぬる時、病氣と稱して召に應せさりしかば、強ひて再び之を召されしにぞ、よんせころなく無據出勤せし故、「其方甥平八事、亂妨狼藉をなす事甚し。早く行きて之を召捕り來れ」と命せられしに、大西が答に、「彼は私甥には候へ共、私共の申す事など相用候者にては之なく、中々私などの手にあひ候様なる者にては之なく候へば、御免蒙り奉るべし」と、之を辭し、大鹽が伯父にして奉行の命に背きし事故、其罪逃れ難しと思へるにや、混雜に紛れて其場より出奔せしが、有馬にて捕へられ入牢せしといふ。此者常々大鹽にあなど（ら脱カ）れ、不快の中なる事なれば、決して彼に與せし事は有るまじけれ共、此度命に背きし上出奔せし事なれば、其罪逃れ難しといへる噂なりし。

瀬田藤四郎

瀬田藤四郎濟之助が父也も二月十八日、息子の嫁を引連れ、衣類其外路用等十分に用意して出奔す。之は大鹽に深き恩義有る事ゆゑ之に與せしか共、所詮叶ひ難き事に思ひぬるゆゑ出奔せしといふ。出奔して其罪を逃れんと思ひぬる其心中、淺ましく未練至極のことなりといふべし。之も捕られて入牢す。又濟之助は古き刺子の破れ

垢附きしに、古き切れの引裂きしを帯となし、首縛りてありしといふ。大しみたれといふべし。

十九日亂妨の時、前にもいへる如く、御城與方に具足持ちたる者のなく、俄に借り具足せんとて御具足奉行に到りしに、御奉行家に有らざりしかば、處々方々尋廻りて、漸と京橋口にて尋ね當りて、具足の事を願ひしに、一存にてはなし難し。一應伺ひし上にて之を計らふべし杯いひて、ごて〜と隙取れるうちに、大鹽が徒船場へ渡り追々と進み來れる故、據無く西町奉行と共に淡路町筋へ出張し、五人進みて鐵炮を打ちしか共、餘り間遠なる故、一つも向へ届きぬる玉なし。引續いて玉を込めんと、鐵炮の筒口を吹拂はんとする時、一人の鐵炮立消えせし有つて、俄に思懸けなく玉を飛ばす。其玉其者の頬を掠りて被りし陣笠に當り、裏より表へ打抜きぬ。西御奉行伊賀守の乗られし馬、其響に恐れて跳上りしかば、忽ち馬より落ちられしといふ。其間に玉造與力坂本源之助といへる者、人家の軒下を密み行き一揆の方へ進みしに、一揆の方には石火矢を西向になし、西の方なる家を打たんとて

坂本源之助

仕掛け居りし處に、後より鐵炮を打懸けし故、筒口を東へ向けんとて車を押廻さんとする處に、源之助近々と進寄り、人家の軒下より、彼石火矢に掛り居る炮術者の後より腰に鐵炮を打當てしかば、此者直にへたりしといふ。この有様を見て與力同心四人計り進み來りて鐵炮を放し、にぞ、之に氣を得て跡より追々に進來り、一揆方には頼み切たる炮術者を打たれし故、之に力を落し散々に亂れしといふ。坂本が打留めしは橋本忠兵衛なりと、専らにいひしかども左に非ず。高槻の浪人者也と云ふ。

百騎衆具足を所持せず

御城内にても百騎衆何れも具足櫃には、衣類・手廻の道具など計りにて、具足持ちし人は一向にこれなき事故、何れも大狼狽にて騒々しく見苦しき事なりしといふ。淺ましき事といふべし。東西にて二百騎の中にて、具足を持ちし者漸く二人ならではなく、火事羽織の用意さへ有る人稀にして、何れも暴に病氣引を騒動と見かけてせしといふ。定めて臆病にて引きしも、其内には多く有りし事なるべし。

與力町にても何れも臆病未練にして、大鹽を取放せし事をばいはで、世間にて兒女輩のいへる如く、彼は先年切支丹の仕置せし時、其書物を熟覽せし事なれば、其邪法を以て身を隠せしものならんなど噂すといふ、可笑事なり。

鴻池屋善
右衛門と
大鹽

鴻池屋善右衛門が一統は、大鹽が一番に焼立てし船場にての手始めにして、本家の藏は三ヶ所迄焼失す。亂妨分けて甚しくありしといふ。善右衛門は行衛しれず、妻は藏に逃込みて、石火矢にて打殺されしなど其節専ら風聞せしが、左様にてはなかりしに、其後に至り米買占せし故、闕所となれる由など風説し、又淀屋橋へは鴻池を打潰すといへる張紙せしといふ。其外いかなる事にや、鴻池の世評散々の事なりし。

大鹽平八郎、鴻池三井其外其邊を焼立て加鳥屋を焼き、兩御堂を焼き、近江屋久右衛門、辰巳屋久右衛門、飾屋六兵衛等を焼打つといへる風説喧かりしかば、其目指せるといへる家々の近邊は、別けて大に狼狽へ騒ぎて、其後に至りぬれど〔もカ〕暫くはうろろとして、人々渡世の業を打捨て有りしにぞ、只さへ暮しかぬる程の者共なるに、何もせでありし事なれば、其日の糧に盡きぬるやうになりぬるにぞ、辰巳屋久右衛門が借家に住める者共一統に申合せ、久右衛門方へ合力を頼みしかば、銘々へ鳥目貳文づつ遣せしといふ。此邊至つて貧窮人の多き所なる故、町内一統に申合

辰巳屋久
右衛門困
窮人に苦
めらる

せ、銘々共が此度かゝる騒動によりて狼狽へ廻り、手仕事もえせで多くの日を暮せしことは、畢竟辰巳屋といへる者有りて、この家を焼打に来るといへるが故なり。我等が難澁に及べることは、全く久右衛門故の事なり。然るに其借家計りに合力して、此方共を捨置きては相濟み難し。何れも一統に行きて其合力を受くべし」と言合せて、大勢久右衛門方へ押掛けぬ。然るに又難波なる同人が頼み寺の近邊に住める處の體、坊主共男女の別なく大勢連立ちて合力を頼來り、其邊大に群をなす事なれば、騒動に及ばん事を恐れて、四ヶ所の番人共を招き寄せ、門口を守りて人を制せしむれ共、更に手に合はずしていかんともなし難く、久右衛門方にては其求めに應ずれば又外よりも追々に出來り、其際限も有るまじく、之を強ひて斷りなばいかなる大變に及ばんも計り難しとて、大に困り入りて途方にくれぬる事なりといふ。

東御町奉行當所被致永勤候様、町人共々西御奉行所へ願出候書付之寫

一、近來米價高直にて、殊に去る申夏已來格別高直に相成候故、如何成行き可申哉